

京華要誌  
上

3  
209

025307-001-5

3-209

京華要誌

內貴 甚三郎 / 著

1冊

M28

ADC-2738





3  
209

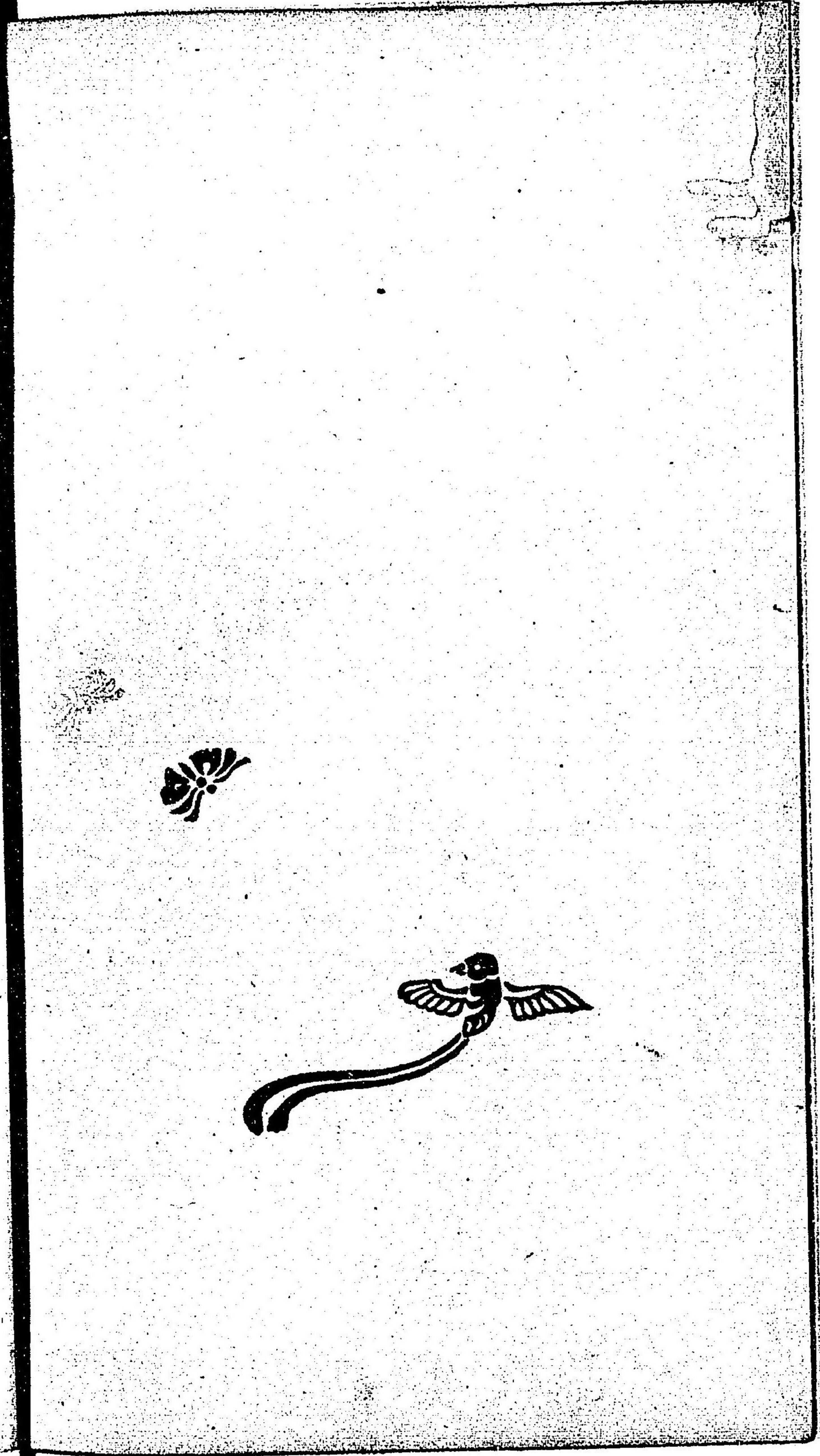
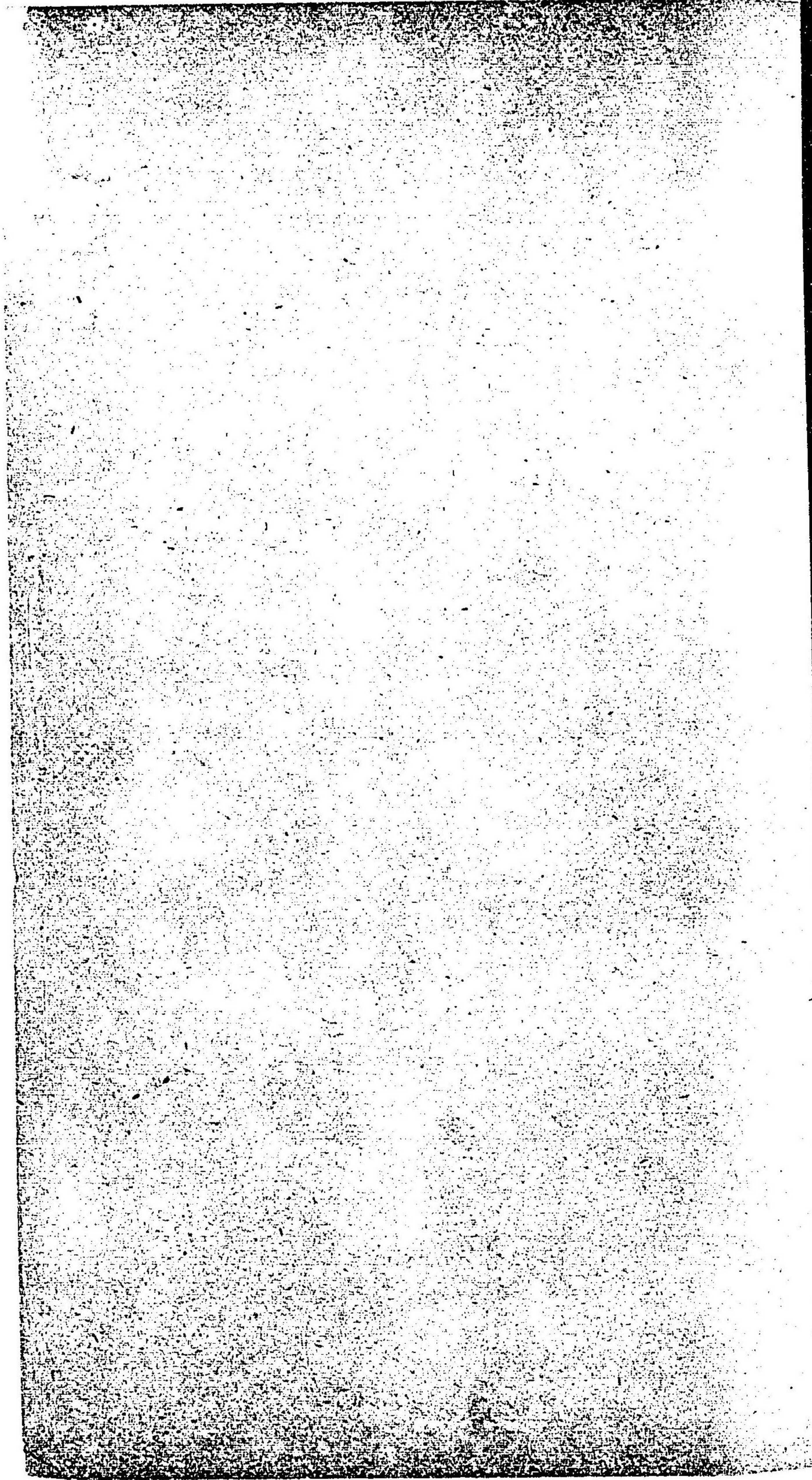
映  
入

京華要誌

上











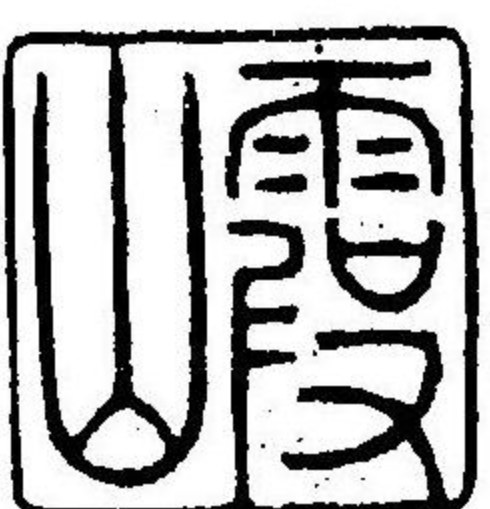
呼種秀合



明治乙未春日

石谷先生協贊

公壽近衛

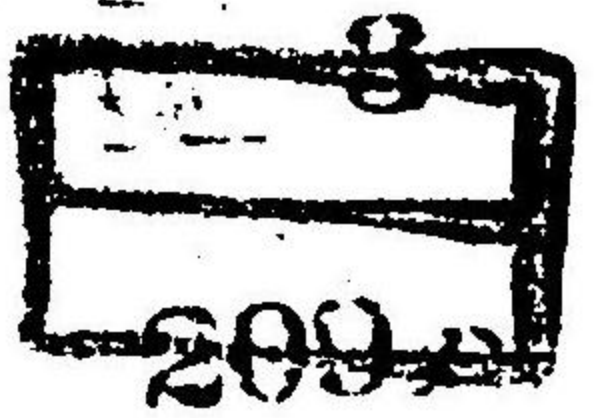


石谷先生

鞠躬甚云欲答恩

光白髮丹心任嘆

狂西海風濤及東





雪山河到處說

先王

東山東海又山陽

一路春風花正香

到交觀光無限

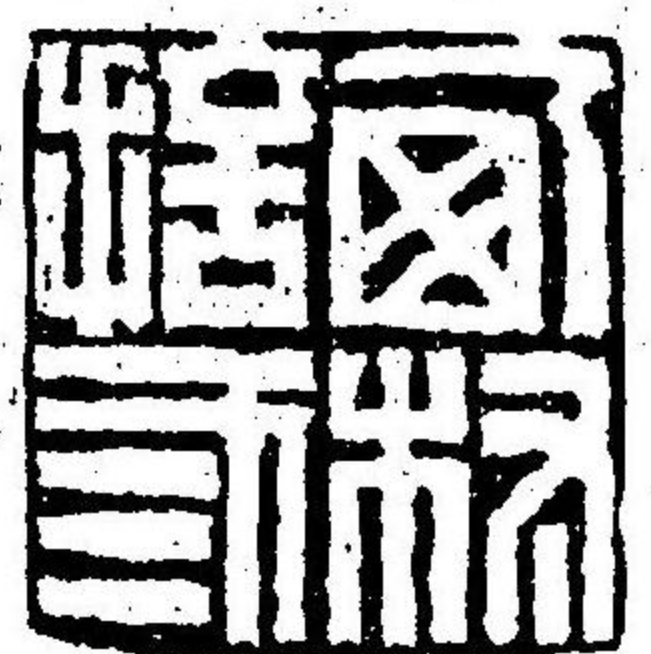
威滿天祥霽穰



先王

明治十八年二月

醉處西村捨三題



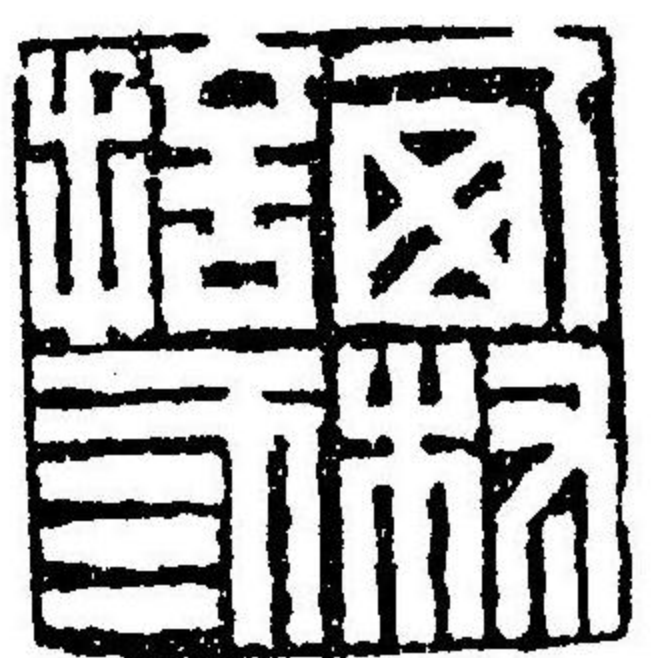
京華夢記卷之三  
 風土記名勝志古今類共撰蓋乘滄海各  
 朝更於夕今異於昨而好事者亦隨時  
 稽說真假混亂名實存乎至不可辨晰  
 因寫之文在具眼者不克於漢得效尤  
 弊宜矣撰著汗牛而考據的確紀事  
 精到者解之我京都為千年奠自均所  
 傳為萬世廟社之靈靈以山水秀明神  
 佛刹之莊嚴工藝美術之巧緻物類共  
 稱為宇內之雙加今年黃如紀宗宗矣



先王

明治十八年二月

醉處西村捨三題



京華要誌叙

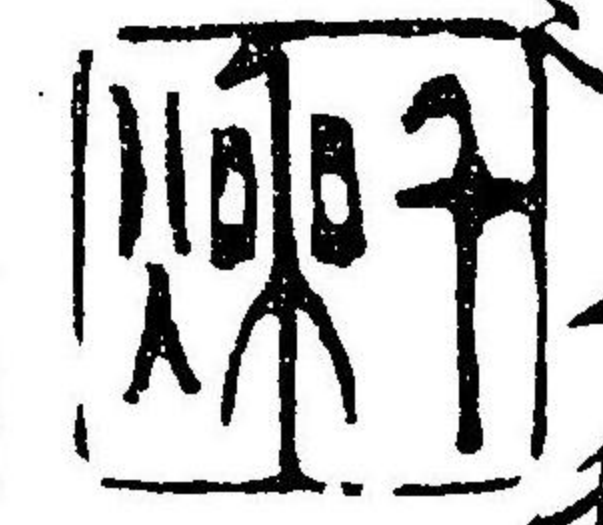


風土記名勝志古今類共撰蓋乘俗各  
朝更於少今異於昨而好事者亦隨  
稽說實假混亂名實殆汗至不可辨  
因得之文在具眼者不免於誤修  
弊宜矣撰著汗牛而考據的確紀事  
情到者解之我京都為千年奠自均  
勝為萬世廟社之靈靈山水秀明神  
佛刹在嚴工藝美術之巧綴繪畫  
稱為宇內之雙加今年黃如紀奈奈



吾前之摩西而勸業村覽會創未名者  
巨觀也願其方輻湊尉書相習于志必矣  
而大都事物如海如江若不有書者  
信通則後不復理得之歎哉其有得於  
新書者久矣亦市有見於此志年之始  
嗚呼史員歸去書成名曰京華要志未  
余弁言余受之視之上自建都鴻圖聖蹟  
宮之宏艱以五夫名勝舊蹟之梗際人事  
存物之微細首之以紀念系著者未附近府  
縣名勝細大不遺舉凡京華考其源委

證其沿革特用力於紀實但事物之繁浩  
條緒之多端加以日月短迫其於紀載不可  
言萬無一錄漏然特近記我京都勝蹟  
者是為一而於京華探遊者之津梁  
指針矣千秋深喜其志之成也亦不可以不  
無一言於是乎序  
於平安和苑第  
京都府知事渡邊千秋撰序書





此日春雨霏霏偶接我征清軍  
 島主領之捷報奉一大觥酒氣拂  
 之志余書不甚佳只陰少有意  
 力者於一笑閱者而披展久之

千秋又識



京華要誌

凡例

吉田待郎氏 寄贈本

- 一 此書は今回紀念祭の舉行あるに際し市の事業として昨年初其編纂を當部に附托せられたるものにして當時平安通志の編纂正に酷に部員寡少事務多端にして一意力を此書に集むる能はず事實行文共に充分の検討を爲すに暇なく往々疎脱誤謬なきを保せず覽者之を諒せよ
- 一 千有餘年帝都の文物は燦然として發達し現時に至り森羅萬象新陳會錯し世界稀有の偉觀を成す詳細に記載すれば數帙の大部をなすを以て總ての記事簡要を主とし携帶の便を圖れり覽者其疎略を咎むる勿れ
- 一 歴代天皇皇族の稱呼に謚號院號宮號等を並用するは皆普通慣用の稱呼に據り別に義例なしたる人臣の氏名に官位雅號諱字等を混用するも別に意義あるにあらす
- 一 文體は極めて平易を主としたれば傍訓を附せず但し地名人名神佛名等讀み



此日春雨霏霏  
 偶接我紅清軍  
 島占領捷報  
 一犬敵酒氣  
 力者於一笑  
 閑者兩波  
 壞久

千秋又識



京華要誌

凡例

吉田待郎氏 寄贈本

此書は今回紀念祭の舉行あるに際し市の事業として昨年初其編纂を營部に  
 附托せられたるものにして當時平安通志の編纂正に耐に部員寡少事務多端  
 にして一意力を此書に集むる能はず事實行文共に充分の検討を爲す暇な  
 く往々疎脱誤謬なきを保せず覽者之を諒せよ

千有餘年帝都の文物は燦然として發達し現時に至り森羅萬象  
 新陳代謝の世

簡要を主とし携帶の便を圖れり覽者其疎略を咎むる勿れ

一 歴代天皇皇族の稱呼に謚號院號宮號等を並用するは皆普通慣用の稱呼に據  
 り別に義例なしました人臣の氏名に官位雅號諱字等を混用するも別に意義あ  
 るにあらず

一 文體は極めて平易を主としたれば傍訓を附せず但し地名人名神佛名等讀み





難きものに限り之を附す

一 編纂材料に引用したる新古の載籍各種の報告等數百千數に上る今煩を避け一々之を掲出せず

一 凡そ統計數表に係るものは務めて最近の調査に據りたれども調査未だ成らず已むを得ず二三年前の數目を補填したるものあり

一 社寺の緣起古跡の傳説等に往々荒唐無稽に類するものあり然れども傳來の久しく世人の口耳に爛熟したるものは一切抹殺するに忍びず姑く探つて之を記載せり

一 聯合府縣の記事は名勝及び社寺を主とし官衙學校製造所及び旅店の著名なるもの等を遊覽の途次に補記したれば京都の記事と自ら體裁を異にせり以上は編纂の大體にかゝる要項にして其他各種目にみな緒言あり就て見るへし

明治廿八年三月

京都市編纂部

目次

上卷

總說	一
京都創立沿革	三
山城國	九
附山城國圖	
現今京都	一一
皇宮	一五
附沿革概畧	
御苑	三〇
附御苑内揭示	
仙洞御所	三三
附大宮御所	



二條離宮	三七
修學院離宮	四七
桂離宮	五三
附御所離宮拜觀手續	
帝國京都博物館	六五
官衙	六八
諸官衙一覽表	
紀念祭設計及協贊會	七一
平安神宮	七七
附紀念殿	
第四回內國勸業博覽會	八二
附來觀者心得	
時代品展覽會	八七
附來觀者心得	
待賓協會	八九

學	校	九〇	
第三高等學校	九一	府立尋常師範學校	九二
府立尋常中學校	九二	府立高等女學校	九三
府立醫學校	九三	府立京都商業學校	九三
市立盲聾院	九四	市立美術工藝學校	九四
市立樂織學校	九五	市立上京高等小學校	九五
市立下京高等小學校	九六	尋常小學校	九六
同志社學校	九六		
病院	九九		
京都療病院	一〇〇	病院一覽表	一〇一
琵琶湖疏水	一〇二		
公園	一〇六		
附安養寺	双林寺	長樂寺	
重要物產	一一三		
各種協會	一一九		



保勝會	一二〇	京都府教育會	一二〇
皇典講究分所	一二一	日本弘道會京都支會	一二一
皇道本局	一二二	平安德義會	一二三
反省會	一二四	京都尙武義會	一二四
邦光社	一二五	本草會	一二六
京都博覽協會	一二六	京都美術協會	一二八
尙古學會	一二九	京都府農會	一二九
五二會	一三〇	水電協會	一三一
日本赤十字社京都支部	一三一	威化保護院	一三二
京都婦人慈善會	一三三	京都婦人慈善教會	一三四
盲聾院慈善會	一三四	大日本私立衛生會京都支會	一三五
京都醫學會	一三六	京都醫學會	一三六
京都藥劑師會	一三七	京都青年會	一三七
交通	一三九		
京都各地間路線車船便宜	一三九		

旅	電氣鐵道	一四〇	人力車	一四三
旅	店	一四八		
著名商家	一五四			
著名商店	一六八			
各興行場	二〇四			
四條南座	二〇四	祇園	二〇五	
常盤座	二〇五	阪井	二〇六	
夷勝座	二〇六	都踊	二〇六	
遊覽曆表	二一〇	遊覽箇所略圖		
東山	二二七	加茂川	二二八	
中央部		附各大橋及四條河原納涼		
附如意岳				



矢田地蔵	二二三	天性寺	二二三
本能寺	二二三	妙満寺	二三四
善導寺	二三五	高瀬川	二三五
高田坊	二三六	革堂	二三六
下御靈社	二三七	宗像神社	二三七
菅原院天満宮	二三八	護王神社	二三九
梨木神社	二三九	遣迎院	二四〇
廬山寺	二四一	淨華院	二四二
本願寺	二四二	相國寺	二四三
大聖寺	二四七	靈光院天満宮	二四七
白峰宮	二四八	晴明神社	二四九
瑞龍寺	二四九	名和長年公碑	二四九
堀川	二五〇	辰橋	二五〇
聚樂邸址	二五一	御所八幡宮	二五一
瑞泉寺	二五二	新京極	二五三
		以上上京	

誓願寺	二五四	和泉式部塔	二五五
蛸薬師	二五五	圓福寺	二五六
安養寺	二五六	錦天満宮	二五六
歡喜光寺	二五七	金蓮寺	二五七
築殿地蔵	二五八	八坂神社御旅所	二五八
大雲院	二五九	神宮教京都本部	二六〇
淨教寺	二六一	御影堂	二六一
長講堂	二六二	太子堂白毫寺	二六三
市比賣神社	二六三	宗仙寺	二六四
本派本願寺	二六五	大谷派本願寺	二六九
興正寺	二七二	本國寺	二七三
角屋	二七五	佐女牛井	二七六
藏内氏茶亭	二七六	夕顔塚	二七七
佛光寺	二七七	玉津島神社	二七九
因幡堂	二七九	五條天神社	二八〇



下卷

東南部上

住吉神社	二八〇	圓山應翠墓	二八一
菅大臣神社	二八一	紅梅殿神社	二八一
空也堂	二八二	頂法寺	二八三
尊攘堂	二八四	以上下京	
日岡神明宮	一	佛光寺廟所	二
良恩寺	二	粟田神社	三
祿勝院	四	植髮堂	四
青蓮院	四	知恩院	五
八坂神社	一	一力亭	一三
仲源寺	一四	將軍塚	一四
東大谷別院	一五	七觀音院	一六

安井神社	一六	建仁寺	一七
有樂館	二〇	惠美須神社	二〇
六波羅密寺	二一	念佛寺	二二
八坂庚申堂	二三	八坂ノ塔	二三
翠紅館	二三	高臺寺	二四
靈山招魂場	二七	正法寺	二七
清水寺	二八	地主神社	三三
清閑寺	三四	島部山	三五
後京極攝政藤原良經公碑	三五	西大谷	三六
若宮八幡宮	三七	三島神社	三八
佐藤繼信兄弟塔	三九	小松谷正林寺	四〇
妙法院	四〇	新日吉神社	四三
智積院	四四	豐國神社	四五
大佛殿	四六	耳塚	四七
蓮華王院	四七	養源院	五〇



新熊野神社	五〇	劔神社	五一
今熊野觀音	五一	泉涌寺	五二
雲龍院	五四	夢の浮橋	五四
一の橋	五四	瀧尾神社	五五
法性寺	五五	東福寺	五六
稻荷神社	六二	石峰寺	六五
寶塔寺	六五	瑞光寺	六六
十二帝陵	六七	嘉祥寺	六七
眞宗院	六八	仁明天皇陵	六八
藤森神社	六九	桓武天皇陵	六九
伏見城墟	七〇	三夜莊	七一
觀月橋	七二	月橋院	七二
京橋	七三	御香宮神社	七三
西岸寺	七四	金札神社	七五
伏見町	七五	欣淨寺	七六

墨染寺	七六	花山元慶寺	七八
東南部下		天智帝陵	七九
日岡	七八	毘沙門堂	八〇
大石稻荷	七九	山科大谷派別院	八二
安禪寺	八〇	十禪寺	八四
護國寺	八一	四の宮川	八五
山科本派別院	八三	音羽瀧	八六
諸羽神社	八四	岩屋神社	八六
法殿寺	八五	大石良雄宅址	八八
音羽神社	八六	宮道神社	八九
坂上田村麻呂公墓	八七	隨心院	九〇
勸修寺	八八	三寶院	九二
藤原高藤公墓	八九		
下醍醐寺	九一		



興聖寺	喜撰ヶ嶽	彼方神社	菟道山陵	三室戸寺	宇治火藥庫	藤原氏歷世墓	木幡關址	八科嶺	石田神社	日野	長尾天神社	朱雀帝陵	清瀨神社	理性院
一一〇	一〇九	一〇八	一〇七	一〇七	一〇三	一〇二	一〇一	一〇〇	九九	九七	九七	九六	九五	九三
龜石	宇治神社	朝日山	橋寺	蜻蛉石	萬福寺	許波多神社	正行寺	佛國寺	六地藏	法界寺	笠取山	金剛王院	醍醐帝陵	上醍醐寺
一一二	一〇九	一〇九	一〇八	一〇七	一〇三	一〇二	一〇一	一〇〇	九九	九八	九七	九六	九六	九四

東北部

檀王法林寺	要法寺	滿足稻荷神社	南禪寺	永觀堂	光雲寺	靈鑑寺	法然院	白河越	熊野神社	岡崎神社	善正寺	真如堂
一一三	一一四	一一五	一一六	一二四	一二七	一二九	一三〇	一三四	一三五	一三七	一三八	一四二
頂妙寺	寂光寺	開名寺	滿願寺	若王子	大豐神社	安樂寺	銀閣寺	將軍地藏	聖護院	岡崎別院	金戒光明寺	東北院
一一三	一一五	一一六	一二三	一二六	一二八	一二九	一三二	一三五	一三七	一三八	一三九	一四五



迎稱寺	一四五	吉田神社	一四六
卜部家齋場	一四七	宗忠神社	一四八
知恩寺	一四八	詩仙堂	一五一
石川文山墓	一五二	金福寺	一五二
曼珠院	一五二	圓光寺	一五三
音羽の瀧	一五四	林丘寺	一五四
赤山神社	一五五	山端	一五六
三宅八幡宮	一五六	御蔭社	一五七
八瀬	一五七	御所谷碑	一五七
小野毛人の墓	一五八	大原	一五八
小野山	一五九	惟喬親王の舊跡	一六〇
魚山	一六〇	呂川律川	一六一
清和井水	一六一	三千院	一六一
後鳥羽帝順德帝御陵	一六二	證據の彌陀	一六二
往生極樂院	一六三	來迎寺	一六四

音無の瀧	一六四	寂光院	一六五
龍華越	一六五	江文神社	一六六
大雲寺	一六六	實相院	一六七
圓通寺	一六七	本涌寺	一六八
妙泉寺	一六九	鴨御祖神社	一六九
本満寺	一七二	幸神社	一七二
阿彌陀寺	一七三	十念寺	一七三
上御靈神社	一七四	天寧寺	一七五
西園寺	一七五	上善寺	一七六
三時知恩寺	一七六	光照院	一七六
夢覺寺	一七七	妙顯寺	一七七
妙覺寺	一七八	本法寺	一七九
千家茶亭	一七九	報恩寺	一八〇
寶鏡寺	一八〇	妙蓮寺	一八一
瑞光院	一八一	大應寺	一八二



賀茂別雷神社 一八二  
鞍馬寺 一八五  
峰定寺 一九一

市原 一八五  
貴船神社 一八九

西北部

般舟三昧院 一九三  
本隆寺 一九四  
大報恩寺 一九四  
七野神社 一九六  
舟岡 一九七  
雲林院の趾 一九八  
今宮神社 二〇五  
鐘打山 二〇七  
正傳寺 二〇七  
稜敷嶽 二一〇

歡喜寺 一九三  
石像寺 一九四  
引接寺 一九五  
紫野 一九七  
建勳神社 一九八  
大德寺 一九九  
藥師山 二〇六  
神光院 二〇七  
金峯寺 二〇八  
小野道風社 二一〇

菩提深 二一〇  
鏡石 二一一  
紙屋川 二一二  
淨福寺 二一三  
北野神社 二一三  
清和院 二一七  
平野神社 二一八  
衣笠山 二二五  
慈眼寺 二二六  
立本寺 二二八  
眞如寺 二二九  
龍安寺 二三一  
仁和寺 二三二  
光孝天皇御陵 二三六  
般若寺 二三六

光悅寺 二一一  
石隆 二一一  
蓮臺寺 二一二  
智惠光院 二一三  
觀音寺 二一七  
木光寺 二一八  
金閣寺 二二〇  
大極殿舊址 二二六  
華開院 二二七  
大將軍社 二二八  
尊持院 二二九  
七陵 二三二  
宇多天皇御陵 二三六  
鴨瀧 二三六  
蓮華峯寺 二三七



砂光寺印金堂	二三七	梅畑八幡宮	二三八
高雄横尾及梅尾	二三八	神護寺	二四〇
西明寺	二四二	高山寺	二四三
雙岡	二四五	清原夏野公墓	二四五
法金剛院	二四五	妙心寺	二四六
神泉苑	二五三	木島神社	二五四
大酒神社	二五四	廣隆寺	二五五
帷子の辻	二五七	車折神社	二五八
千代の古道	二五八	廣澤池	二五八
遍照寺	二五九	大澤池	二五九
大覺寺	二六〇	直指庵	二六一
富浦谷	二六一	體験帝陵	二六一
清涼寺	二六二	小楠公首塚	二六五
厭離庵	二六五	清瀧	二六六
愛宕山	二六六	愛宕神社	二六六

月輪寺	二六七	水尾山寺	二六八
清和帝陵	二六八	體験野	二六九
後龜山天皇御陵	二六九	往生院址	二六九
勾當内侍隱棲舊址	二七〇	新田義貞首塚	二七〇
小倉山	二七一	二尊院	二七一
常寂光寺	二七四	野の宮	二七四
龜山殿舊趾	二七五	天龍寺	二七六
後醍醐龜山二帝陵	二七八	鹿王院	二七八
曇華院	二七九	臨川寺	二七九
嵐山	二八〇	法輪寺	二八三
月讀宮	二八五	松尾神社	二八五
地藏院	二八七	西芳寺	二八七
淨住寺	二八八	眞如寺	二八九
梅の宮	二八九	長福寺	二九〇
久遠寺	二九一	高山寺	二九一



西南部

壬生寺	二九二	更雀寺	二九三
源為義塚	二九五	六孫王神社	二九五
教王護國寺	二九六	西寺	三〇〇
羅城門舊址	三〇〇	吉祥院天滿宮	三〇一
淳和帝火化所	三〇一	向日町	三〇二
向神社	三〇二	眞經寺	三〇三
長岡郡趾	三〇四	願徳寺	三〇四
長岡山陵	三〇五	大原野神社	三〇五
花の寺	三〇六	弟國故都	三〇九
淳和帝陵	三〇九	金蔵寺	三一〇
三鈴寺	三一〇	善峰寺	三一三
十輪寺	三一五	在原業平母塔	三一五
乙訓神社	三一六	粟生光明寺	三一六

長法寺	三一八	寂照院	三一九
乙訓寺	三一九	長岡天満宮	三二〇
楊谷寺	三二一	土御門帝陵	三二二
神足神社	三二二	勝龍寺城址	三二二
圓明寺	三二三	萬原親王墓	三二三
小倉神社	三二四	天王山	三二四
酒解神社	三二五	觀音寺	三二五
寶積寺	三二七	妙喜庵	三二八
離宮八幡宮	三二八	關戸祠	三二九
與杼神社	三二九	羽束師社	三三〇
實相寺	三三一	戀塚	三三一
鳥羽離宮趾	三三二	眞幡寸神社	三三二
竹田	三三三	不動院	三三三
安樂壽院	三三四	白河帝陵	三三五
鳥羽帝陵	三三五	近衛帝陵	三三五



金光寺	三三五	南部	宇治町	三三七	宇治川	三三八
			宇治橋	三三九	平等院	三三九
			橋姫祠	三四二	縣神社	三四二
			巨椋神社	三四二	伊勢田神社	三四三
			巨椋湖	三四三	久世神社	三四四
			長池	三四五	玉津岡神社	三四五
			玉水	三四六	井手玉川	三四六
			有王山	三四七	光明山	三四七
			高倉宮	三四七	蟹滿寺	三四八
			神童寺	三四八	泉橋寺	三四九
			高麗寺舊蹟	三四九	木津川	三五〇
			木津町	三五〇	一の坂念佛石	三五一

加勢山	三五一	瓶原	國分寺	三五二
瓶原宮址	三五二	國分寺	國分寺	三五二
相樂頼宮址	三五三	恭仁の都故址	恭仁の都故址	三五三
海住山寺	三五三	岡田離宮址	岡田離宮址	三五四
岡田鴨神社	三五四	淨瑠璃寺	淨瑠璃寺	三五五
笠置寺	三五六	宇治白川	宇治白川	三五九
宇治田原	三六〇	天武天皇祠	天武天皇祠	三六〇
田原天皇社	三六一	禪定寺	禪定寺	三六一
信西塚	三六一	猿丸大夫祠	猿丸大夫祠	三六二
金胎寺	三六二	大智寺	大智寺	三六三
淀城趾	三六四	八幡町	八幡町	三六五
八幡山	三六五	男山八幡宮	男山八幡宮	三六五
小野頼風塚	三六九	橋本	橋本	三六九
正法寺	三七〇	妙勝禪寺	妙勝禪寺	三七〇
倚城故都趾	三七一	祝園神社	祝園神社	三七一



土 師 三七二

藤原百川公墓 三七二

丹波丹後部

金剛寺	三七四	穴太寺	三七五
常照寺	三七五	舞鶴	三七六
普甲山	三七七	宮津町	三七七
天橋山智恩寺	三七八	天橋立	三七八
眞井原	三八〇	成相寺	三八〇
祭事	三八二	御蔭祭	三八七
葵祭	三八二	男山八幡宮祭	三八九
上加茂競馬	三八七	稻荷神社祭禮	三九三
松尾神祭禮	三九二	今宮神社祭禮	四〇三
祇園會	三九四	下御發社祭禮	四〇五
上御發社祭禮	四〇四		
太秦牛祭	四〇五		

附 錄

聯合府縣記事

聯合府縣事由 一

附聯合府縣圖

奈良縣 四

奈良町 五

開化帝陵 七

猿澤池 七

淺茅原公園 〇

春日野 一

高圓山 二

春日神社 三

平城の都址 六

率川座大神御子神社 七

興福寺 八

帝國奈良博物館 一

元興寺 二

新藥師寺 三

水谷の社 六



三笠山	一六	嫩草山	一六
手向山神社	一七	東大寺	一八
正倉院	二三	般若寺	二五
雍夏峰の御陵	二六	佐保山の陵墓	二七
不退寺	二七	法華寺	二七
法華寺西大寺間古蹟	二八	西大寺	二九
秋篠寺	三〇	靈山寺	三一
寶山寺	三一	唐招提寺	三二
藥師寺	三五	那山町及其近傍名所	三八
金剛山寺	三八	松尾寺	三九
法起寺	四〇	法輪寺	四〇
法隆寺	四一	法隆寺東院	四六
廣瀬神社	四八	龍田川	四八
朝護孫子寺	四九	龍田本宮	四九
達磨寺	五〇	當麻寺	五一

神武天皇陵	五二	橿原神宮	五三
三山	五三	久米寺	五四
橋寺	五五	岡寺	五五
南法華寺	五六	世尊寺	五七
談山神社	五七	文珠院	五九
長谷寺	五九	大神神社	六一
大和神社	六一	石上神社	六一
六田淀	六二	下市町	六二
吉野山	六二	月瀬	六八
大阪府	七一		
大阪市	七二	大阪城	七二
真田山	七四	高津宮の趾	七四
國分寺	七五	長寶寺	七五
天満橋	七六	天神橋	七六



難波橋	七六	中の島公園	七七
堂島	七八	高津神社	七八
生玉神社	七九	道頓堀	七九
千日前	八〇	和光寺	八一
大阪府廳	八一	大阪河口	八二
大阪造幣局	八二	櫻の宮	八三
天満宮	八四	大融寺	八四
凌雲閣	八五	鶴満寺	八五
大和田及佃島	八五	崇禪寺	八六
四天王寺	八六	天王寺公園地	九〇
商業シラフ	九〇	廣田神社	九一
天下茶屋	九一	今宮の恵比須	九二
安部野神社	九二	住吉公園	九三
住吉神社	九四	富田本照寺	九五
櫻井の驛趾	九六	待宵小侍従の墓	九六

河内國	九七	天野山金剛寺	九八
三田市	九九	觀心寺	九九
金剛山千鈿破城趾	一〇一	赤阪城趾	一〇二
富田林	一〇三	上太子	一〇三
梅鉢の陵	一〇五	通法寺及壺井八幡	一〇五
古市近傍の古跡	一〇六	道明寺天神	一〇七
葛井寺	一〇八	下太子	一〇八
枚岡神社	一〇九	野崎の觀音	一一〇
飯盛山	一一〇	四條阪古戰場	一一一
楠木正行墓	一一一	四條阪神社	一一二
和泉國	一一三	堺市	一一三
大濱公園	一一四	開口社	一一四
菅原社	一一五	大安寺	一一六
妙國寺	一一六	祥雲寺	一一七
南宗禪寺	一一七	仁徳帝御陵	一一八

17.5 x 25



反正帝御陵 一一八  
大島神社 一一九

風中帝御陵 一一九

兵庫縣

神戸市 一二二  
布引の冷泉 一二三  
生田神社 一二四  
相生橋 一二五  
廣嚴寶勝禪寺 一二六  
來迎寺 一二七  
和田神社 一二八  
須磨の浦 一二八  
網敷天神 一三〇  
敦盛の塔 一三〇  
明石 一三二

布引の瀨 一二三  
神戸市著名の官衙 一二四  
阪訪山遊園地 一二五  
湊川神社 一二五  
湊山温泉 一二七  
平清盛の塔 一二七  
和田岬 一二八  
須磨寺 一二九  
一の谷古戰場 一三〇  
舞子濱 一三一  
明石の浦 一三二

明石姫路間名所

摩耶山 一三五  
西の宮の戎 一三六  
寶塚の温泉 一三七  
笑面山瀧安寺 一四一  
城の崎温泉 一四二

姫路

西の宮 一三六  
廣田神社 一三七  
有馬の温泉 一三八  
御料局生野支廳 一四一

岡山縣

岡山市 一四七  
宗忠神社 一四九  
蓮臺寺 一五〇  
金乃神社 一五〇

後樂園

吉備津神社 一四九  
由加神社 一五〇  
西大寺 一五一

廣島縣

廣島市 一五三

宇品港

一五四



幻住庵	一七二	石山寺	一七三
立木觀音	一七四	瀬田	一七四
建部神社	一七五	唐崎	一七五
日吉大社	一七六	來迎寺	一七七
西教寺	一七七	滋賀院	一七八
東照宮	一七八	比叡山	一七八
延曆寺	一八〇	堅田の浮御堂	一八四
比良山	一八四	白贖神社	一八四
藤樹書院	一八五	草津	一八五
三上山	一八六	御上神社	一八六
錦織寺	一八六	八幡町	一八六
岡山	一八七	長命寺	一八七
安土古城	一八八	安土淨嚴院	一八八
觀音寺山	一八九	永源寺	一八九
永源寺の楓	一九〇	百濟寺	一九〇

吳港	一五四	殿島	一五四
瀬戸内の風光	一五七	尾道	一五七
福山	一五九	萩寺	一五九
朝津	一五九		
香川縣	一六一		
高松市	一六一	屋島	一六二
五劍山	一六二	白峰	一六二
丸龜町	一六三	多度津	一六三
善通寺	一六三	金刀比羅神社	一六四
滋賀縣	一六六		
琵琶湖	一六七	大津	一六八
三井寺	一六九	高觀音	一七一
義仲寺	一七一	膳所	一七二



四日市	能褒野神社	關	柘植	三重縣	信樂茶及び陶器	矢川神社	菅山寺	余吳湖	膽吹山	丹生養魚場	多景島	多賀神社	金剛輪寺
二〇三	二〇三	二〇二	二〇一	二〇〇	一九九	一九八	一九七	一九六	一九六	一九五	一九四	一九二	一九一
石薬師	桑名町	龜山	上野			川枯神社	竹生島	賤ヶ嶽	木本の地蔵	長濱町	米原	彦根	西明寺
二〇四	二〇三	二〇二	二〇一			一九九	一九七	一九七	一九六	一九五	一九四	一九二	一九一

鳥羽港	勝峰山金剛證寺	河崎町	内宮神苑	一の島居	林崎文庫	宇治	尾部御陵	農業館	外宮神苑地	宇治山田町	宮川	大淀の松	松阪	専修寺
二一八	二一六	二一六	二一五	二一四	二一三	二一二	二一一	二一一	二一〇	二〇八	二〇七	二〇六	二〇五	二〇四
伊雜宮	二見浦	朝熊岳	神社港	皇大神宮	五十鈴川	慶光院	古市町の町	豊宮崎文庫	神苑會	豊受大神宮	伊勢櫻	香良州	齋宮村	津市
二一九	二一七	二一六	二一五	二一四	二一三	二一二	二一一	二一一	二一〇	二〇九	二〇八	二〇七	二〇六	二〇五



岐阜縣

大谷吉隆の墓	二二〇
關ヶ原古戰場	二二一
南宮神社	二二二
赤阪虚空藏	二二二
谷汲山華嚴寺	二二三
養老の深布	二二四
稻葉山	二二五
伊奈波神社	二二六
長良川	二二七
源賴政首塚	二三一
木曾川	二三一
虎溪山	二三二

不破關古跡	二二〇
天武帝行宮址	二二一
青墓の里	二二二
霞間溪	二二二
大垣町	二二三
岐阜市	二二五
岐阜公園	二二六
兩本願寺別院	二二七
護國寺	二三〇
興山	二三一
蟹薬師	二三二

愛知縣

一の宮町	二三四
妙興寺	二三五
國應舊址	二三七
津島神社	二三七
清洲町	二三八
名古屋離宮	二四〇
真福寺	二四一
西別院	二四一
政秀寺	二四二
琵琶町	二四三
熱田町	二四四
八劍宮	二四六
笠置寺	二四七

真清田神社	二三四
大國靈神社	二三六
曼陀羅寺	二三七
津島	二三八
名古屋市	二三九
東照宮	二四〇
建中寺	二四一
東別院	二四二
五百羅漢	二四二
豊國神社	二四三
熱田神宮	二四五
源賴朝誕生舊址	二四七
有松町	二四七



桶狭間古戰場	二四八	龜崎港	二四八
半田港	二四九	武豊港	二四九
常滑陶器窯	二五〇	大御堂寺	二五〇
小牧山	二五一	瀬戸陶器窯	二五二
大縣神社	二五二	犬山町	二五三

### 京華要誌上

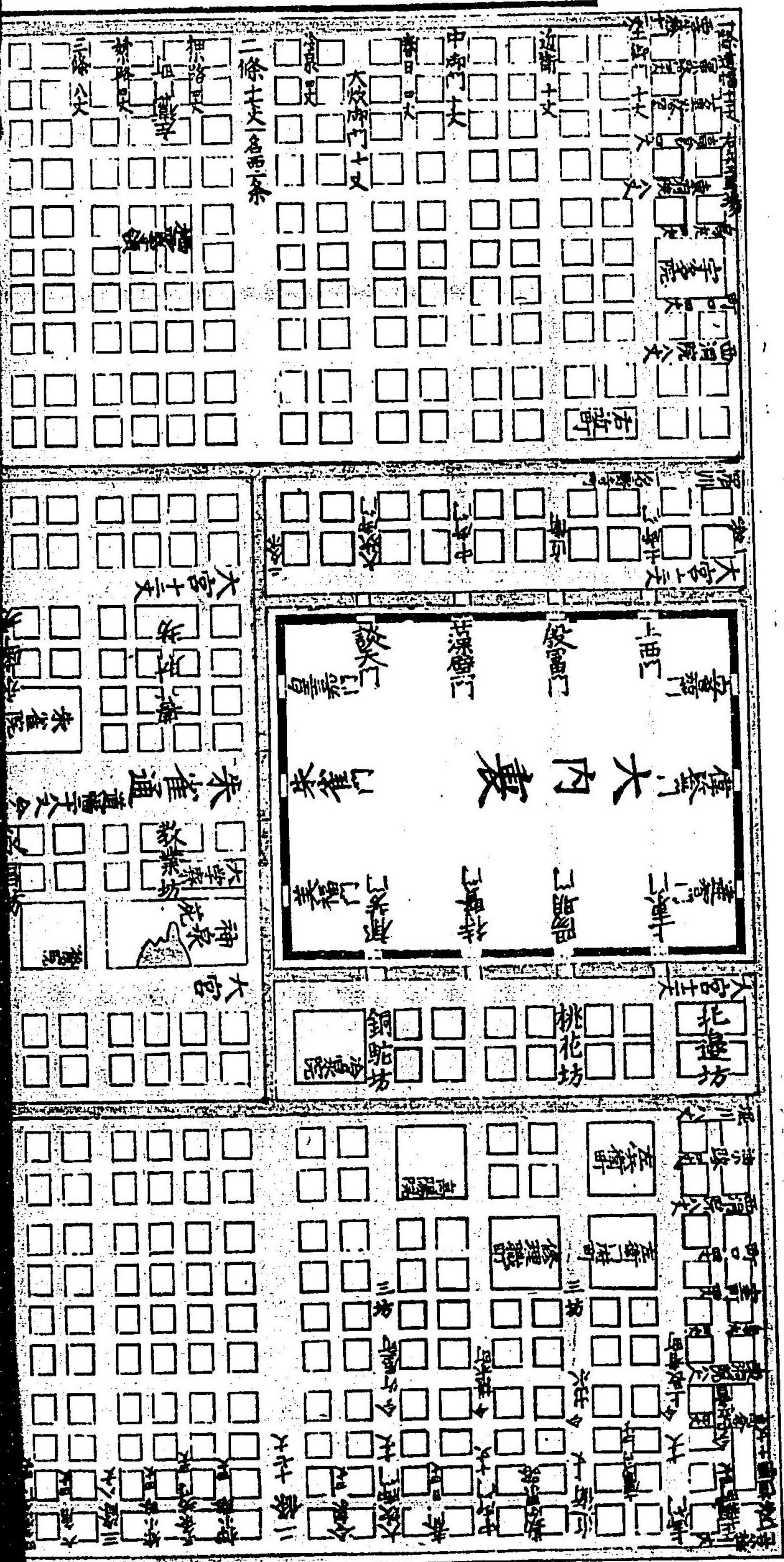
#### 總説

本編は平安遷都記念祭のために編纂するものなり我平安京は山濛河帶の形勢四神擁護の靈地にして天下の名都なれば上には皇宮禁苑あり大社巨刹名區勝地其間に相錯り千年の久しき到るところ遺跡舊址ならざるはなし古來雍洲府志山城名勝志山州名跡志都名所圖繪華洛名勝圖會の類ありて其勝景名區を記したるもの少なからず然れども歴世の久しき轉遷盛衰なきこと能はず且つ維新の改革にわひ廢合存亡せしもの多く大に古今の觀を異にするものあり今舊記により新書に徴し傍ら實地に就き參酌考定して此書を編し以て觀光探勝の客に便す其全部の編纂は主として京都創立以來の沿革及び現今京都の概畧を記し其圖面をつけ又山城國畧圖を掲ぐそれより各篇を立て章を分ちて之を編纂せり其名勝奇景の文詞に盡し難きは京都有名の畫家をして其眞景を寫さしめこれを挿み且つ附録を設け首に記念祭のため府縣聯合の事由并に畧圖等を



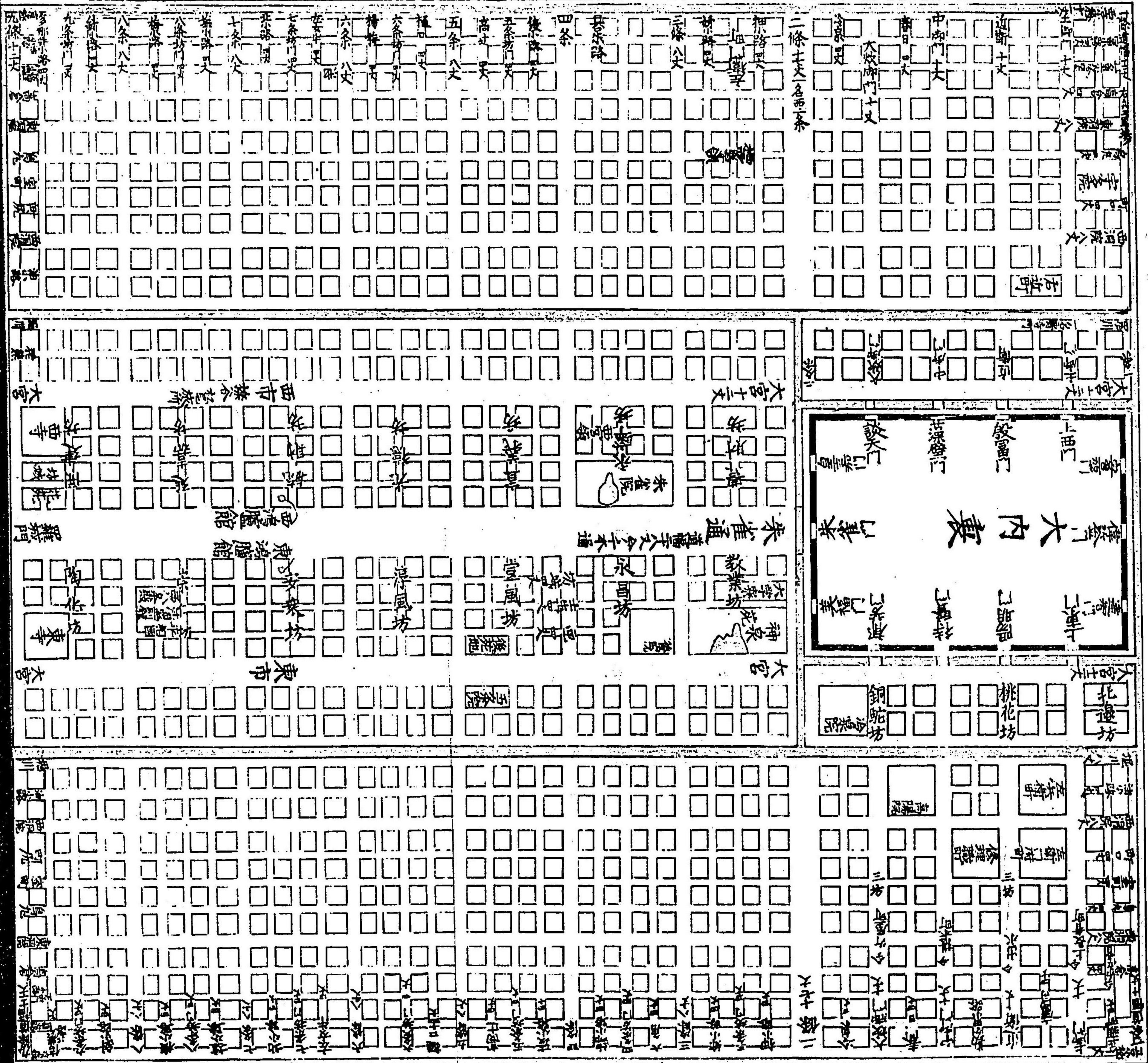
掲げ次に編するに聯合各府縣の記事を以てすこれ此書編纂の概要なり然れども事物の多き一々詳記に迫めらす看者之を實地に参照せば庶幾くは大過無からむ

平安京、桓武天皇其地ヲ相シ之ヲ經營セシメラル延曆十三年ヨリ其事ヲ始メ同十八年ニ至リ全部落成セリ南北壹千七百五十三丈東西壹千五百四丈周廻六千五百十四丈大内裏其北位ニ在リ南面ス皇宮百司其中ニ在リ街衢ノ東西ニ通スルモノ三十八之ヲ九坊ニ分チ一條ヨリ九條ニ至ル同南北ニ通スル者三十二朱雀大路ヲ中ニシ左右ヲ分ツ羅城門朱雀ノ正面ニ在リ之ヲ平安城ノ正門トナス是其大概ナリ





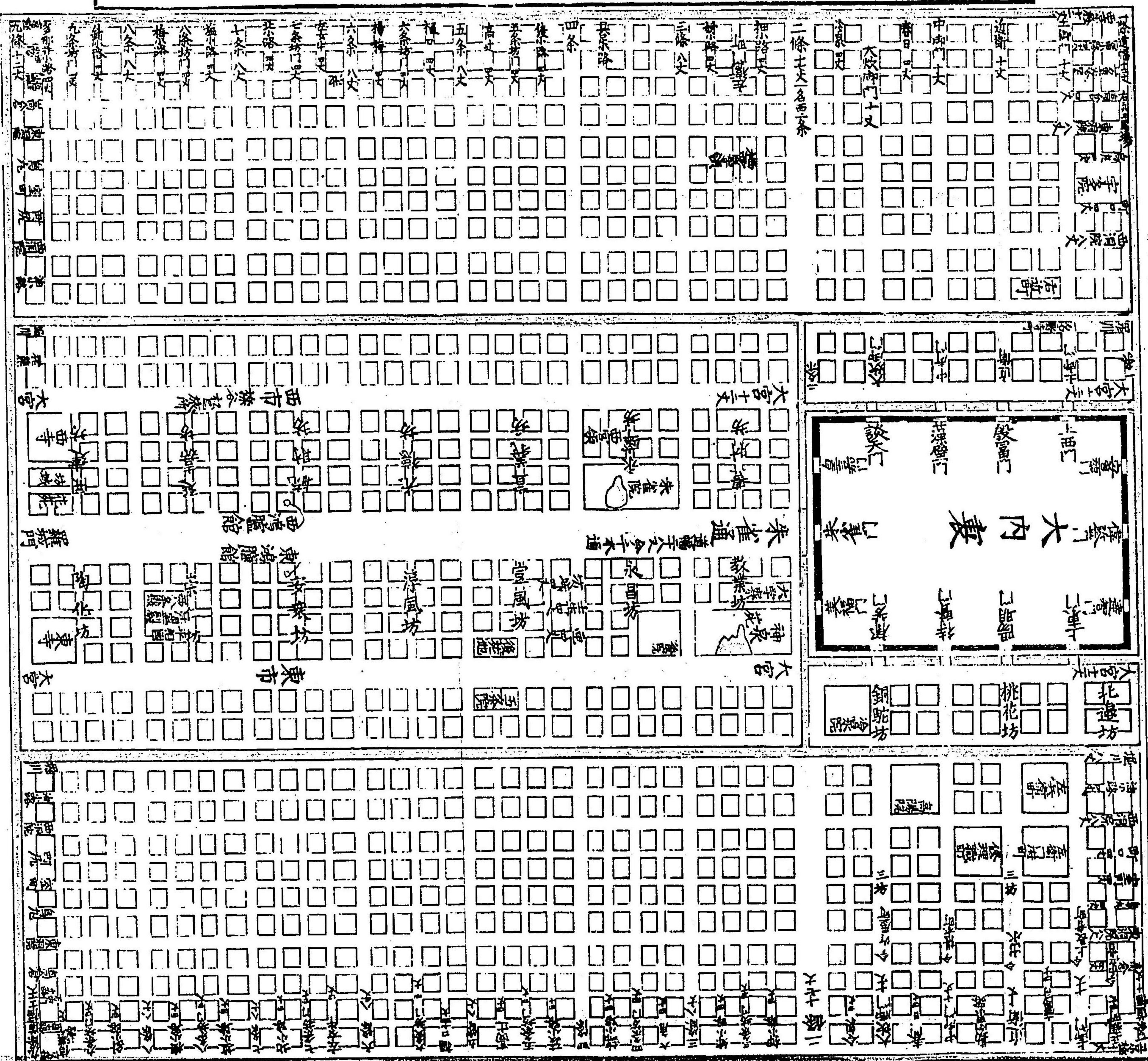
# 平安京之圖



平安京ハ桓武天皇其地ヲ相シ之ヲ經營セシメラル延暦十三年ヨリ其事ヲ始メ同十八年ニ至リ全部落成セリ南北七千七百五十三丈東西五百四丈周廻六千五百四丈大内裏其北位ニ在リ南面ス皇宮百司其中ニ在リ街衢ノ東西ニ通スルモノ三十八之ヲ九坊ニ分チ一條ヨリ九條ニ至ル同南北ニ通スル者三十二朱雀大路ヲ中ニシ左右ヲ分ツ羅城門朱雀ノ正面ニ在リ之ヲ平安城ノ正門トナス是其大概ナリ



# 平安京之圖



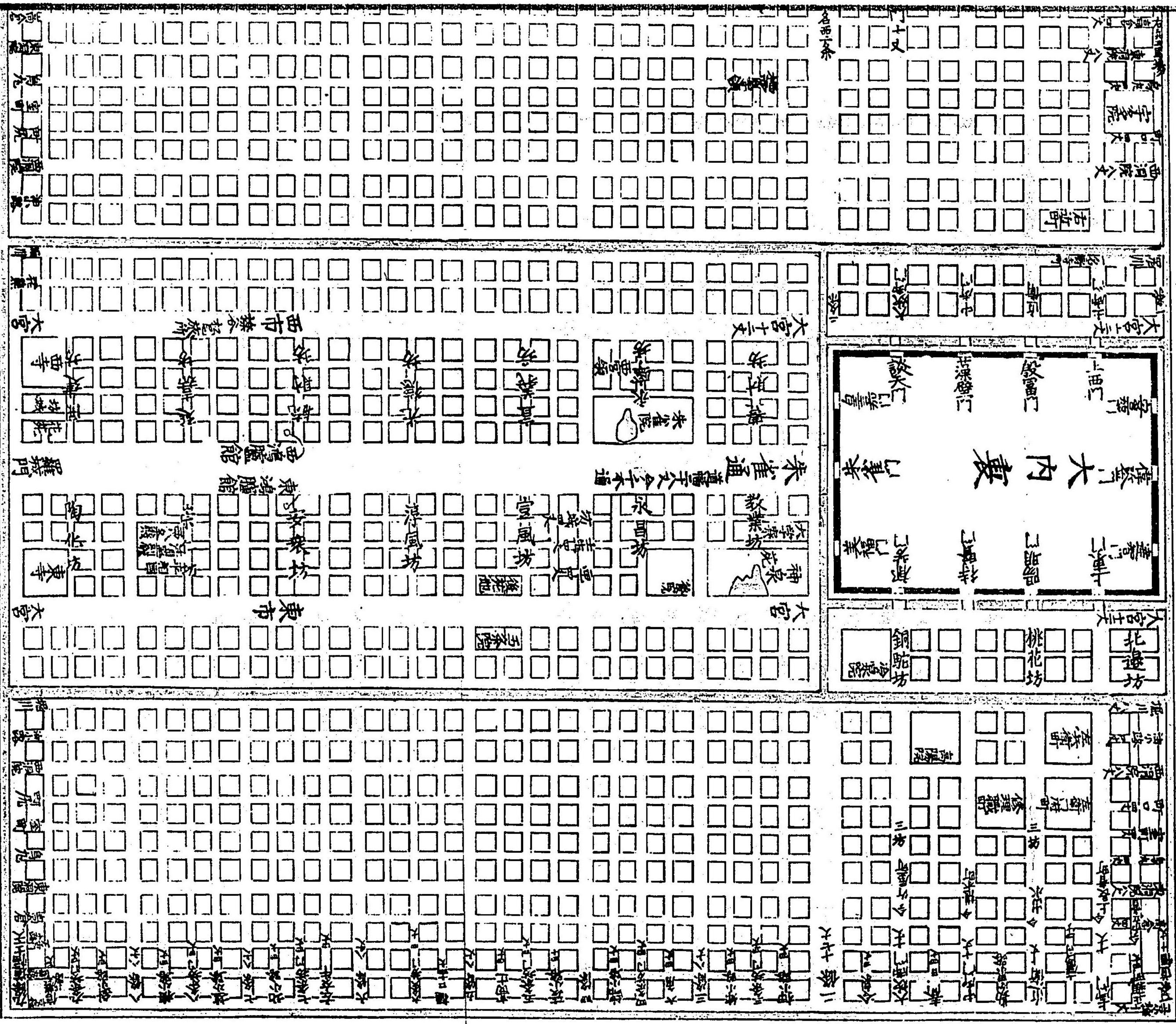
平安京ハ桓武天皇其地ヲ相シ之ヲ經營セシメラル延曆十三年ヨリ其事ヲ始メ同十八年ニ至リ全部落成セリ南北七百五十三丈東西七百五十四丈周廻六千五百十四丈大内裏其北位ニ在リ南面ス皇宮百司其中ニ在リ街衢ノ東西ニ通スルモノ二十ハ之ヲ九坊ニ分チ一條ヨリ九條ニ至ル同南北ニ通スル者三十二朱雀大路ヲ中ニシ左右ヲ分ツ羅城門朱雀ノ正面ニ在リ之ヲ平安城ノ正門トナス是其大概ナリ







桓武天皇其地ヲ相シ之ヲ經營セシメラル延暦十三年ヨリ其事ヲ始メ同  
 至リ全部落成セリ南北壹千七百五十三丈東西壹千五百四丈周廻六千五百  
 大内裏其北位ニ在リ南面ス皇宮百司其中ニ在リ街衢ノ東西ニ通スルモノ三十  
 九坊ニ分チ一條ヨリ九條ニ至ル同南北ニ通スル者三十二朱雀大路ヲ中ニシ左右ヲ  
 城門朱雀ノ正面ニ在リ之ヲ平安城ノ正門トナス是其大概ナリ







門未嘗ノ五面ニ在リテ平安京ノ五門ト云々其大勢ナリ  
 一ノ門ニ在リテ南面ニ在リテ東門ト云々其大勢ナリ  
 一ノ門ニ在リテ西面ニ在リテ西門ト云々其大勢ナリ  
 一ノ門ニ在リテ北面ニ在リテ北門ト云々其大勢ナリ  
 一ノ門ニ在リテ東面ニ在リテ東門ト云々其大勢ナリ  
 一ノ門ニ在リテ西面ニ在リテ西門ト云々其大勢ナリ  
 一ノ門ニ在リテ北面ニ在リテ北門ト云々其大勢ナリ  
 一ノ門ニ在リテ東面ニ在リテ東門ト云々其大勢ナリ  
 一ノ門ニ在リテ西面ニ在リテ西門ト云々其大勢ナリ  
 一ノ門ニ在リテ北面ニ在リテ北門ト云々其大勢ナリ

京都創立沿革


我平安京建築の始を尋ねるに在昔桓武天皇の御宇延暦十二年正月十五日勅して  
 大納言藤原小黒麻呂左大辨紀古佐美及び沙門賢環をして山背國葛野郡宇多村の  
 地を相せしめらる此より先き長岡の京を造營ありしに十載にして成功せず費用  
 費られず且其土地狹隘萬乘の帝都にわらざるを以て和氣清麻呂公密に建議して  
 遊獵に托し葛野郡の地を見て都を遷さむことを請ひしによる勅使還りて此地は  
 山河襟帶の形勢四神擁護の靈地にして帝王の都を定むべき所なりと奏せしかば  
 遷都の議此に定まりぬ依て勅使を發し山陵及び大社に其由を告げ同三月十二日  
 には造宮職已に定まり其官人を任し新都を造るべきの勅あり此より車駕屢々行  
 幸ありて其工事を巡覽し事々に指揮し給ひしかば其明年の季には皇居其他大畧  
 成功ありて即ち延暦十三年十一月廿二日儀衛衛備を備へて長岡の京より新都に  
 遷幸あり同十二月八日詔して此國山河襟帶自然成城因此形勝宜改山背國爲山城  
 國子來之民謳歌之聲異口同辭號曰平安京今宜從之云々と是に於て新都は平安京  
 と號せられて萬世不遷の帝都と定まれり大内裏朝堂院を始め羅城門市坊條里道





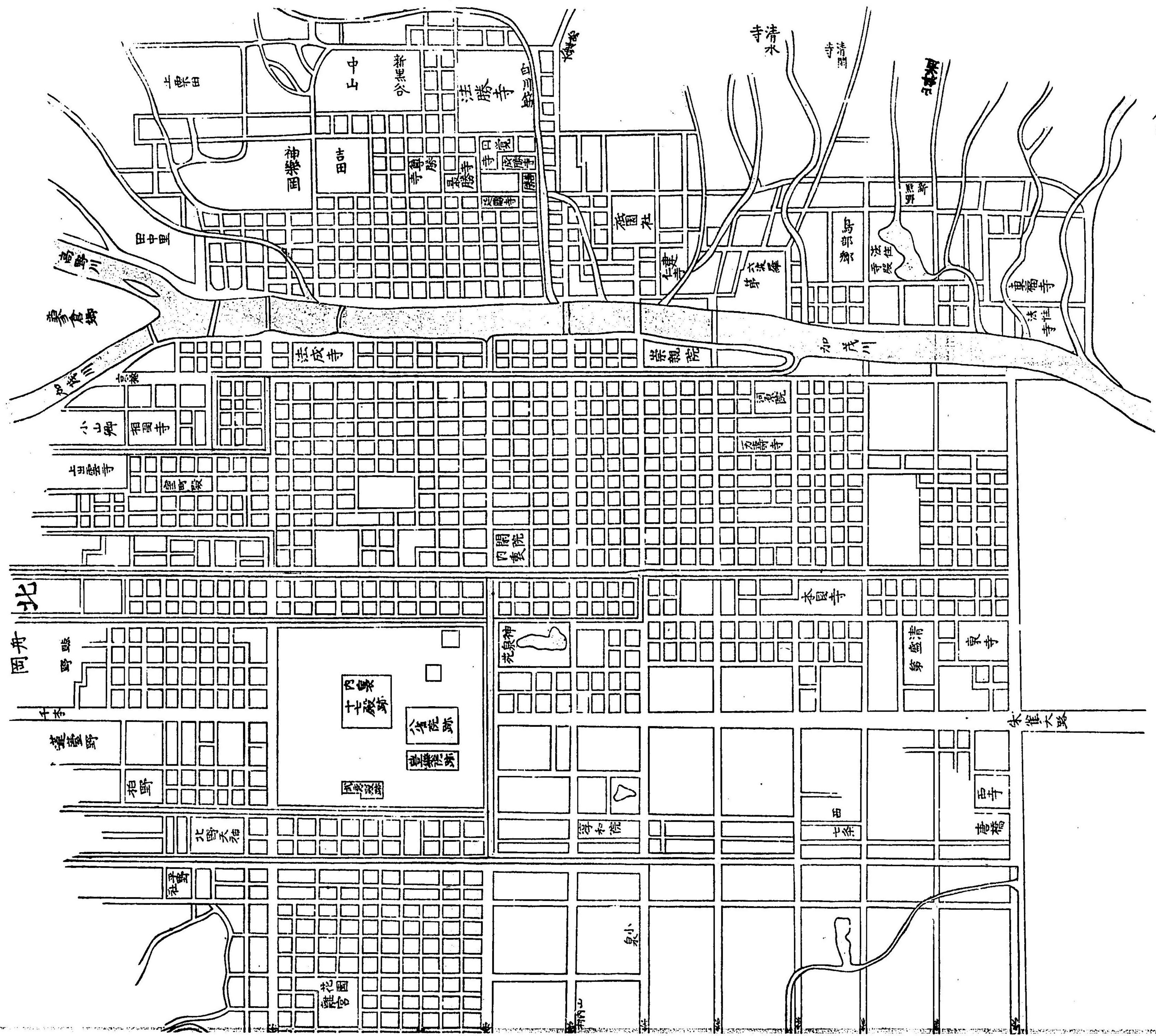


中古京白川略圖



延暦建都ノ後二三百年ヲ經テ右京ハ荒殘レテ其勢東北ニ集リ白川一帯ニハ離宮別業名祀古刹相連リ  
 白川鳥羽ノ際其盛ヲ極ム其後源氏北條氏ヲ經テ足利氏ニ至リ兵亂ノ為ニ荒廢セリ京ハ漸次繁榮ニ復スレトモ白  
 川ハ田野トナリシカ近年市ニ加ヘ今回大極殿及勸業博覽會開設地ト為レリ蓋シ其地爽塏清淑右京ノ比ニアラサ  
 ルヲ以テ右京衰ヘテ白川興リ一タヒ廢レテ又盛シナラントスルナルヘシ  
 ○安元大火大内裏炎上後復タ造營ノ事ナク閑院等ノ里内裏トナリシカ 北朝ノ初土御門東洞院内裏ヲ皇居ト定メ  
 ラル是現今ノ皇宮ノ地也  
 ○一條以北ハ王代ニ於テ已ニ巨室執家ノ住地ナリシカ足利氏覇府ヲ室町ニ開クニ及ヒ諸將ノ邸館其間ニ充テ京中  
 第一ノ盛ナルヲ致ス應仁亂後ニ至リ荒殘セリ  
 ○此圖京白川全盛ノ時ヲ示スト雖平清盛西八條六波羅第足利室町第相國寺建仁寺等ヲ記スル者ハ便覽ニ資スル  
 ノミ





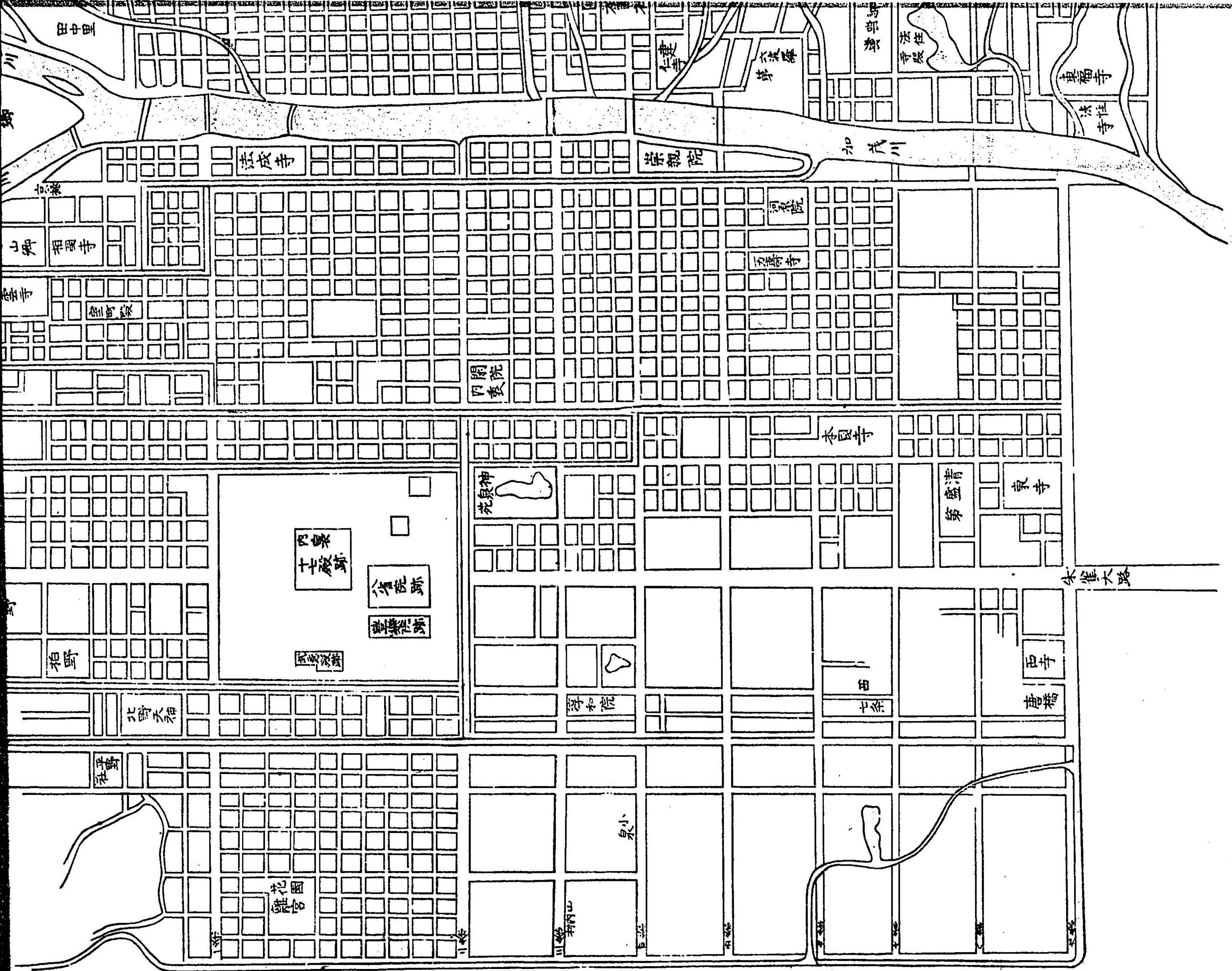
ルヲ以テ右京衰ヘテ白川興リ一タヒ廢シテ又盛シナラントスルナルヘシ  
 ○安元大火大内裏炎上後復タ造營ノ事ナク閑院等ノ里内裏トナリシカ 北朝ノ初土御門東洞院内裏ヲ皇居ト定メ  
 ラル是現今ノ皇宮ノ地也  
 ○一條以北ハ王代ニ於テ己ニ巨室勢家ノ住地ナリシカ足利氏覇府ヲ室町ニ開クニ及ヒ諸將ノ邸館其間ニ充テ京中  
 第一ノ盛ナルヲ致ス應仁亂後ニ至リ荒殘セリ  
 ○此圖京白川全盛ノ時ヲ示スト雖氏平清盛西八條六波羅第足利室町第相國寺建仁寺等ヲ記スル者ハ便覽ニ資スル  
 ノミ



川略圖

二百年ヲ經テ右京ハ荒殘シテ其勢東北ニ集リ白川一帯ニハ離宮別業名祀古刹相連リ  
 盛ヲ極ム其後源氏北條氏ヲ經テ足利氏ニ至リ兵亂ノ為ニ荒廢セリ京ハ漸次繁榮ニ復スレトモ白  
 レカ近年市ニ加ヘ今回大極殿及勸業博覽會開設地ト為レリ蓋シ其地夾壇清淑右京ノ比ニアラサ  
 長テ白川興リ一タヒ廢シテ又盛シナラントスルナルヘシ  
 災上後復タ造營ノ事ナク閑院等ノ里内裏トナリシカ 北朝ノ初土御門東洞院内裏ヲ皇居ト定メ  
 王宮ノ地也

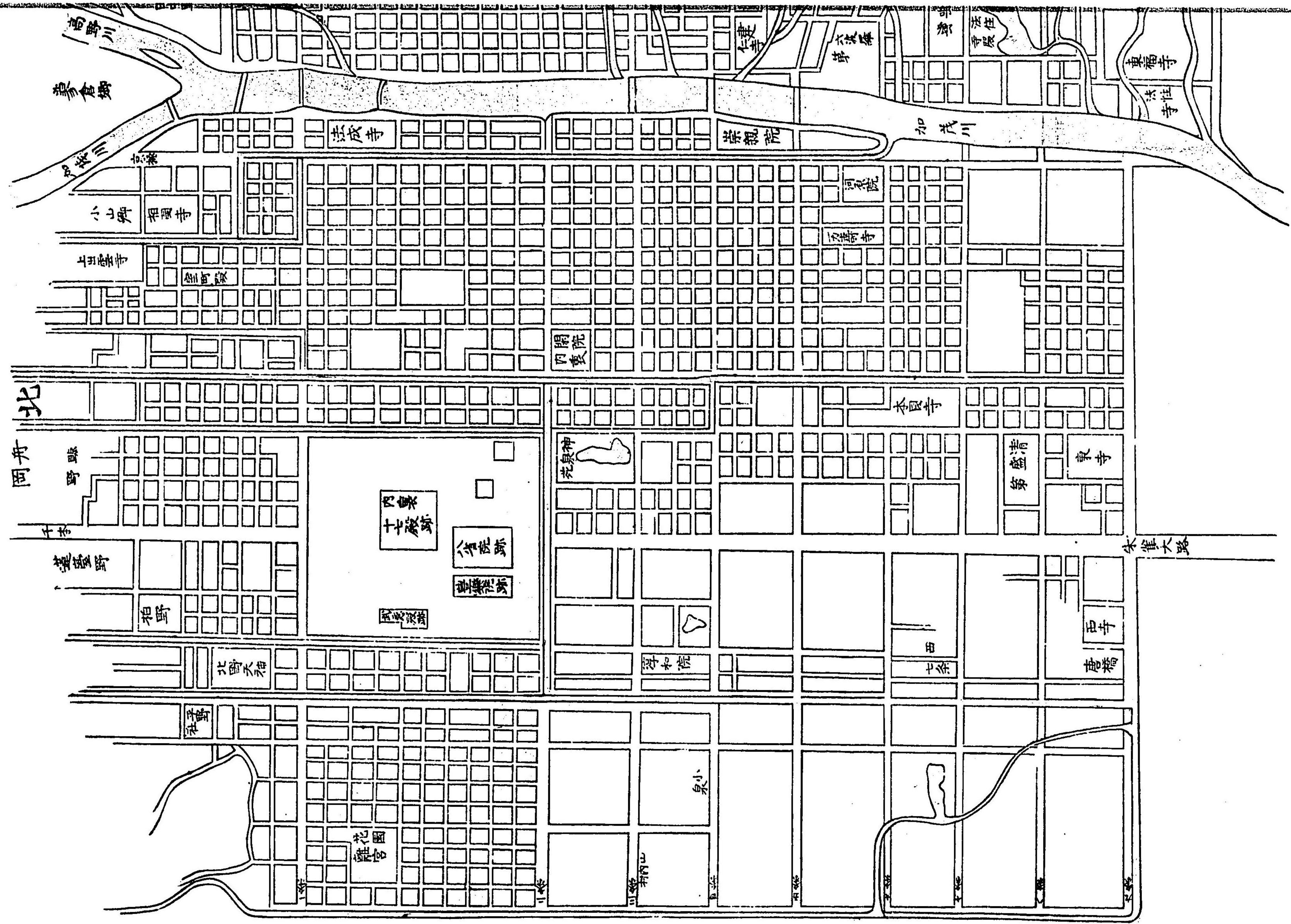
於テ已ニ巨室勢家ノ住地ナリシカ足利氏霸府ヲ室所ニ開クニ及ヒ諸將ノ邸館其間ニ充テ京中  
 致ス應仁亂後ニ至リ荒殘セリ  
 盛ノ時ヲ示スト雖平清盛西八條六波羅第足利室町第相國寺建仁寺等ヲ記スル者ハ便覽ニ資スル





一百年ヲ經テ右京ハ荒廢シテ其勢東北ニ集リ白川一帯ニハ離宮別業名祀古刹相連リ  
 益ヲ極ム其後源氏北條氏ヲ經テ足利氏ニ至リ兵亂ノ為ニ荒廢セリ右京ハ漸次繁榮ニ復スレトモ白  
 カ近年市ニ加ヘテ回大極殿及勸業博覽會開設地ト為レリ蓋シ其地爽塏清淑右京ノ比ニアラサ  
 ハテ白川興リ一タヒ廢シテ又盛ニナラントスルナルヘシ  
 又上後復タ造營ノ事ナク閑院等ノ里内裏トナリシカ 北朝ノ初土御門東洞院内裏ヲ皇居ト定メ  
 宮ノ地也

二於テ已ニ巨室勢家ノ住地ナリシカ足利氏覇府ヲ室町ニ開クニ及ヒ諸將ノ邸館其間ニ充テ京中  
 致ス應仁亂後ニ至リ荒廢セリ  
 時ヲ示スト雖モ平清盛西八條六波羅第足利室町第相國寺建仁寺等ヲ記スル者ハ便覽ニ資スル









六  
の舊跡内野に就き大に館第を營し金殿玉樓鐵門石壁其壯麗を極め部下の大名を其四邊に置く是乃ち聚樂第なり天正十四年四月正親町天皇の行幸を仰き奉り天下諸大名を率ゐて朝覲し盛典を修めたり之を聚樂行幸といふ是れ平安京再興の嚆矢なり東山に大佛殿を營し伏見に大城を築き全國の財力を盡し天下の商工を召集す此に於て京都是益々繁華に赴むけり天正の初めは全都荒殘の餘上下京に僅の町數のみ残りしか元和の初めには町數も千餘に及び西は大宮東は鴨川北は上立賣に至るまで皆連檐の地となれり徳川氏に及び二條城を築き屢々諸大名を率ゐて上京し寛永三年には二條城行幸の事あり所司代の職を重んじ板倉勝重父子をして其職に居らしめ専ら京都維持の政を行ひ大に西陣機業を保護し其他工藝を獎勵し以て此地を利潤することを計れり又古來諸宗大本山は概ね此京に在るを以て全國の信徒四方より來集し慶元の間兩本願寺の立ちしより下京は其信徒の爲め大に繁華を加へたり故を以て戸數は年に増し人口は月に加はり東は東山に接し西は北野に連なり北は紫野に及び南は伏見に續き一般人烟稠密の地となれり王政維新の後其大變革のため一時退歩の形ありしか今は其勢を挽回し道路の改修疏水工事の落成鐵道の貫通等により運輸便利交通益々開らけ隨て從來

七  
の鬱滯を發揚し工藝商業共に活潑に赴けり今や所謂京都三大事件なる第四内國勸業博覽會の開設平安建都千百年紀念祭の執行京鶴鐵道の事業皆已に決定せしを以て平安の光景是より面目を一新し後來都市の隆昌足を企てゝ期すべきのみ

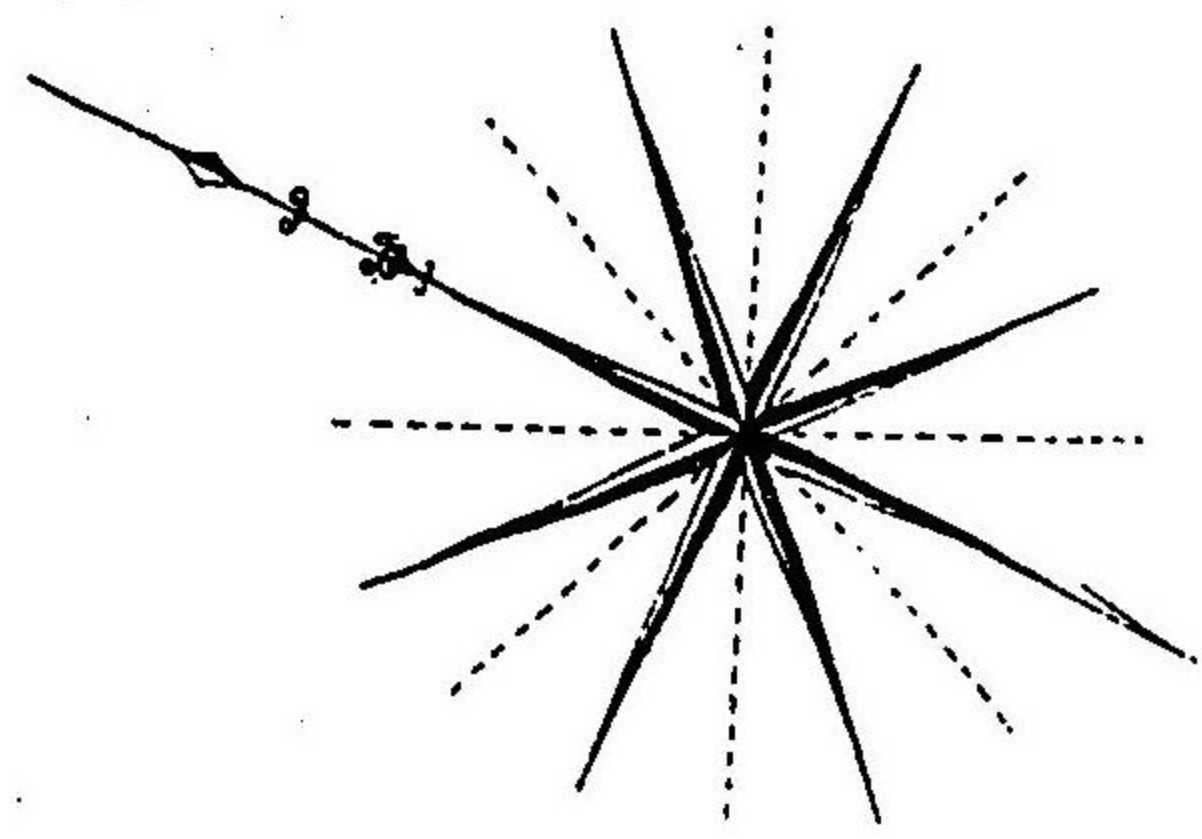


山城國

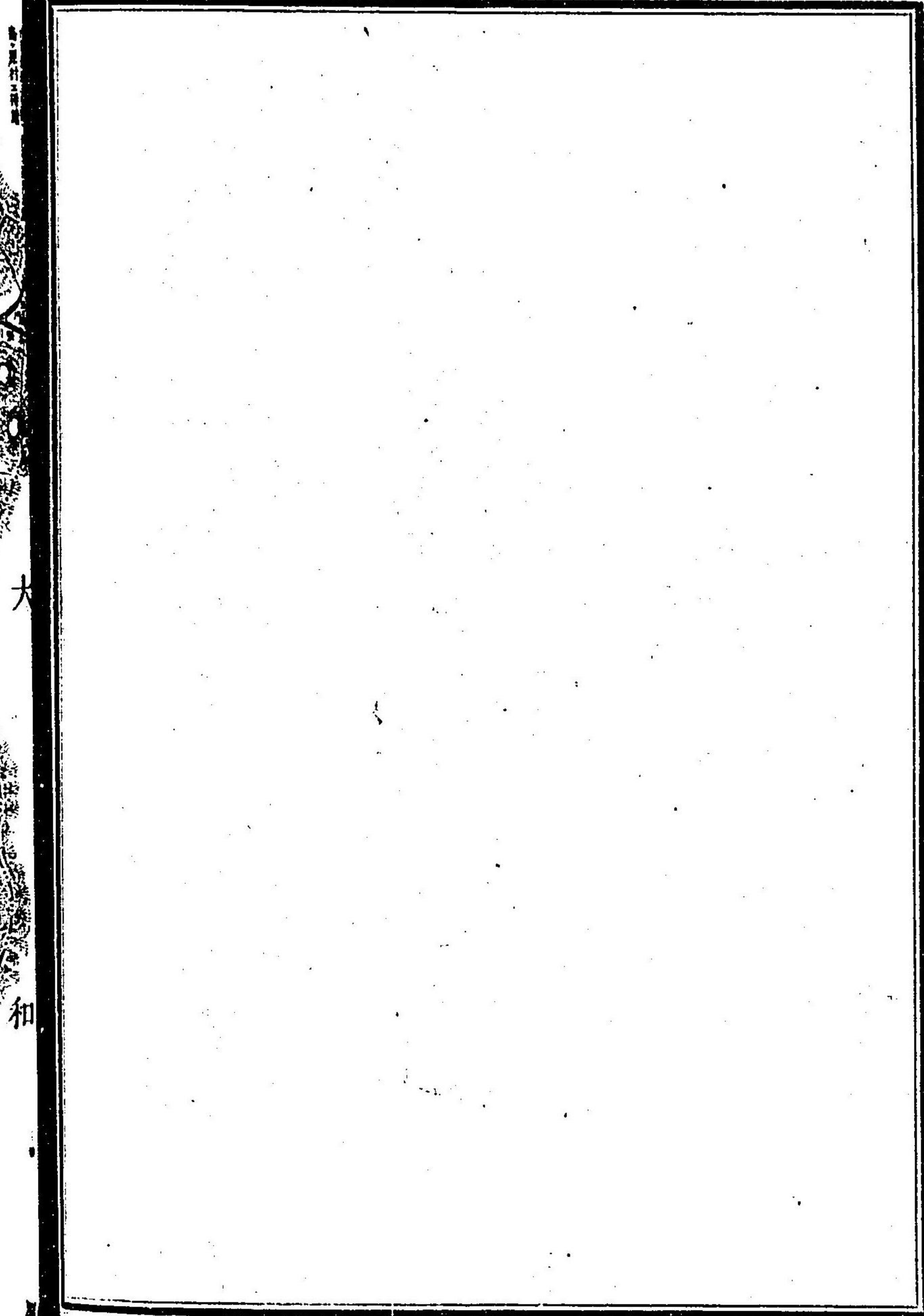
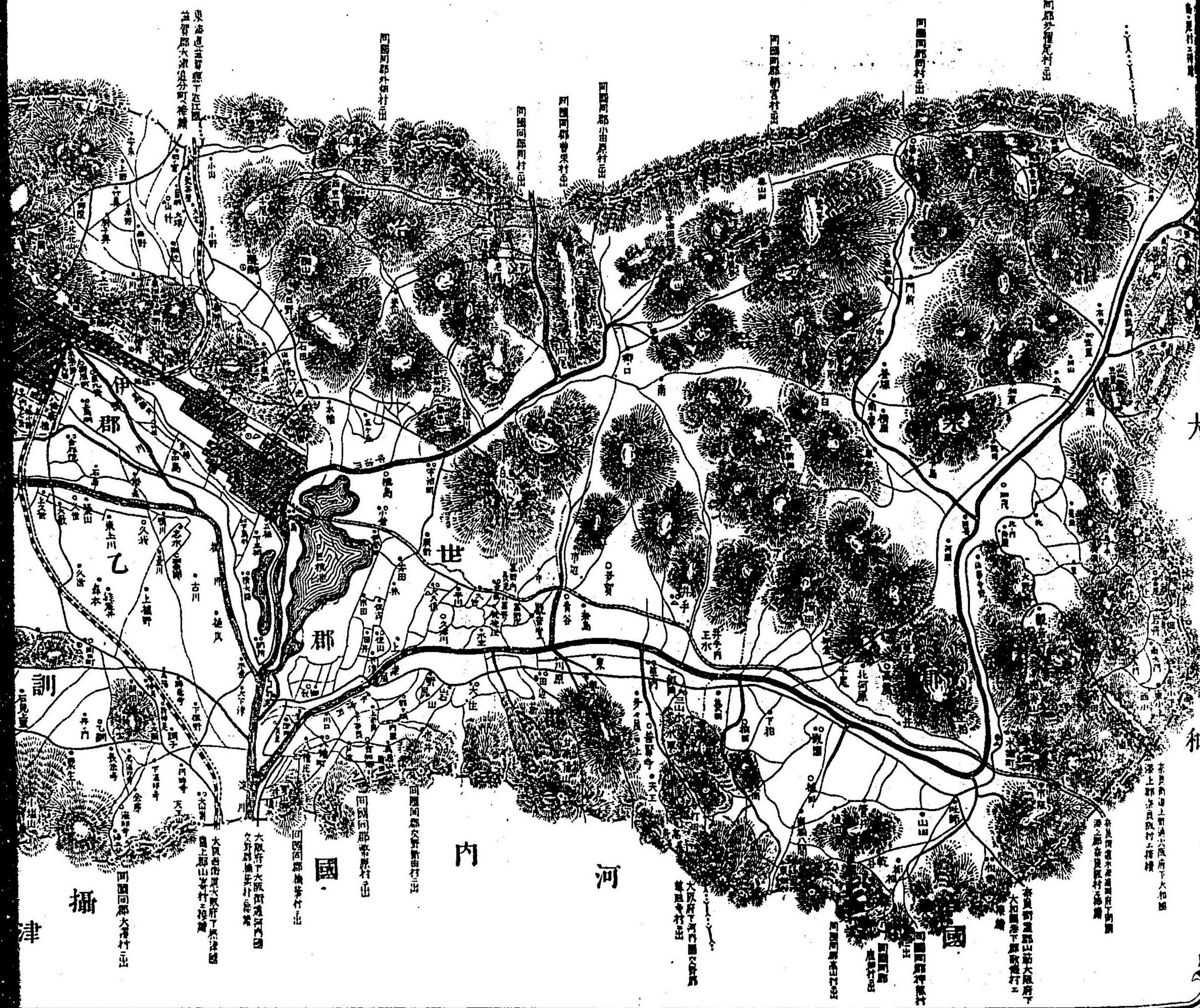
山城國は西經三度四十六分より同三度五十七分に至り北緯三十四度四十二分より三十五度十四分に至る東南は近江、伊賀、大和、西南は河内、攝津、丹波に界せり國中八郡あり愛宕、葛野、乙訓、紀伊、宇治、久世、綴喜、相樂といふ東北西の各郡は高山峻嶺多く京都市内より伏見邊は地勢平坦にして青山外に周り亘川中に通し最も形勢の地たり其名山は比叡、愛宕、鞍馬、鷲峯諸山とす亘川は木津、宇治、鴨、桂とす諸川合して淀川となりて攝津に入る其湖水は巨椋池あり八幡、山崎の兩山相抱きて正面に關門を成せり其詳細なるとは山城國圖に就きて見るへし



# 山城國全圖



江 近


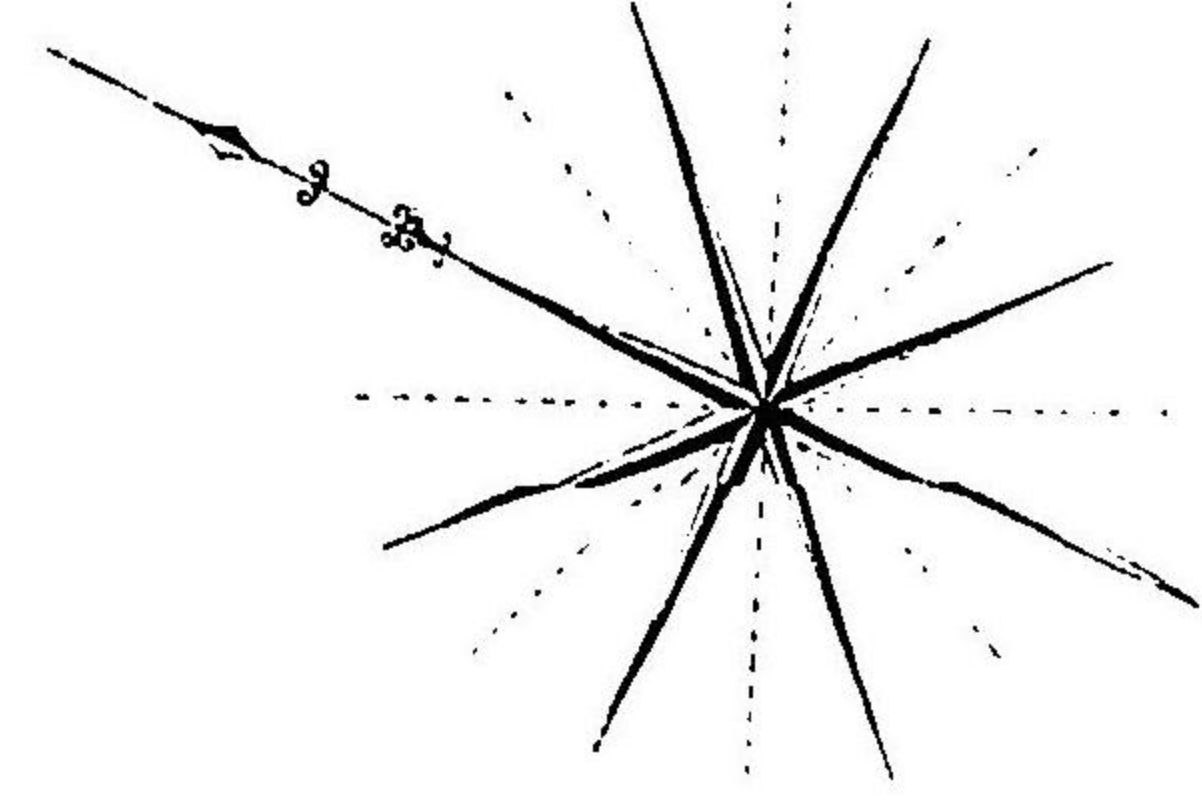


和

十



# 山城全國圖

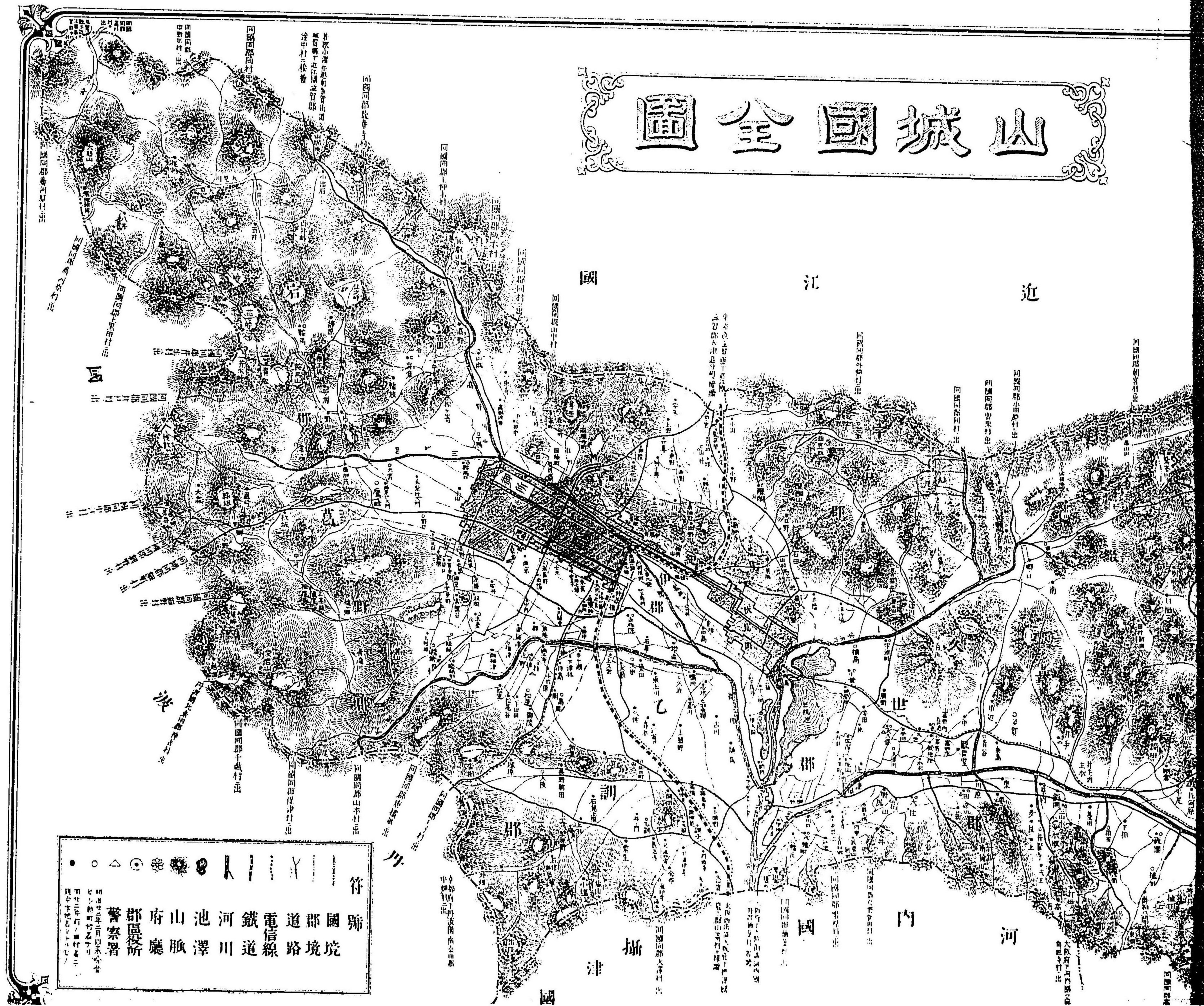


符

縣境  
 國境  
 郡境  
 道  
 鐵道  
 河  
 池  
 山  
 府  
 郡  
 警察署  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣  
 郡  
 國  
 縣  
 府  
 縣


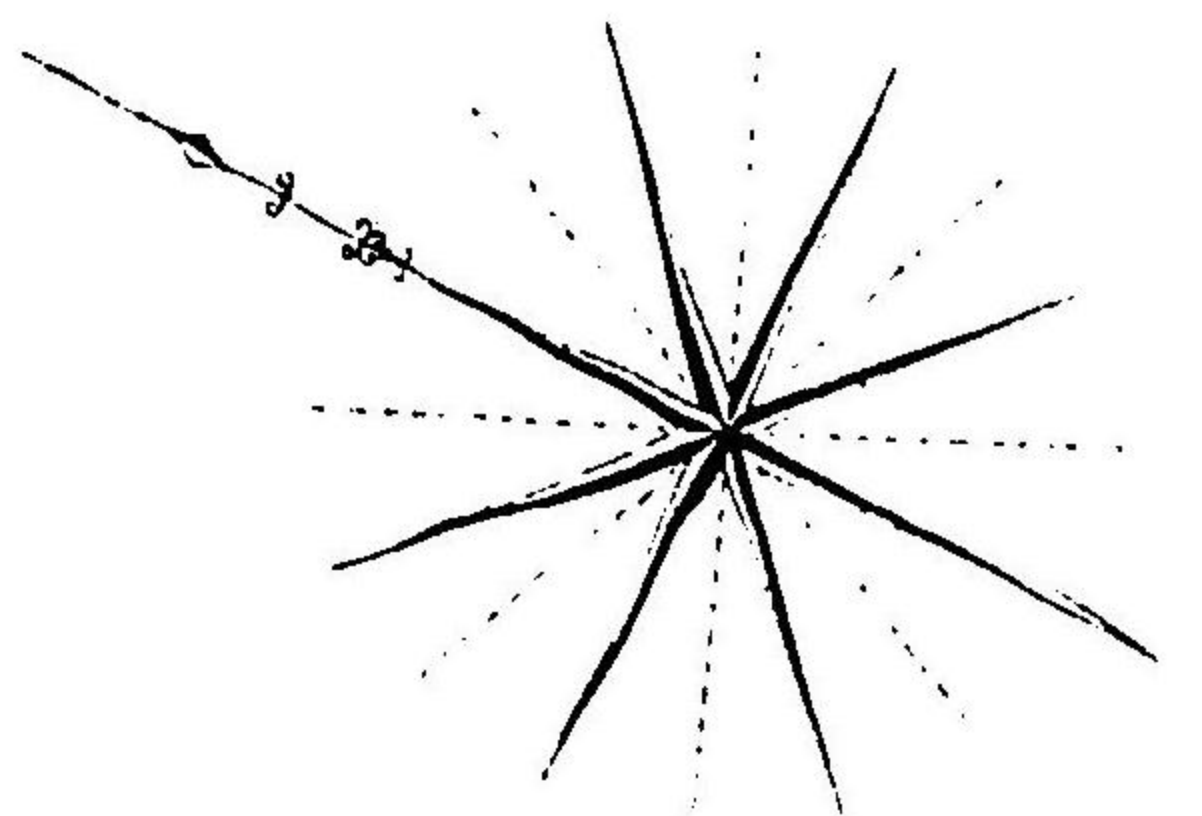


# 山城國全圖





# 山城國全圖



近江國

相

大

和

郡

世

郡

內

河

插

國

符

○	△	●	◎	⊙	⊚	⊛	⊜	⊝	⊞	⊟	⊠	⊡	⊢	⊣	⊤	⊥	⊦	⊧	⊨	⊩	⊪	⊫	⊬	⊭	⊮	⊯	⊰	⊱	⊲	⊳	⊴	⊵	⊶	⊷	⊸	⊹	⊺	⊻	⊼	⊽	⊾	⊿
○	△	●	◎	⊙	⊚	⊛	⊜	⊝	⊞	⊟	⊠	⊡	⊢	⊣	⊤	⊥	⊦	⊧	⊨	⊩	⊪	⊫	⊬	⊭	⊮	⊯	⊰	⊱	⊲	⊳	⊴	⊵	⊶	⊷	⊸	⊹	⊺	⊻	⊼	⊽	⊾	⊿

縣 國 郡 道 電 鐵 河 池 山 府 郡 察 署  
 境 境 路 信 道 川 澤 脈 廳 區 署















## 皇宮 附沿革概要

平安京皇居は大内裏にあり中古大内裏荒廢せしより今の皇居となりしを以て此には古に溯りて先大内裏の大畧より記すへし

大内裏は平安京の北位にあり北は一條より南は二條に至り東は東大宮通より西は西大宮通に至る南北四百六十丈東西三百八十丈繞らすに土垣溝渠を以てし四方に十二の宮門あり南面の大門を朱雀門と云ふ二重閣製にして朱雀大路の正中に當り遙に羅城門と相望り其東に美福門あり其西に皇嘉門あり皆二重閣製なり東には陽明待賢郁芳門西には殷富藻壁談天門北には偉鑿達智安嘉門外に東に上東門西に上西門あり

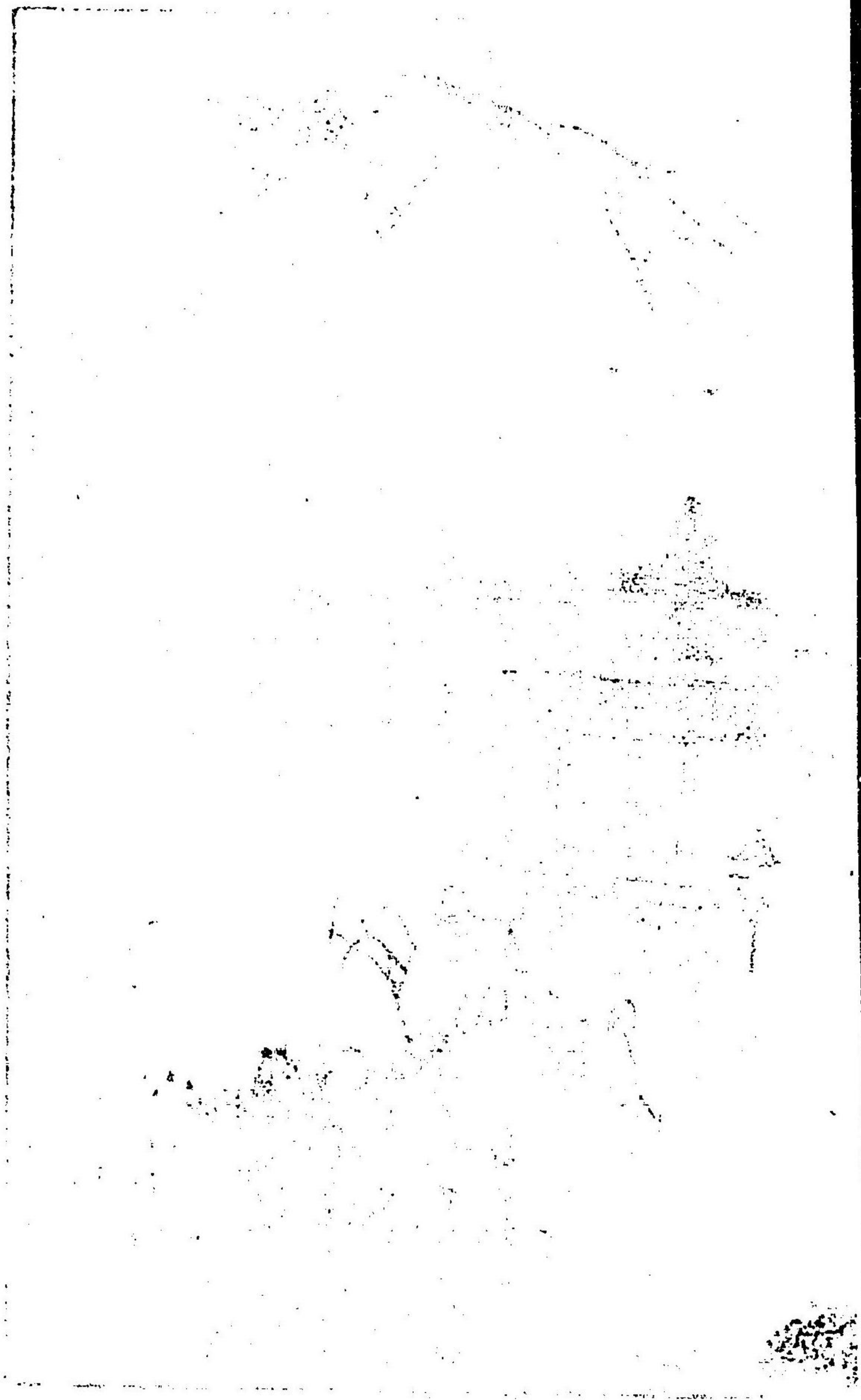
朝堂院は大極殿の在る所にして國家の正朝なり又八省院と云ふ朱雀門内にあり東西五十六丈南北百三十六丈繞らすに複廊を以てし四方に大門を開く南面の正門を應天門といふ二重閣製左右二重廊あり相抱ひて南に出て翔鸞栖鳳の二樓に接す大極殿は北位に據り南面す東西十九丈八尺南北七丈四尺其屋廟造四阿葺くに碧瓦を以てし飾るに鸚尾を以てす圓楹甃瓦丹雘粉壁中央に高御座を設く小安



殿は其北にあり蒼龍樓は其巽にあり白虎樓は其坤にあり南庭の南龍尾道あり其南に十二堂ありて東西相對す會昌門は應天門の内にあり其前に東西朝集堂ありて相向へり大極殿は桓武天皇の殊に叙慮を盡し御造營ありし所にして宏壯華麗平安京第一の建築なり貞觀康平二回の火災に罹れり天慶延久に再造ありしも治承の火に災し其後は遂に荒廢せり

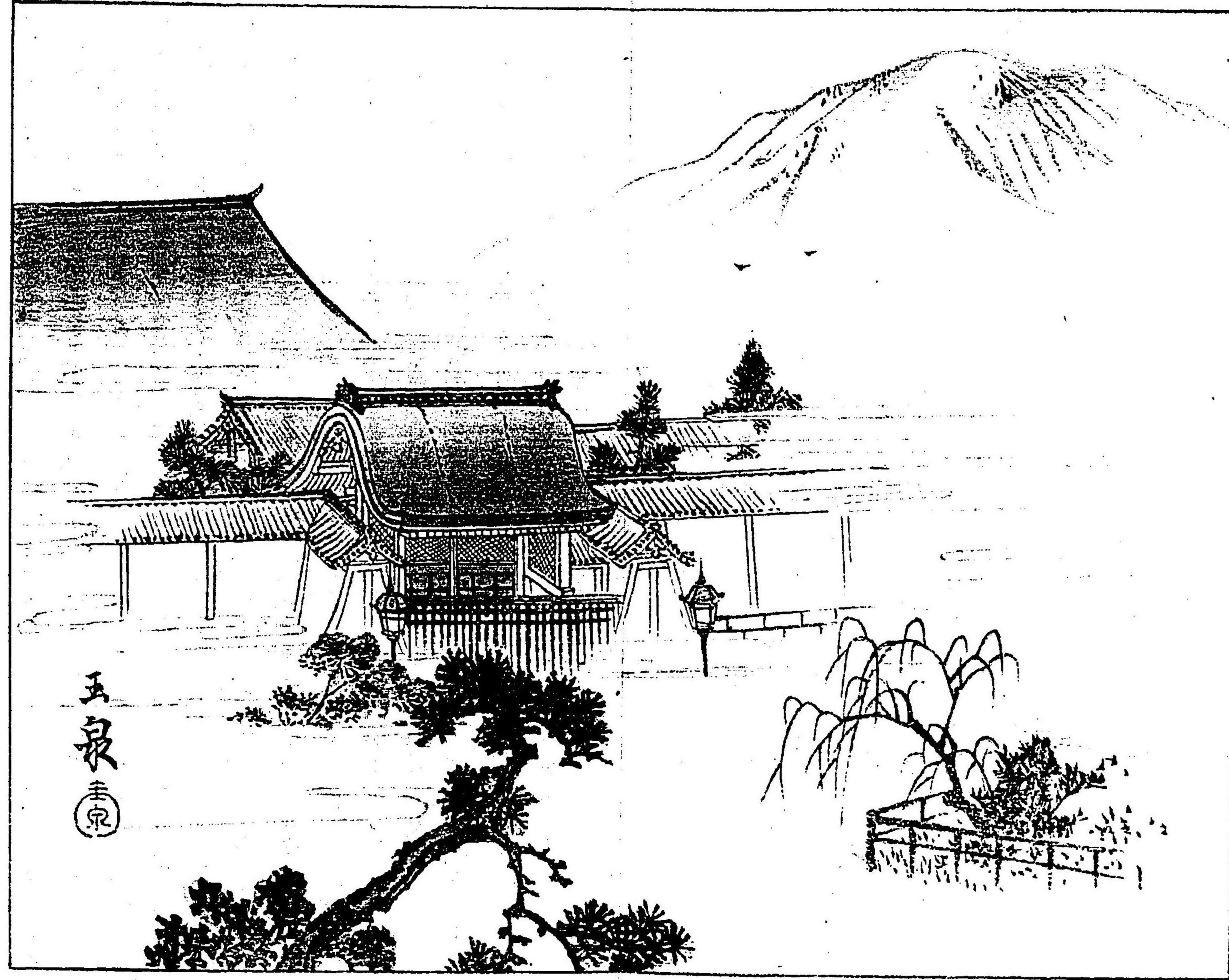
皇居は大極殿の東北にあり南北一百丈東西七十丈南に建禮門東に建春門北に朔平門西に宣秋門あり之を皇居の四門といふ其内に中隔あり繞らすに重廊を以てす南に承明門あり其内に紫宸殿あり九間四面にして南面す南階十八級其左に左近の櫻右に右近の橋あり紫宸殿は内裏の正殿にて内朝儀式の行はるゝ所なり賢聖障子負文龜の繪は此にあり清涼殿は常の御所にて紫宸殿の乾位にあり晝御座石灰壇夜御殿臺盤所朝餉間弘徽殿桐壺上局秋戸は此殿にあり其庭前には吳竹漢竹の臺あり其他仁養承香宜陽春興安福校書綾綺温明常寧貞觀麗景宣耀弘徽登華の諸殿昭陽淑景飛香凝華襲芳の諸舍皆此内にあり金殿雲に連なり玉樓日に輝き千門萬戶層疊相屬し本朝皇居の制此に至り善美を盡せりといふへし

其他豊樂院武德殿中和院神祇官大政官八省百司を始め皆大内裏の内にあり誠に



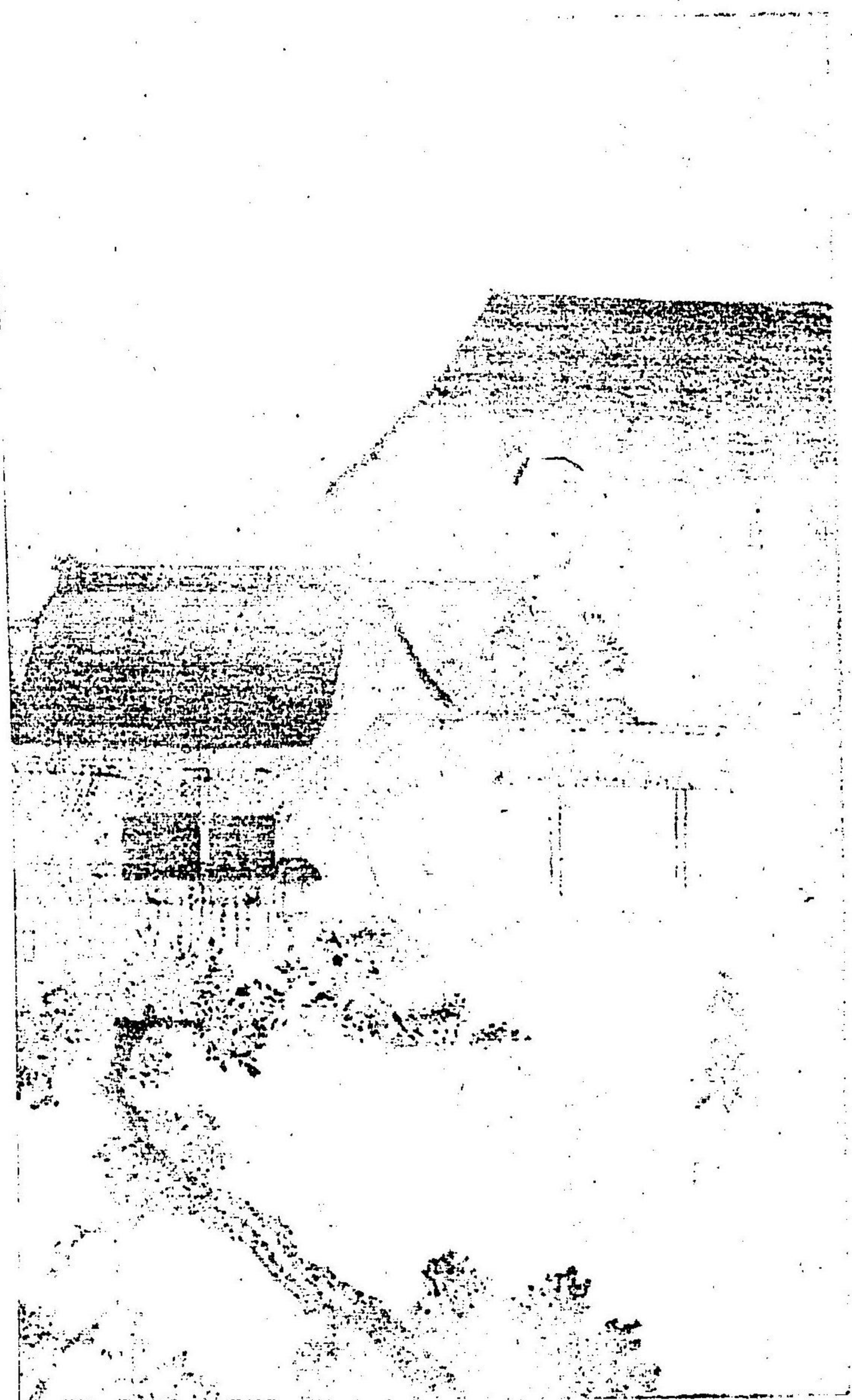


御所建禮門圖



五泉  
寺





完全無比の皇居なりしか天徳四年初めて火災に罹り焦土となりしより二百餘年の間十數回の回祿あり其度毎に再造あり王政漸く振はす藤原氏大權を專にせしより皇居は益々荒廢に赴き源平二氏を歴て大政鎌倉に歸するに及び皇居の造營すら幕府の力を待ざるを得ざる事となり文治中源頼朝に勅し大内を修理せしめらる其後承久の役あり朝威益衰へ貞安元年の火災に罹り大内裏の皇居は烏有となり建武中興の時造營の朝議われど其功を果さず是より永く荒廢して其舊趾は内野と稱し廣漠たる荒墟なるを以て南北の争亂より已來常に戰場となり豊公の時聚樂第を此地に營し天子行幸ありて一時の繁華を極めたり豊臣秀次敗後其邸を毀ち再び荒廢し今は一般に人家市街となれり

今の皇居は東洞院土御門内裏といふ大内裏の皇居廢頽せしより里内裏となり土御門殿閑院殿大炊殿富小路殿等御在所となりて間大内の皇居に擬し紫宸清涼諸殿を造營ありて公事儀式もこゝにて行はるゝ事となりし今の皇居は南北分裂の初の頃より北朝の皇居となりしを初めとすへし此地は本藤原氏の傳領にて大納言邦綱卿の家にして高倉天皇御讓位の後暫く此に遷御の事あり其後年をへて里内裏となり元弘元年後醍醐天皇笠置へ潜幸の時に當り北條高時光嚴院を此に奉



し未だ幾年ならずして光嚴院は廢せられ延元元年足利尊氏が北朝を立てしより遂に皇居と定めたり此より南北分裂五十餘年後龜山天皇文中九年に及び南北合併天皇神器を後小松天皇に御譲あり後小松天皇此殿にて更に神器を受け給ひしより京都は再び正統天子の皇京となり皇居は鎌倉室町足利氏等皆時に修理を加へ或は造進する事となり其度毎に漸く地域を廣め宮殿を作り皇居の制を爲したり然るに足利氏朝業振はす權豪跋扈遂に應仁の大亂となり皇居は敗類に任して殆ど風日も掩ひかたき迄に荒れ果たるは大永天文の際にて皇居も京都も千百年の間此の如く荒廢に屬せしとはあらざりしなり正親町天皇の御宇立入宗繼密に萬里小路惟房に依りて織田信長に密勅を賜ひ中興の大計を托せらるべきことを請ひしかは其議を用ひ永祿七年熱田宮奉幣に托し信長公に密勅を賜ひしより中興の機は此に啓らけ同十一年織田公入京に及び首として皇居を修理し供御を附し轉退の公卿を復し稍々再造の運に逢ひ豊公織田氏に代るに及び地域を廣め皇居を造營し殿舎を増し宮闕の體を備へ禁廷の制初めて備はる天正十六年四月十二日聚樂行幸あり此時御料を獻し公卿以下の食邑を定めたり徳川氏に及び慶長十六年皇居造營の事あり豊臣氏の規模を廣め舊殿を撤して更に之を營したり是

に於て朝廷の儀式も稍々其舊に復するところあり其後皇居の火災に罹りしと數回なれど常に幕府より造進せり光格天皇の御宇天明八年正月晦日の大火には京都の大半焦土となり皇居亦免かれず此時天皇復古の御志あり皇居再造古制に則とるへきよし幕府に勅令あり大將軍家齊公閣老少將定信に命し其役を董さしめ時の大儒柴野邦彦等に命して有職家と故實舊例を考證し紫宸殿清涼殿宜陽殿等より南廷承明日華月華の諸門陣座軒廊など大内裏の時の規制に基き造營せられ皇居の外廷に屬する部分は古代の正式に復したり北條氏已來畧式にのみ成行きし皇居の古制に復せしは實に盛舉といふへきなり天皇宸翰を架め長篇の御製を將軍に賜へり其詩に曰く遷慕周文罔不羨漢武臺舊章一是率新築本非催百工忽告竣整駕自東回拭目向城池城地亦善哉兩殿應規矩四門綈崔嵬燕雀繞檐集櫻橘挾階栽豈其爲逸豫講禮共徘徊委佩群僚會將幣九州來素心既已足起臥感盛梅欣然歌思動乙夜將官裁と上皇亦御製の和歌を賜ふ曰く殿つくりみかさたらる嬉しさのころを見する大和ことの業と此宮闕復舊の事は他日王政復古の基となりて今時の盛世を開ける淵源ともいふへきなり其後嘉永七年四月六日大宮御所より失火し皇居炎上せり此時孝明天皇の御宇にて外患始めて萌し國家多事の時なりし



二十  
かは皇居改修の叙慮もあらせ給ひしかと唯西南の角を取廣げて正方形となせし  
のみにて其他は大凡寛政造營の舊式に仍らるゝ事と定まりぬ安政三年造營功成  
り同十一月廿一日儀衛衛備を備へ桂宮行宮より新造内裏に遷幸あらせ給へり是  
れ現今の皇居なり今上天皇明治元年八月廿七日紫宸殿にて即位の式舉行させら  
れ王世復古の大業中興維新の盛運を仰く御代とはなりぬ車駕東行の後に及び不  
用の建物は多く取毀たれしか紫宸清涼の諸殿常御殿小御所をはしめ益々修繕行  
はれ明治十年御駐蹕の時千年の舊京を重んじ給ひて即位の禮大嘗の式は此宮に  
て行ふへき勅定あらせ給ひしより明治廿二年皇室典範を定めらるゝに及び其第  
二章第十條に於て即位の禮及び大嘗祭は京都に於て之を行ふと定め給へり是に  
於て車駕東行あらせ給ふといへども平安京は永世の皇居にして桓武天皇建都の  
叙慮は山河と共に萬代に動かぬと定まりぬ誠に慶祝し奉るへき事にこそあり  
けれ

開するところを加へて其概略を記さんとす  
皇居の地は初は東洞院の東土御門通の南にて方一町の地なりしか歴年の久しき  
漸く地盤を擴め今は東洞院より舊萬里小路に至り鷹司より一條の上に及び東西  
百三十七間餘南北二百四十六間餘なり舊時の地盤よりは殆ど七八倍にして大内  
裏の時の皇居の地盤よりは最も大なりと知るへし

宮門

建禮門 南面の正門なり屋は檜皮葺又南門といふ

建春門 東面の正門なり屋四棟檜皮葺又日御門といふ

宜秋門 西面の正門なり屋檜皮葺又公卿門といふ

朔平門 北面の正門なり屋同し

他之を略す

承明門 建禮門内にあり瓦屋東西榮五間戸三間丹雘白壁其内を南廷とす

日華門 南廷の東にあり

左掖門 同上

月華門 南廷の西にあり



右掖門 同上

廻廊 東は宜陽殿より西は清涼殿の南より南に向ひ相折れて承明門に接す瓦屋丹雘白壁隔つるに櫺子を以てし内外に分つ

紫宸殿

九間四面屋は東西榮にして檜皮葺中央を身屋とし四面廂あり拭板敷廂外に簀子ありて欄干を設く南階十八級四隅の階凡九級身舎の中央に玉座を設く北廂の障子賢聖像負文龜の繪あり其裏面は飛鸞桐花の紋様を寫す南階を挾て左近の櫻右近の橘を植う殿は南殿といひ其庭を南庭といふ儀式の行はるるどころなり

額 紫宸殿三字治部太輔賀茂縣主保考勅を奉して書するところなり

賢聖障子畫 狩野榮川院典信の筆なり此繪は寛平のひかし巨勢金岡に勅し

畫かしめ給ひしものなりしか中代より其傳を失ひたりしを寛政造營の時

考定して古制に復されしものなり

軒廊 紫宸殿の巽の階より宜陽殿に赴く所の土廊なり軒廊のトは此にて行はる

左近衛障子 紫宸殿の艮の階より宜陽殿に赴く廊なり障子の座といふ養由基の

障子は此に建てらる

悉禮門 内衙門 明義門

仙花門 崇政門 左青瑣門

右青瑣門 敷政門 宜仁門

是は清涼殿紫宸殿宜陽殿の間にある掖門にて皆古式によられたり

清涼殿

九間四面東に向ふ屋は檜皮葺南北榮にして中央を身舎とし御帳を建て畫御座とす其南に東廂あり東廂の南に石灰壇あり身舎の西に臺盤所あり其南に鬼間あり畫御座の北に夜御殿あり其北に藤壘上御局、荻戸、弘徽殿、上御局あり二の間は夜御殿の東にあり朝餉間は夜御殿の西にあり其北に御手水の間あり東廂の外に孫廂あり殿上は南廂をいふ孫廂の外に簀子あり欄干を設け南階あり其砌には御溝水流れ庭上には吳竹漢竹の臺あり

清涼殿は式の常の御殿にして昔は此殿に御住居ありしなり故に繕てむかしの儘に造營ありて彼の櫺形、鳴板、塵坪、荒海障子、昆明池障子などに至る迄皆古



式によりて之を作らる

襖繪は身舎は絹張紺青引極彩色様は軟錦青地繪は唐繪詩句の意により之を寫す其他は大和繪にて名所を寫し式紙形に和歌を題せらる畫は土佐光清の筆なり

宜陽殿

紫宸殿の巽にあり軒廊より紫宸殿に至るへし屋は檜皮葺にて西面す大臣宿所公卿座次將座議所などあり是亦古式を摸されたり

以上皆大内裏の時の規制に基き一々故實を備へ舊式により造營せられたり故に皆古風を存し正式に合し今も大内裏の御時を眼前に見るを得へし是全く光格天皇の御旨に出て白川少將の力に成りし事にて誠に盛事といふへし百敷のふるきためしをしのふにも誠にめてたき宮居と仰き奉るべきなり是より次は中古以來の規制にて所謂寢殿造の風を交へし造營なり上段御帳臺中段下段又は御小座敷一の間二の間申口の間などの名あり白木角柱疊敷遣戸天井は二重小組格天井小組格天井猿頬天井繁垂木等の別あり常御殿小御所御學問所御涼所を主とし宮殿亭舎及び後宮諸司の舎屋甚多し雜舎は近年

毀たれしを以て之を記せず宮殿は所謂雲上の御事にて細に之を記さんは最悉多き事なれば撰みて其要を摘み之を記す

常御殿

御所の東部にあり東面して其前に林泉樹石の觀あり其屋檜皮葺東西榮四阿梁行十二間二尺桁行十五間四尺皇居中第一の大殿なり御上段御中段御下段は南にありて西詰す各十八帖御清間は御上段の北にあり御寢の間其西にあり御聖御間は御上段の東にあり御小座敷は又其東にあり一の間二の間三の間は東北にあり御次の間は三の間の次にあり申口の間は西北にあり四方に廂あり廂外椽あり欄干を設け階あり上の口間襖繪墨繪泥引和歌の浦の景色小襖絹地砂子泥引中彩色花に鶯水に蛙下の口間墨繪泥引耕作の圖其他舞樂の圖四水の圖蹴鞠の圖武陵桃源の圖などあり皆時の名手の筆する所なり

小御所

紫宸殿より長廊をへて東北に行き小御所に至る屋は東面にして檜皮葺御上段は三間四面にて十八帖中段下段皆同し東に二間に十一間の廂あり北西面俱に一間半の廂あり四方椽あり欄干を設け東西及び南北に階あり上段は二



重折上小紐天井にて襖繪は紺青極彩色に豊樂院元日節會の圖を繪く狩野永岳の筆なり古時朝儀の様を想見るへし其他名所風景花鳥遊覽和漢故實等の圖にて式紙形に和歌を題す殿前林泉の風光最も清雅を極めたり

御學問所

小御所より長廊をへて北にあり御上段中段下段菊の間山吹の間雁の間東御座敷などあり襖繪は砂子極彩色にて十八學士登瀛洲の圖又蘭亭の圖岳陽樓の圖其他四季花鳥等の畫あり殿は東向にて小御所と相並び林泉に對せり

御涼所

常御殿の北にあり長廊をへて此所に至る上御間次御間裏御間などあり奇麗風流の構造にて其東北には樹石交錯清泉潺湲眞に御涼所の名に負かすといふへし

御三間の御殿

常御殿の西南に接す南面にして上段中段下段四方の廂例の如し上段總雲取砂子泥引地に大極殿朝賀の圖を極彩色にて畫く住吉内記の筆にて古代元朔の大禮目前に見るか如し中段は賀茂祭群參の圖下段は駒引の圖なり其他之

を畧す

迎春の御殿

常御殿の北御涼所の南にあり東面に額あり迎春といふ其前に小門あり樹老ひ石古り清泉其間に沿ふて鳴る林泉の觀頤に改りて深山幽谷の趣あり

聽雪の御茶亭

迎春の御殿より北にあり潺々たる流泉の上に曲廊を架し苔巖老樹の間を過きて亭に至る風流清雅の構造にて其中に茶室水屋などあり聽雪の額は其南軒に掲げらる

錦臺

常御殿の御庭の東南隅にあり四帖半の小亭にして西南に向ひ椽あり南に物見あり秋晚紅葉に宜きを以て此名あり

泉殿代

御臺の林泉より東北にあり八帖と六帖の二間にして西に椽あり文政大地殿の時新築ありしといふ

林泉



皇居の東方小御所の前より一圓の林泉にして樹林森蔚池水濛洋奇石老巖點點相疊み或は峰を作し或は溪をなし岬となり洲となり遠きか如く近きかことし鴨川の水を引き朔平門の東より入りて御溝水となり又泉水の源となり屈曲轉折して溪流となり或は奇石斷崖に懸りて瀑布となる處々圮橋石梁を架し或は浮ふるに小舟を以てし奇樹嘉木名花芳草其間に點綴し白鶴汀に眠き幽禽花に囀し天然の風致を極め禁園の勝概雲上の清覽眞に仙境神區にして人間の想ひはかるべきところにあらずなり

皇后宮の御殿

皇居の北にあり舊と別に一區をなし、が近年常御殿飛香舎代齋若宮及び姫宮の御殿玄暉門の外は取毀ちになりて其區域を定められたり

朔平門

北面の正門にして正式の建築なり此御門は古來常に閉ちられたり

玄暉門

朔平門の内に入り皇后の正門にて古式によられたり

常御殿

皇后の正殿にして玄暉門の内に入り大凡皇居の常御殿の制の如し其他之を累す



### 御苑

御苑は舊九門内にて近年稍之を擴張せられたり九門とは堺町御門下立賣御門蛤御門中立賣御門乾御門今出川御門石薬師御門清和院御門寺町御門なり皇居仙洞みな其中にあり昔は皇族公卿の邸宅相望みしか維新後大抵之を撤却し更に蛤御門乾御門石薬師御門等に移し其地域を廣め長方形となし四面に石壘を築き芝伏せとし其上に花木を交植して其境界を定め其内は一圓の芝原とし廣橋を交連し花樹を分栽し清泉を引き池水を湛へ之を御苑と稱せり其地盤東は寺町より西は烏丸に至り北方にて三百七十七間南方にて三百八十五間北は今出川より南は丸太町に至り東方にて七百五間西方にて七百三間五分周回二千七百七十間たり皇居は其中央にあり舊仙洞は其東南にあり大宮御所は仙洞の北にあり桂宮は皇居の北にあり久邇宮は皇居の西南にあり主殿寮出張所は其南にあり祐の井は桂宮の東にあり舊中山家の邸地にて今上御産湯の井なり宗像神社は主殿寮出張所の東にあり白雲神社は久邇宮の東北にあり京都博覽會場京都美術工藝學校は其巽にあり測候所は堺町御門の内にあり凝華洞の址は建禮門の南にして大銀杏樹のあ

るところ後西院帝の仙院の舊地なり舊九條家近衛家の林泉は其舊を存して觀を改めす九條家の錦流亭の如きは御苑中の一景なり車返しの櫻は中立賣御門内にあり後水尾法皇御愛の花なり高倉橋の北にある紅梅は後光嚴帝の御愛木なりといふ懸井は一條にありて古歌に詠せしところなり此外某宮の地某卿の邸などいたる處に其しるしを留めたり近年益々保存修理の道を立てられ梅林には數千の梅樹を植ゑ蓮池には滿池の芙蓉あり其他青松絳桃櫻花雜樹にいたるまで或は區を分ち或は柯を交へ年々増殖ありて朝夕の觀四時の興盡くるるときなく内地の人のみならず外邦萬里の客さへ共に來りて借に樂むところなり御澗水は遠く鴨川の上より延き相國寺中をすき舊近衛邸より御苑内に入り朔平門の東より皇居に入り宮中を環流し南に出つ一派は外面の御澗水となり白雲神社の池と其東の池とに會し又久邇宮の南なる方池に會し主殿寮出張所に入り更に市内に流れ一は御苑の東を過き仙洞並に大宮御所に入り博覽會の池に入り又舊九條邸の池に入り市内に出つ近年大に修造を加へられ石を疊み渠を築き所々石槽を設けられ清冷の泉水常に潺々として其間を流る

#### 附御苑内揭示



- 一 樹木ヲ折リ又ハ花實ヲ採ルベカラズ
- 一 魚鳥ヲ捕ルベカラズ
- 一 塵芥汚穢物又ハ禽獸ノ死屍ヲ投棄スベカラズ
- 一 土壘ヘ登リ又ハ堀塀堀内ヘ入ルベカラズ
- 一 火技ヲ弄フベカラズ
- 一 荷車ヲ曳入レ又ハ傳染病者及葬式通行スベカラズ
- 一 牆壁其他建造物ヲ汚損スベカラズ
- 一 用水ヲ汚濁シ又ハ溝渠池中ニ瓦礫ヲ投擲スベカラズ
- 一 樹木其他柵杭等ヘ牛馬ヲ繫クベカラズ

仙洞

皇宮の東南にあり北は上長者町より南は下立賣に至り西は皇宮東垣より東は寺町通に至り西北は大宮御所に隣る地積二萬二千五百六十二坪あり舊大内裏時代の桃花坊に當り藤原氏の土御門殿京極殿の地に係れりむかし金殿玉樓の臺を聯ねて雲に攀へしを想ひみるへし其後星霜變遷し兵塵劫火前後相繼ぎ應仁以後は既に寒煙荒草の廢墟となりしものならむ豊太閤既に刷業を成し正親町帝の爲めに仙洞を營まんとの計畫ありしも崩御により沙汰止みとなれり徳川幕府に至り後陽成帝の爲めに營せしものは今の皇后御殿の地にして皇居の北位朔平門内に當れり後水尾帝位を遷れ給ひ徳川氏の出なる明正帝女儀を以て大統を繼かせ玉ふに及び幕府上皇の叙慮を慰り奉り且つ以て物情を鎮せんとし爲めに仙洞を營し土木を窮極して仙遊の所となし櫻町宮と稱す即ち今の仙洞御所なり其後延寶元年を以しめ天明八年安政元年等三回の災上あり隨て燒くれは隨て作り最後の回縁に至り當時上皇の在まさしりしかは幕府は單にその外垣のみを修理して宮殿造營の事なし以後宮殿の遺趾は茂草に委せしもその林泉は舊時の觀を改めず



といふ

林泉 皇居の東南隅に當り茂林修竹鬱然として京都の堅みを爲すもの即ち仙洞御所の林泉なり徳川氏後水尾上皇の爲めに特に意を用ひて作りたるものにして其老樹の數百千年にも上ると見ゆるものあるは前にも述へし如く此わたりは藤原源平氏以後に至りても名公巨族の第宅のありし跡なれば或は當時の遺物の存するにあらざるか今考ふる所なし却説林泉は東深林を負ひ西に向ひ舊常御殿より正面に望むべき様に築きたり東西凡一町南北三町許中に大池を穿ち加茂川の水を引き懸けて飛泉となし池に入る潭光泥濼水深く底暗し惟岩奇石龍蟠虎踞前に峙ち後に伏し茂樹密林と雄奇を相争ふなど深山大澤に入るの概あり今西部より順を逐ひ之を細記すへし

舊常御殿東芝の御茶屋跡の洞門より東に出つれば一面林泉なり池に沿ひ左折すれば長橋あり舊は八橋の構造なりしといふ左右欄干あり藤架之を覆ふ橋を過きて中島二あり葭島及蓬萊島と名く左に瀧殿の遺跡あり東北に池を隔て、深布を望む島の中央に大理石の燈籠あり島中四望風景最も佳なり舊小亭あり御腰掛といふ今は無し進みてひがし舊鑑水御茶亭の遺跡に至る左右深潭に臨み碧水鑑み



皇居の林泉





仙院舊苑圖

文  
士  
印





るへし故に名く東方に御舟附ありこれより東北一路石徑崎嶇として老根盤錯す  
阜を越へ溪に下り一大石橋を渡り水に沿ひ北すれば巨石疊々として水邊に駢列  
し飛泉上に懸るまた小阜に上り瀑布の上流を渡り西北に向へは忽ち斷崖數丈西  
方の山と峙對す中に一橋を架す橋高く水遠し橋を過くれば左に藤架の橋を望み  
右は池面再び開けて別に一潭を成す傍ら楓樹多し紅葉山といふまた北に進み蘇  
鐵山に入る蘇鐵叢生す傍ら櫻花綠葉交錯せり茶亭あり又新亭といふ衡門茅檐築  
構極めて幽雅なり此地はもと修學院の止々齋を移されしところなりしが廢頽し  
て近年此亭を立てられしなり更に池に沿ひ東すれば楊柳影暗くして下に石橋を  
架す橋を過くれば北別に一潭あり奇岩巨石四周に嵒岨たり阿古瀨淵と曰ふ蓋し  
此地の古稱なり近時紀貫之古跡碑を立つ碑北に小渠を開き水を通して池に入る  
渠を渡れば小阜あり壽山といふ鎮守小祠西に向ふ祠の南稻田あり昔時御料の民  
を召し耕作せしめ稼穡の艱難を覽給ひしといふこれより南水に沿ひ阜に躋り行  
くこと數百步鑑水亭の舊趾に出て左山に傍ふて登り數百步にして悠然臺の趾あ  
り西下して南水邊に出つれば醒花亭に至る茶亭なり結構淡雅樹竹清楚亭上より  
北望すれば林泉の形勝みな眸中に收まり橋を隔てゝ飛瀑を見る風景甚だ佳なり



更に北に進む水邊に小圓石を敷く園々として基石を置くか如し上に櫻花を併ひ植う左は即ち舊常御殿のありし遺趾にして今は一面の空地となれり以上は林泉の大形にして総地積二千八百餘坪あり希有の大林泉にして樹石皆古く潭水深碧なり沈鬱老蒼の中に瑰奇雄大の氣象を帯ふまた有数の名園なり

附 大宮御所

仙洞御所の西北隅にあり寛永中幕府女院の爲めに造進せし所にして仙洞と長廊を以て相通せしか數回の回廊にかゝり安政火災には仙洞と共に烏有に歸し其後幕府の再造せしもの維新後に至り主要の一部を存し他は一切毀撤せられ今は常御殿はしめ附屬の屋舎のみ存せり

離宮

二條離宮

上京區二條堀川西にあり

離宮は即ち舊二條城にして徳川氏の建設せしものなり東照公既に關原の戦に克ち一統の業畧成るを以て關東を以て根本の地となし更に京都形便の地を撰み兼下の鎮營となし且つ上洛の時駐旆の所と爲んと欲しこゝに城さしものなり世に織田氏の創建せし如く傳ふるものは武衛陣二條新御所及び二條第等はその傍近にありと年代も相違からざるにより混淆して誤りたるものか此地往古は大内裏の東南隅にして其後豊臣氏聚樂第の南に當り當時は既に一面の廢墟となりしより慶長七年初めて工を興こし同八年には畧は落成せしか其年三月廿一日家康入城の事梵舞日記に見ゆ徳川氏既に大阪を陥れてより禁裏法度を立て此城にて決行しまた足利豊臣二氏に倣ひ車駕の臨幸を請はんとし益々宮殿を修め華麗を窮極し更に伏見城の天守を始め殿舎を移し本丸を築き寛永三年九月後水尾帝の行幸を請ひ奉り天下の公伯を率ひ御前に盟ひ武成の盛事を極めたり同五年仙洞造



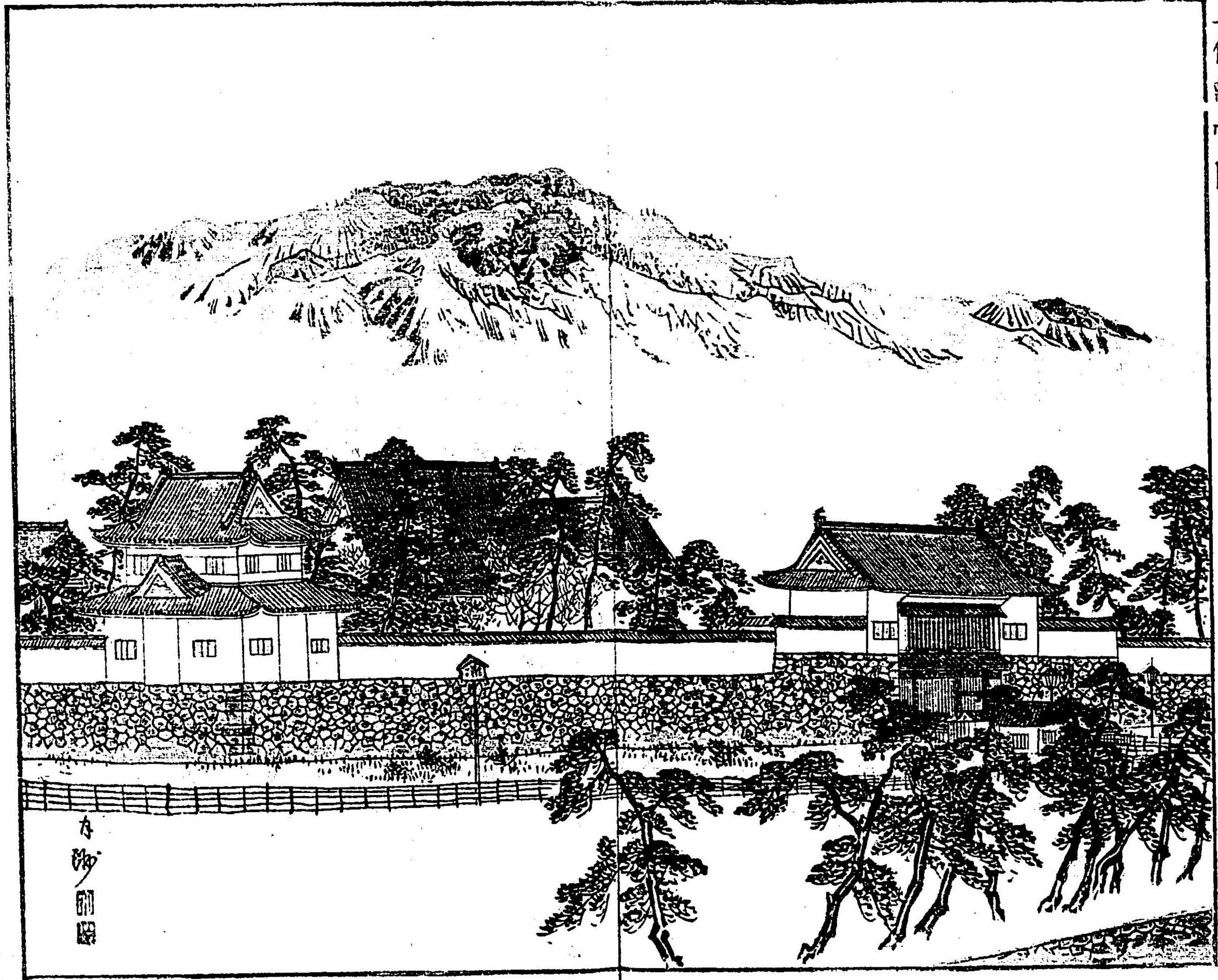
營の時行幸殿を始め許多の宮殿を毀ち仙洞に移し其後十一年家光三十萬兵を率ひ上洛し此に駐旆し大に武威を耀したることあり其後本丸天守櫓樓等は回祿にかゝり烏有になれり其後二百年を経て將軍家茂上洛のとき再びこゝに駐在し引續き慶喜公もこゝに在りて大政返上の表を呈したり王政復古に至り本城は朝廷に歸し明治元年正月廿七日勅して太政官代となし二月三日天皇御臨幸あり親征の詔を頒ち給ふ四年三月京都府の管掌する所となり假に府廳となし六年二月陸軍省の管轄となり十七年七月改めて離宮となし其翌年府廳を他に移し大に修理を加へ四圍の塼壁を毀ち土壘を築き廿六年に至り御苑中にありし桂宮の宮殿を本丸遺趾に移されたりかく許多の沿革變遷を歴たりと雖も當時朝業の餘力を以て武威を誇耀するの目的に成りしものなれば築造結構の大形より用材彫繪の微細に至り皆な心力を傾注して華院瑰麗を極め光怪陸離人目を奪ふに足るものあり今其の形勢建築粧飾等の大畧を左に記載すへし

本城地域は古代桃花教業二坊に跨り北は大炊御門より南は押小路に至り東は堀川より西は楠筋に至り東西に長方形を爲し南北面半以西の處にて屈曲して少しく狭くなり凸字形を爲す凸字頂上の處を西面とす東面一百九十七間半西面は八





二條離宮圖



本砂



十三間半北面二百五十五間南面二百七十三間總面積八萬三千坪其内廓内六萬二千三百四坪廓外一萬八千十三坪内濠五千三百三十九坪外濠九千二百九十三坪池四百八十三坪宮殿建坪二千百十八坪にして外廓中央以西に本丸あり以東に二の丸あり

本丸は東面八十二間半西面八十五間半南面八十四間八分北面八十二間半堀の廣さ十四間東西二所に橋を架す昔は西南隅に天守臺あり乾良二方に櫓あり殿宇宮觀其中に突兀たり皆な小堀遠州の指圖に成り美觀を極めしも天主は寛延三年雷火に本丸殿宇等は天明火災に類焼し殆んど荆棘に委したりしを明治二十六年桂宮の建物を移されたり

二の丸は外廓東大手門内にて本丸の東にありて本丸と橋を以て相通す面積九千六百三十三坪餘にて繞らすに築垣を以てす宮殿林泉みな昔時の遺物にして家

康以下上洛の時の館舎に充てたるものにして今は離宮の正殿となれり  
本丸二の丸以外は即ち外廓にして昔時は組土の小屋米倉等ありしも今は一切取拂ひ廣漠なる平地とはなれり

二の丸宮殿 東大手門より少しく西して南向に唐門あり門内數十間にして御車



寄ありまた南に向ふ是を第一殿とす殿屋南北築にして北向なり遠侍の間若松の間芙蓉の間殿上の間を経て上段の間二の間に至り相隣次して方形を成し西南角に遠侍廣椽あり曲折して両方を繞る廣椽の西は式臺の間老中の間三間を併せ第二殿とす三の間より西第三殿に入る大廣間二の間三の間北の間を総稱す蘇鐵の間を経て西北第四殿に入る溜の間二の間三の間菊の間を過ぎ上段の間に出て長廊を過ぎ北第五殿に至る即ち最北部の別殿にして構作粧飾等皆制を異にす凡そ宮殿全部の大形は東南より西北に延き屈曲雁行し飛棟傑閣半空に突兀たり全部瓦葺白木造にして材は最も精美を撰み天井障子の繪畫欄間の彫刻等金碧灼爛人目に照耀す今その萬一を左に記述すへし

唐門 また鎗石門といふ二の丸南面の正門にして樺白木造り檜皮葺下はみな瑩石なり柱の上彫刻竹に虎梅に雲龍牡丹に獅子蛙股北面の龜上仙人松牡丹に鳥同上南面龜に岩松牡丹等みな彩繪を加へ金物には赤銅斜子地金減金にて牡丹唐草等を刻し菊の御紋を附け粧飾美觀を極む門内一面芝生松を植ゆ正面に御車寄あり

御車寄 南向檜皮葺鎗石等唐門に同じ正面唐戸彫刻は唐松に牡丹竹に鳳凰東面

洲濱形松竹梅鷹蛙股中獅子西方は芍薬に綬帶鳥格天井鏡板に欄を用ひ棹を黒塗とす階敷級を昇り第一殿に入る

第一殿 假に上段の間を始め次の間遠侍の間芙蓉の間若松の間等を併したる一大殿の名稱とす離宮中最大なる建物にして惣坪數三百四十坪餘あり南北築瓦屋四阿搏風唐草大金物及び菊花御紋章等金色煌耀たり内部四方に内椽外椽あり襖長押上杉戸等の畫はみな探幽或は其門人の筆にして釘隠は赤銅減金大金物結袋形葵唐草等を用ふ今各間に別ち之を記すへし

上段の間 二十四疊もと勅使参向の間に充てしを以て勅使の間ともいふ床脇遠柳御帳臺等共に楓樹を畫く袋棚の畫梅櫻山吹芙蓉等金物赤銅減金天井黒塗縁金地彩色の花形を繪く

二の間 三十五帖南側金張附に大樅樹を畫く椽側障子腰張花鳥の繪は桃山より移たるよし天井繪椽上段に同じ欄間の彫刻は松と牡丹に錦雞なり

遠侍の間 九十五疊金地襖の畫竹に虎天井黒塗縁金圓形に彩繪種々周回に麻の葉を畫く欄間二ヶ所の彫刻は松に牡丹なり

遠侍入口の間 一の間二の間三の間合せて百疊繪彫繪粧飾大抵遠侍の間に同じ



若松の間 二十四疊襖及び長押に稚松と櫻花を畫く天井は紙張縁黒塗畫は金地に葡萄  
 芙蓉の間 二十五疊襖の畫桃竹雀紫陽花小鳥等次の間は西方に隣る光線の達せざるを以て世に暗かりの間と稱す内椽杉戸四ヶ所杉の小板に芍薬萩兔竹虎群羊柳紫陽花四十雀豆鳥雁等を畫く廣椽に出て第二殿に入る  
 第二殿 第一殿の西に隣る式臺の間老中の間一二三の三間及び槍の間を併せたる一殿なり今各間の裝飾を記すべし  
 式臺の間 四十五疊南向す北側張付に大松二株を畫く西南東立椽腰高障子の畫砂子に彩色稻田に雁花竹等なり  
 老中の間 式臺の間の北にあり舊時將軍上洛の時老中の詰所に充てしものといふ一の間十二帖襖の刈田雪雁若雁柏樹二の間十二帖繪畫同上三の間十二帖襖の繪雪柳に白鷺入口東の方に竹に虎と眞向獅子などあり獅子の畫は眞向にして八方睨みと稱して世に名高し  
 槍の間 三十八疊老中の間に隣る杉戸東の方面椽に長尾鳥枯木に豪猪西の方面紅葉柏に鹿の畫筆者詳ならず或は探幽ならんとの説あり是よりまた西北第

三殿に入る  
 第三殿 假に大廣間二の間三の間北の門蘇鐵の間を併せて稱す第一殿に亞く大廣にして東西十四間半南北十六間総坪百八十九坪あり南北築四阿にして持風に大金物あり内部釘隠は赤銅減金花鬘斗形なり  
 大廣間 五十疊第三殿西北隅にあり上段あり舊時將軍の隅を受くる所なり床には樺の一枚板厚六寸丈三間なるを用ひ張付に大松を繪く連椽張付の繪は竹袋棚小襖水仙牡丹芙蓉菊等を繪く附書院障子の腰板は金地に亂れ咲き水仙なり長押上は松天井は金地繪摸様御帳臺は十四疊にして襖黒塗縁鴨居敷居等の縁金物は銅減金料子地に唐艸鳳凰畫は岩に錦雞薔薇芙蓉水葵若千鳥内金張付に神祠芙蓉水葵小鳥長押上は武藏野の薄に月なり  
 二の間 四十四疊襖金張四枚畫は松に孔雀南入口戸及び長押上の畫も同上なり組天井畫は翠青地金にて崩れ網の内に彩色花形欄間の彫物は牡丹に鳳凰なり  
 三の間 四十疊金襖より長押上にかけて巨松を繪く欄間彫刻は牡丹に唐松孔雀薔薇天井は二の間に同じ  
 北の間 七十五疊襖金地に大松樹と鶴を畫く組天井の隅取角に金泥孔雀四隅縁



と花崩しにて彩色地は藍色なり欄間の松に牡丹の彫刻は左甚五郎作といふ杉戸の芦雁雪中柳鶯枯木雪景松に鶯竹に雀枇杷栗真櫻柏に鶯柳に鶯垂枝櫻柏に鳩群羊等なり

蘇鐵の間 五十疊長廊なり南入口杉戸の繪蘇鐵八重櫻岩に白鷗等もとは壁の張付にてみな蘇鐵を畫さしに破損したるより明治十九年修繕して全部壁紙を貼付せり釘隠金物は二重赤銅減金葵崩し六つ出形なり北出口より黒書院に入る

第四殿 東西十五間南北十一間半南北榮搏風制粧飾第二殿に同じく釘隠しは赤銅減金大與斗形諸殿中最も莊嚴華麗を極めし宮殿なり

黒書院 即ち上段の間なり二十四疊敷居黒塗床は二間半厚六寸樺の一枚板を用ふ張付畫薄雪松に鶯鶯四十雀等遠棚二ヶ所南面三段袋棚小襖四枚畫は浦瀧獵裏墨畫菓瓜花卉棚下張付畫は柴垣に薄雲にて御床に續く西面四段袋棚小襖四枚畫は南面に續く裏面に樹木花卉等張付は菊に胡蝶花鶯附書院樺板一丈腰障子畫山水右張付に月季花根笹鴨居上は白木組物長押上山家人物櫻花等格天井繪様は萌黄地に向ひ風風御帳臺十四疊襖黒塗縁金物赤銅減金葵崩し唐草鈕に眞紅組紐華蔓総付となし畫は海邊景色内張長押上は金張付畫種々

二の間 三十一疊襖及び北側袖壁等金張畫は綱代垣八重櫻群鳥長押上の畫水邊樓閣鴨居上白木組物あり格天井金物あり畫様は丸形五彩畫種々

三の間 三十五疊二の間の東にあり襖畫霜白鶯及び海邊松樹天井二の間に同じ四の間 また菊の間といふ二十八疊三の間の北にあり上段の間御帳臺の東に隣る襖壁等皆金張付にして畫は竹籬亂菊にして浮上げ極彩色なり長押上蔀に蔀扇面の畫花鳥山水等天井繪様金地丸の内に花形紗綾形等

溜の間 六十六疊三の間の東にあり西北襖張付牡丹小鳥東側戸の張付の畫梅なり東杉戸の畫花莖花籠に百花亂捕の圖及び泊舟雨鶯世に瀟鶯の杉戸と稱す西杉戸の畫は枯木に萬鳥鴉に牽牛花等枯木の畫殊に著名なり杉戸の上欄間彩色彫物牡丹芙蓉篋罌麥岩雀尾長鳥なり其他花卉翎羽甚た多し是より長廊を過ぎ北第五殿に入る

第五殿 離宮中最北に位する一殿にして南北榮搏風に減金大金物菊御紋章を付す昔時將軍上洛の時燕居の室に充てたるものなり内部粧飾等總て楚澹瀟瀟を主とし繪畫筆者はみな狩野定信なり上段の間を白書院といふ

白書院 第五殿の西北隅にあり廣十五疊床遠棚付書院御帳臺あり床襖長押上共



紙地金泥引薄彩色にして極めて優美なり床疊敷塗椽張付菴山水遠棚袋棚小袂菴  
 摺彩色紅白覆麥附書院樺板障子腰畫山水漁舟黒塗椽格天井繪摸樣青地金團扇形  
 の内花枝燈鳥長押上菴水邊樓閣遊船人物等  
 二の間 十八疊上段の南にあり襖長押上及び西南戸張付の菴摸樣等上段に同じ  
 格天井繪摸樣は丸形に牡丹折枝崩し  
 三の間 十八疊襖薄彩色山水人物天井二の間に同じ  
 四の間 十八疊三の間の北にあり襖畫雪中竹木に睡雀の畫あるにより睡り雀の  
 間と稱す天井同上花崩しの丸形紙は藍色なり  
 東南の間 十八疊東南隅にして三の間の東に隣る東の方昇降口あり杉戸及び板  
 張りに翎毛花卉等彩畫甚だ多し  
 林泉 大廣間と黒書院の西南にあり西は本丸の濠に接す中に大池あり廣さ四百  
 八十餘坪加茂川の水を引き城内に入り瀑布となり池に注ぐ池中島嶼洲崎を築き  
 橋梁を架す奇石怪岩向背突兀たり木と樹木無し作者の意は樹木の榮枯ありて林  
 泉の觀を變するを恐れ故さらに之を裁えす只水石の布置を以て一偉觀を作りた  
 りといふ近年雜樹を叢植し面目爲りに一變せり

附二條離宮外圍揭示

- 一 柵内へ入ルへカラス
- 一 魚鳥ヲ捕ルへカラス
- 一 塵芥汚穢物又ハ禽獸ノ死屍ヲ投棄スへカラス
- 一 藁中へ瓦礫ヲ投擲スへカラス
- 一 柵杭へ牛馬ヲ繫クへカラス

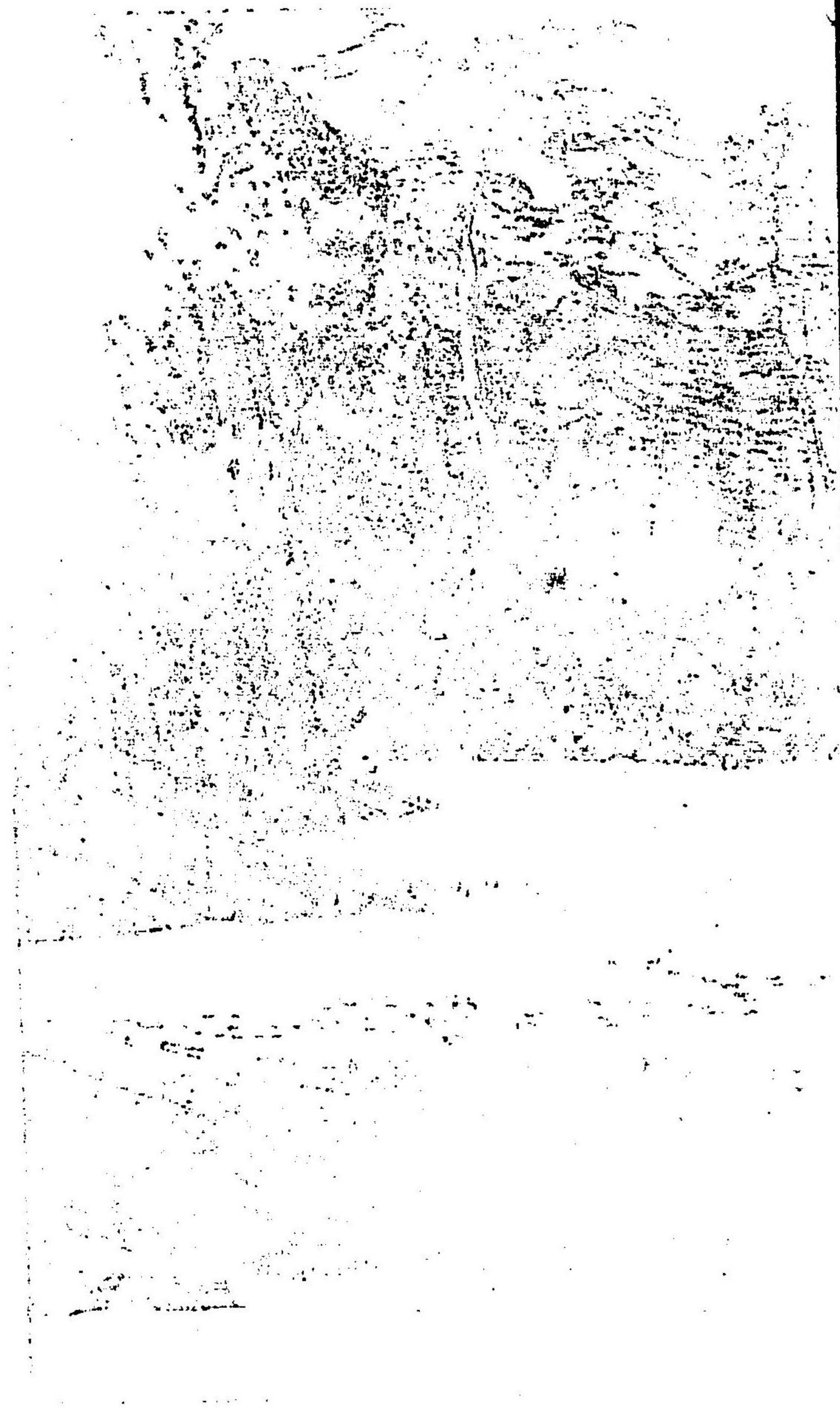
修學院離宮

受室郡修學院村にあり本  
 標より東北凡一里十三町

高野川の東比叡山の西雲母阪の西麓にあり地勢高阜に據り前に松ヶ崎の諸山を  
 控へ後は比叡山を望み西南京都市一帶より五畿の山川を指掌すへき形勝にして  
 往古播磨守佐伯公行深く僭勝算に歸依し爲めに一寺を創し修學院と名つけしを  
 永延中官寺となし給へり其後數百年にして寺は廢して村の名にのみ残りしとぞ  
 徳川氏既に明正帝を立て後水尾上皇の爲めに此の離宮を營して宸遊の所となし  
 たるものにして其創立年紀に付ては或は慶安二年初めて行幸ありし如く記しあ  
 りとも林丘寺記に承應年間御造營敷度御幸云々の文ありかゝれば後水尾帝御讓

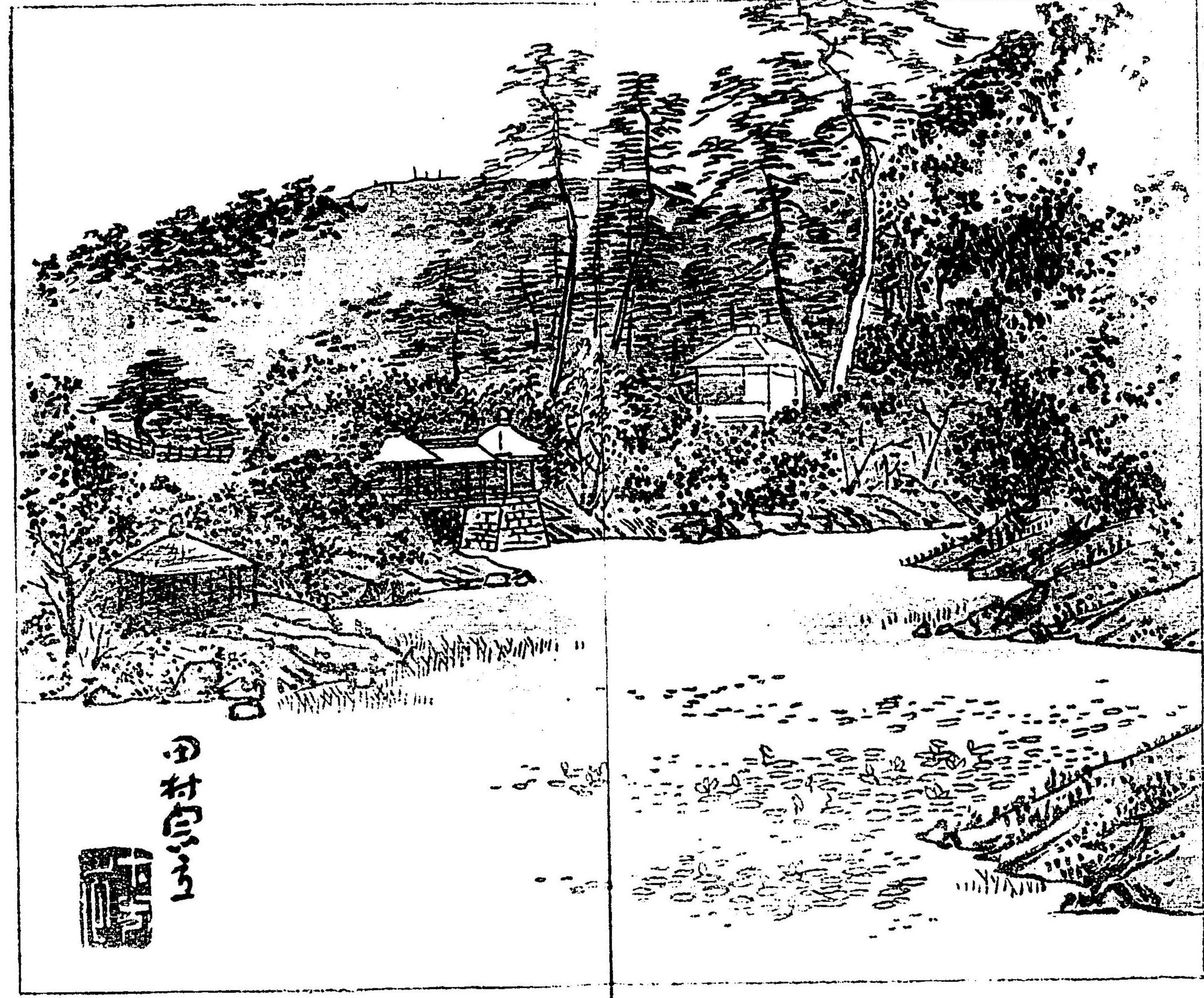


位の後間もなく造營ありしなるへし此後屢御幸ありて御老後の御娛となりしか  
法皇崩御の後は修理もなく鄰雲亭は法皇御在世のうち焼亡し再造の事も聞かず  
靈元法皇の御時幕府へ其旨仰下され更に御幸の事ありこれより毎年數度の御幸  
ありて親から其記行を著はし給ふ此時更に御茶屋も再造ありしなるへし法皇崩  
御の後又久しく荒れたりしを光格上皇御幸の爲め大に修理を加へ亭榭をも再造  
し其面目を一新し明治維新の後に至るまで幾回の變遷ありて今日に及へりさて  
離宮は御茶屋と稱し上中下の三所にして東北にあるを上御茶屋とし稍西して  
南にあるを中の御茶屋とし西にあるを下御茶屋とす三所高低相屬し鼎立の狀  
を成し地積總計八萬四千四百三十五坪あり上の御茶屋最も大にして中下はみな  
十分の一にも及ばず下の御茶屋の西に正門あり東裏門を出つれば道二岐あり南  
は中の御茶屋に通し東は上の御茶屋に通ず登踏みな白砂を敷き青松道を挟む阿  
傍田畑皆御料地にして村民に許し耕作せしめらる地勢東に至り益々高く上の御  
茶屋に至る



上の御茶屋 その位置の最高處にあるより名く此の離宮中主要なるものにして  
山を負ひ野に臨み眼界明豁なり中に大池を穿つ浴龍池と名く嶋嶼洲崎遠近映帶





修善寺

修善寺  
印



し花竹樹石前後相屬す南門より入り右折すれば石磴あり登ること百餘級にして一亭あり隣雲亭といふ六疊と三疊の二間あり構作清楚にして優美なり離宮中の最高所にあり眺望絶佳にして京洛の城邑より五畿の山川みな一眸に集る靈元上皇の遠方の山より上に雲よりも白きを見ればよとの川水の御製能く實景を寫し給ひしものなり亭の北に板間あり東北に向ふ洗時臺といふ東山崖に瀑布あり雄瀧といふ高さ四間餘玉屑潺々危岩の間より下る臺の名の出るところなり亭の西また小瀑布あり雌瀧といふ亭前に光格帝御手植の楓樹ありしも已に枯れ更ゆ植へしといふ臺北曲徑を下り石橋を渡り行くこと數百步道岐れて二となる左に一島あり小橋かゝる楓橋と名く橋を渡り小阜に登る亭あり窮遠軒といふ亭名の類は後水尾帝宸翰なり上段六疊にして下は十三疊あり國の中央高所にあるを以て全國の景趣奇を呈し勝を競ひ悉く脚底に集る西南また一島あり萬松嶋といふ過くるところの橋を千歲橋といふ文政中所司代内藤信致の進建にかゝり両端切石を以て高く橋臺を築き上に屋橋を作る東を四阿屋とし風箏に擬して屋頂に金銅風の花を含み風に舞ふ状を作る左右みな欄干擬寶珠あり南北兩側腰掛を設け遊憩眺望の所となすなど希有の構作にして頗る美觀なりこれを過くれば即ち島な



り池の中央にあり大小三島にして皆岩石なり老松叢生して龍蟠蛟屈翠光滴らんと欲す小亭あり四面洞開眺覽最も佳なり廻りて窮遠軒に登り更に北に降る苔徑羊腸として紅葉の躑躅肩を没す行くこと數百歩にして橋あり土橋なり右に一島を望む楓樹多し紅葉谷と名く秋晚霜錦叢を成し青松老翠と相映し畫中の景趣ありまた池に傍ひ西に旋る池畔に御舟屋あり路の北側に止々齋の跡あり齋は園中最も大なる茶亭なりしか後水尾上皇御晩年遠路の遊幸を厭はせられ仙洞中に移させ給ひしとそ少しく西して左池畔に御舟附あり南に向ひ切石もて階數級を作る左折して南に進む左は池に傍ひ花樹を雜植す池中所々に紅白蓮より菱花河骨尊業等の水卉點綴せり右は一帶の生垣にして高さ僅に腰に至り園外山野を望むに便す更に進み東へ折れて正門内に至れば則ち隣雲軒下にして初めて園池を一周せり大要林泉の構造は自然の勝地に據るを以て務めて天分を存し人工を省くその西方遠近の山川をとりこめて園中の颯眺を爲したる如きは趣向意表に出て尋常園師の企及すへきに非ず槐記に此林泉築造の事を記したるを見るに地勢山水を御考へにて雛形出來て草木をはしめ踏石拾石に至るまで皆それ〱に土にて形をこしらへその所に置て見て恰好のよきやうにあそはし其の七八分も出來

たる時に御側の女中に庭巧者の人ありござ包の奥にのせ平松一心非藏人某など付けられ見分に遣はさるゝこと度々なりとありされは泉石の排置より花木の點綴に至るまで皆宸衷を勞せられ輔くるに巧思ある園藝家を以てしたるを見るへしその構作精妙歲月を経て愈々その景趣を加へ天下有數の名園となりしも偶然にわらす上の御茶屋の拜觀を畢り門を出て再ひもとの道に出て南に向へは中の御茶屋なり

中の御茶屋 上の御茶屋創建の時こゝにも一亭を築かせ給ひ中の御茶屋と稱し樂只軒と號す時に皇女光子内親王深く佛法に歸依し玉ひ御落飾の意甚た切なるより此離宮を賜ひて佛寺となし聖明山林丘寺と勅號し天和二年木堂造營成り内親王を門跡となし給ふ其後殿舎林泉等を逐ふて完備し東山の一名刹となりしも維新後いたく廢頽せしより明治十八年樂只軒を始め御由緒ある建物及び境内二千餘坪の地を宮内省に奉還したるより更に境界を立て修理を加へ東上方にある堂宇等を林丘寺となし西南書院林泉等は再ひ中の御茶屋と稱することゝはなれり

正門西南に向ふ石階を登り左折して行き百餘歩にして樂只軒に至る即ち承應創



立の時造營ありし所にして後水尾法皇宸翰の御頼あり正寝六疊をはしめ次の間八疊龍田間と稱し北敷室相連接す外縁に出て階を経て昇ること敷級即ち正殿なり入口廊下の杉戸祇園會山鉾の畫は住吉具慶筆といふ二棟みな南面にして正殿は十三疊北側に床の間及び柵あり柵の敷凡て五層長短高低みな變化ありて極めて奇なり下層に押入あり其上には三角形戸柵あり小襖に友禪染製造の圖を繪く壁張付には離宮八景の詩畫色紙にして當時雲上人の合作なり各間襖及び壁張付の畫はみな名匠の筆に成れり東面折廻一間の内縁杉戸の表裏に大鯉の網中にあるを畫くまた具慶の筆と傳ふ俗にいふ此鯉魚靈あり毎夜出て庭前の池水に遊ぶ故に後に網を畫かせ給へりと南面みな林泉にして幽邃清楚なり東北佛間をはしめ敷室あり外縁折廻りの欄干は故さらに其柱を亂杭並となし極めて奇なり再び原路に還り左折して下の御茶屋に至る

下の御茶屋 御茶屋三所の中最西部にありまた最も低位にあり書院十二疊東南に面す霽月觀と稱す上段三疊牀遠榻袋榻等あり襖繪虎溪三笑は岸陶筆西南高所に一室十三疊藏六庵といふ霽月觀と共にみな後水尾帝宸翰額を掲ぐ西面長窓あり西方山野の眺望最も佳なり又茶室ありみな雅潔優美を主として成る西南みな林泉に向ひ蒼苔徑淨くして湧泉石に咽ひ上には雜樹柯を交へ娑婆掩映たりまた一小仙臺にして遊憩少時萬斛の塵慮を滌ふに足る  
 以上は修學院三離宮の概況にしてその規模の大形より工作の細微に至り審かに記載するは拙き筆の能くすへきに非るを以て今單に其の一斑を記するに止むへし之を要するに西に桂離宮あり東に修學院離宮あり彼は深沈幽邃を主とし此は高明開豁を主とす彼は曲折微妙を以て勝り此は悠揚暢達を以て勝る共に天下の名園にして一たひ之を拜觀するものは記者の首の妄ならざるを知るへし

桂離宮

高野郡下桂村にあり本原より西南凡一里十町餘

東は桂川に境し西は西山一帯を望み北は遙に嵐山龜山等を見る四境幽閑にして仙臺の概あり昔天正末年豊太閤既に天下を一統し織田氏の遺緒を繼ぎ尊王の旨を祖述し人心を收攬せんと欲し正親町帝の皇孫陽光院の第六子智仁親王を請ふて巳が猶子と爲し八條の宮と稱し奉り爲めに別墅を桂の里に築く即ち此の離宮なり書院林泉共に小堀遠州の作にして臺殿亭榭みな曲折刻畫を極め樹竹水石妙趣を盡くさるはなし相傳ふ豊公の遠州に命して之を造らしめらるゝや遠州豊





公に約するに三事を以てす一に勞費を吝ひなかれ二に成功を急くなかれ三に成  
功に至るまで來り觀る勿れ恐くは作意紛出して作者の妨をなさん此の三事を守  
るに非ずんば名苑成すへからずと公之を諾し約を守り違はず遠州即ち其徒弟田  
納大藏少輔山科出雲守倉光日向守玉淵坊等と經營慘愴技術の秘蘊を盡くし數年  
の工役を勞して之を落成す地域總面積一萬三千百七坪桂川を引き湛へて池とな  
す水面の積二千三十四坪島嶼十餘數ありその後親王の第二世智忠親王また遠州  
に命し増築あり寛永年間御幸殿新御殿等の新築あり今に至り數百年樹は益す蒼  
古に石は益す坳奇臺殿亭榭林影水光と益相得て深沉掩映忽にして屈曲幽暗忽に  
して平遠縹渺造化の妙工人作の精美究竟に至らざるはなし且つ其の建物の如き  
も總建坪四百五十餘坪にして高低大小地に因り趣を異にし柱楹窓櫺より屏障の  
金具彫刻繪畫等に至り一時の名手を驅り巧思靈腕を揮ひたるを以て毎間其宜き  
に適し各室其奇を競ひ板せず複せず好事者をして之に入らしむれば前階後階應  
接暇あらず茫然歸るを怠れしむ實に京都第一の名苑にして恐らくは天下に其の  
比を見るを得ざるへし故一品淑子内親王薨去の後明治十六年九月改めて離宮と  
爲し現時は主殿寮出張所の管理する所となれり今其の宮殿林泉を區別して見聞





桂灘官庭苑圖





の大畧を記せん

宮殿 桂川橋を西に渡り川に沿ひ西北に屈折すれば北面に門あり御幸門といふ平時は閉つ門内南に向ひ一道小石を敷く御幸道といふ正面に中門あり中門 茅葺にして柱に檜の皮付を用ふ結構淡雅なり門外に方四尺許の板石あり腰輿を置く所と爲す中門に入り右折して橋を渡り又小門に入り斜に西に向ひ御車寄に至る

御車寄 東向前の飛石は遠州好み眞の飛石といふまた大石を置き杏脱とす六人の杏を駢ふへきを以て六つの杏脱さといふ玄關内四疊左杉戸の表裏に虎と胡枝花右は蘆に鶯松に鶴の畫共に永徳の筆なり槍の間を過ぎ古書院に入る古書院 二間廿四疊椽座敷七疊外椽の北の方欄間に桂亭の記あり南禪寺傳長老の撰并に書にして口を極めて離宮の勝概を誇詫せり東面方二間許の竹椽あり露臺なり親月の爲めに設けたるものといふ椽を過ぎて圓爐裡の間に入る圓爐裡の間 又た伺候の間ともいふ内に一疊大の洪爐あり杉戸の表裡に諫鼓と花籠との畫は永敬の畫なり

中書院 一の間六疊一に山水の間と稱す床の間張付及び襖みな探幽筆山水の畫



あるを以て名く袋棚小襖四枚に竹拒霜花水仙菊の畫及び棚下張付水邊樹木宿鶉の圖皆な同筆なり鶉の畫特に著名にして探幽三鶉の一といふ脇張付に李白觀瀑の圖襖の張付山水樓閣も同筆なり

二の間 八疊七賢の間といふ襖に竹林七賢梅花の畫は尙信の筆なり

三の間 十疊雪の間といふ床に雪竹に雉子の畫あり因て名く臨に梅及び襖の竹雪鷄雀樹木鳩蘆雁等同筆なり

縁座敷 東南折廻り八疊入口間杉戸の笠形取手は嘉長の作

樂器の間 三疊樂器を置きし所といふ杉戸外面柳に鷺燕子花内の方檜と蘆雁共に海北友松の筆なり南面に廣椽あり

御幸殿 新御殿といふ後水尾上皇東福門院と御幸の時新築せしものにして山莊に擬し構造素樸材皆な吉野丸太を用ふ入口杉戸の畫内面竹林東坡外面樹木尾長島の畫共に探幽の筆引手両面四季花手桶は祐乗の作にして足利氏の遺物といふ長押は吉野杉にて長五間餘釘隠は銀花金葉の水仙花嘉長の作なり御縁座敷七疊半滑敷居は東南に屈曲して七間あり加藤清正の進獻なりといふ

一の間 六疊上段間三疊合天井楓板を用ひ棹を黒塗となす眞の御棚は遠州好み

の隨一にして西北隅に屈曲して南端に付書院あり棚の大小十餘あり間架高低參錯して曲折の妙を極め材には紫黒檀紅花欄紅線椅檼檼伽羅唐桐唐桑等當時得かたき奇材を羅致したるものと見ゆ開き小襖の山水人物引違小襖上下凡て四張上の樹木人物下の荆棘竹枝小鳥等皆探幽の筆此棚は世に桂棚と稱し奇賞家は曠々絶稱して世に比類なしといふ

二の間 八疊床一間側に吹抜窓有り遠州好みにして木瓜豎形なり一の間二の間の中央羅文襖は黒漆髹の細木を交叉して月字を現はす襖引手は行體月の字にして赤銅無地嘉長の作筆者は鳥山若狹守といふ皆桂の里の稱呼に因て月の字を賣用せしなり次の間六疊持袋棚二段水屋五疊等あり

御寢の間 九疊劔璽の御棚一間二段中棚にして板は筋違ひに用る前に緞子障子四枚あり

御小座敷 四疊半御化粧の間といふ遠棚は遠州の指圖にして上持袋棚小襖四枚蘭菊梅牡丹中棚下二枚は竹に燕雀外六枚琴瑟書畫等皆な探幽の筆なり

御衣紋の間 三疊傍ら袋戸棚あり中三段御衣文を納るゝ所といふ御納戸八疊を歴て後ろ廊下より御手水の間に次ぎ御浴室より階十敷板を下り御廁あり



以上は離宮正殿の大形にして規模の宏壯なしと雖も雕繪の絢爛なしと雖古撲淡雅の中に深沈緻密の趣を寓し忽にして之を見れば只々是れ尋常敷獻宮に過ぎず仔細に點檢し來れば經營慘愴意匠の能事を盡くせり世に稱す此の離宮を園中より望むときは樓船の姿を成し古書院より御幸殿に至り逶迤雁行して趨勢極めて幽雅穩貼なりと是より進みて此離宮に最も絶倫なる林泉の概況を記さん

林泉 此の林泉は前にも記述せし如く許多の歲月と不費の勞費を積み許多の更革を歴たるものなれば人工の極巧宛然天然の如く縱横阿皆な姿趣を成し始め無く終り無く環の端無さか如し之を記するに宜しく何れよりすへきを知らず今假りに月波樓よりはしむへし

月波樓 樓にあらす亭なり位置高處にあり東に向ひ池面に映する月を望むに宜しきを以て白居易の月照波心一顆珠の句に取り名けしといふ東北破風下に松花堂筆樓名の額を掲ぐ一の間七疊半中の間次の間等あり各室とも床の間を除き承座なく段を以て昇り降りとし竹を椽とし藤繩にてからむ襖は遠州の好みにして中央を透かし絹子を張る引手はみな杉形嘉長作阿間の中央欄間一間一半を隔子とし一半を段張りとし極めて奇なり厨房板間の欄間に馬額を掲ぐ舊住吉神社

にありしものといふ外船に皇漢人乗合の圖にて裏に慶長十年奉掛御寶前とあり西南に鎌形手洗鉢あり小橋を渡り南の方池中に斗出する地角を龜甲と名く龜甲の對岸池邊に紅葉山あり許多の老楓叢生す皆な名種にして秋晚霜後月波樓邊より之を望めば丹青畫名狀すへからす紅葉山より水を隔て、松琴亭を望む昔は朱欄干の大橋を架せり當時泉石映帶の妙想見すへし今は只南端礎石のみ存せり石徑羊腸一昇一降林を穿ち水を渡り松琴亭に至る

松琴亭 南方高處に在り四邊松樹多し齋宮女御の琴のねにみねの松かせかよふらしいつれの緒よりしらへそめけんの歌意により名けしといふ東拂風に松琴亭三字類は後隔成帝宸翰なり書院茶室等遠州の最も心匠を費やせし所にして障目諦視すれば微に入り細に入り用意到らさるところなし今その萬一を左に記すへし

一の間 十一疊床の間壁間及び襖等青白二種の加賀奉書の方敷寸あるを石疊形に間錯貼附す藤欄開戸下持袋欄小襖二枚の山水人物及び横の方石爐の上に持袋欄小襖四枚水邊樹木小鳥等みな探幽の筆引手素銅結紐形は嘉長の作なり

次の間 六疊持袋欄小襖山水畫また同筆欄間は麻敷の堅寄せなり



御園 四疊の内一疊大目なり世に遠州八つ窓の御茶屋と稱し亭中の神髓骨子とも云ふへきものにして窓櫺明光線四隅に達し茶家の艶稱して措かざる所なり御床大目東方壁に一窓あり織部窓に似たり一隅に棚二段あり柄杓を置く所とす傍に袋掛の節枝有り室の四外排石最も妙なりといふ八窓の東池に臨み石を疊み手洗所と爲す昔は瀧泉混々として淨く以て盥漱に充て流れの手水と名く傍に石橋あり長三間餘巾二尺餘厚一尺白川石にして東西に架す加藤左馬助の進獻といふ橋を渡り四腰掛を歴て蘇鐵山に至り待合あり

四腰掛 九尺四方の萱葺土間にして四面敞開四方に各一の床を架し罌は卍字形を爲す故にまた卍字の腰掛ともいふ待合の茶室を去る程遠きを以て中間の休憩所となしたるものゝ如し東を流るゝ川を新川といふ

待合 外腰掛けともいふ傍に方二尺許棋形の水鉢あり前の蘇鐵は島津氏の獻上といふ松翠亭の正北池中石橋二半島あり天橋立と名く半島中紫色石は馬關産にして加藤清正の獻上といふ松翠亭より西中島に土橋を架す下を盤谷といふ夏夕螢火多きに由り名けしものなり傍近水中に河骨多し中に紅河骨は珍卉にして世に稀なるものといふ

賞花亭 中島の山上に在り亭後櫻花多し因て名けしものなり又た龍田屋と稱するは丹楓の風光亦た凡ならざるに由れり參詣雅經の詠に花のみやあるしなるへき山里はもみちの折もとひけるものをどわり全部構造茶店に摸し軒に暖簾を掛け紺地白上りに龍田屋或はたつたやの文字を現はす皆な青蓮院尊朝親王筆なり折廻り四疊敷腰掛あり亭名額は竹内良尙親王の筆亭前池に臨み石燈籠一基あり銘水螢といふ家仁親王の詠に池ひとみうつれば水の螢かとむかふもあかぬ夜半の螢

園林堂 方凡三間また中島にあり西向親王家歴代影像及び璽牌を安する佛龕にして智忠親王の代に新造する所なり審量品の園林諸堂閣種々寶莊殿の語を取り名けしものなり堂名三字額は後水尾帝宸筆本尊楊柳觀音畫像は寶鏡寺本覺院宮筆離宮となりしより璽牌等は相國寺中に移されたり堂前石燈籠二基あり櫻花一株重瓣にして南都の名種なりといふ堂前土橋を西に渡り左の方笑意軒に至る笑意軒 古句の一枝漏春微笑意の句を取り名けしものといふ一の間三疊床の間前に付書院あり後納戸三疊御東司あり中の間六疊南方聯子腰張に渡り初めの唐天鷲絨黒地輪な切に石壁みなるを貼附せり次の間七疊半西方袋戸棚あり北方水



屋に窓あり忘窓といふ造作の時篠竹一二枝と藤籬みを遺忘せしを好奇的故分に之を存し遂に窓の名となすに至れりといふ南椽側より西南山野を眺望すべく以て殿作御覽に便す延享中親王手記に茶屋中宜敷風景にて前は泉水後は野邊を見渡せり稻葉の體面白し後の藪三間程透させて風景殊によりしく往古後水尾上皇御幸の節後のやふを切られ候由如何さま様なれば西山丹波山大方見へて景色猶可宜云々となり口の間四疊襖の墨畫山水は尙信の筆引手素銅地椴形は嘉長の作東南椽側杉戸樹木に鳥の畫劍蝕して糝糊不分明なり椽側外矢形の引手は質唐金丈二尺九寸許にして極めて奇なり傳へいふ朝鮮國製作にして豊太閤の進獻なりと次に御膳組の間二間食饌調理の處にして棚架爐竈の微に至りまたみな意匠を凝らし裝置せり

以上は林泉中建造物の大略にして此外尙ほ一二の古記に見へ今無きものあり恐くは廢頽して撤却したるものならん凡て林泉中亭榭の數七橋を架すること十六、燈籠の數二十五、手洗鉢の數八、多々益々變化を生し一箇の重複を見す掩映點綴以て林泉の奇觀を大成すその他名花異卉奇石佳木の形狀出處等精細に叙し來れば僕を更ふるも暇あらざるを以て之を畧す之を要するに此の林泉は所謂四方面に築造したるものにして宮殿亭榭曲徑細溪に至り何れの邊より眺望するも側面の所なく面を易へ頭を換へ變化究りなく殆んど端倪すへからざるの妙あり人工の極致獨り造物の削成を髣髴するのみならず遂に能く化工の未だ至らざる所を補ふに至る賑草に此の御庭の風景又となし宮島の景色を感しぬるかこの御庭の風景と只二つはいける内の見物なりし云々とあるもあなから過贊といふへからす

附記

皇宮離宮拜觀の資格あるものは皇族高等官華族有位者從六位以上、帶勳者勳六等、各國公使及び其家族並に公使館屬員等にして外國貴賈及び學者藝術家等の特別拜觀を得るものは宮内大臣の特許あるものに限りすへて御苑内主殿寮出張所に至り掛員の指揮に従ひ拜觀すへし左に御所離宮御門内警手詰所に揭示ある拜觀人心得を附載す

京都御所離宮拜觀人心得

一 御所及離宮ノ拜觀ヲ許サレタル者ハ各自名刺ヲ出シテ案内ヲ乞フヘシ  
但拜觀人名簿ハ官位勳爵氏名等ヲ手畧スヘシ



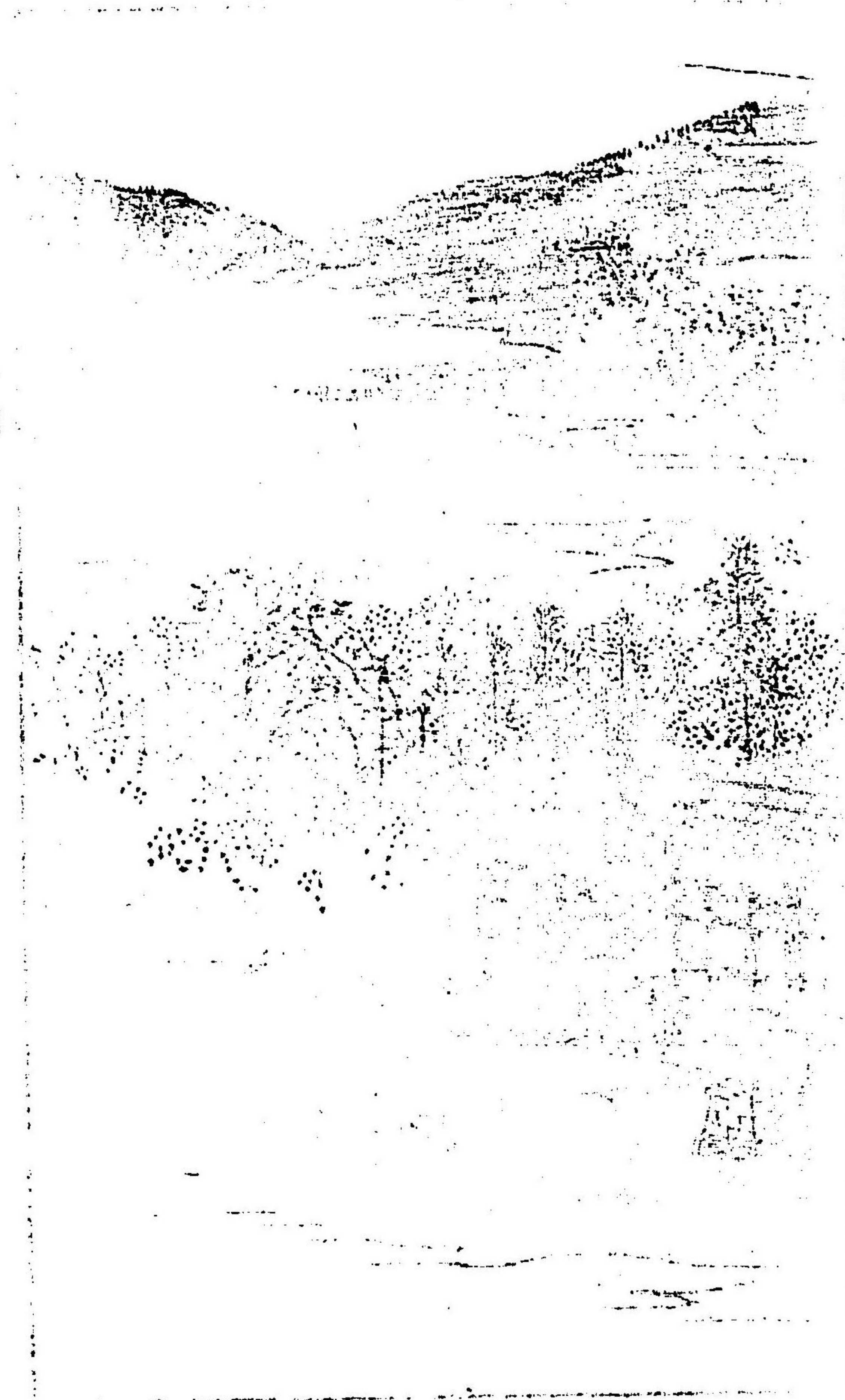
- 一 拜觀ノ際ハ案内者ノ誘引ニ從フヘシ扱ニ殿内ヲ徘徊スルヲ得ス
- 一 靴ノ儘ニ昇ヲ許サス
- 但外套襟卷傘杖等携帯品ハ昇殿ノ際隨從者又ハ殿丁ヘ預ケ置クヘシ
- 一 休息所ノ外殿内ニ於テ喫煙スルヲ禁ス
- 一 拜觀時限ハ午前九時ヨリ午後三時迄トス
- 一 官位ナキ隨從者又ハ乳母婢僕ハ殿内ヘ入ルコトヲ得ス
- 一 男子着流シハ拜觀ヲ許サス婦人ニシテ右ニ準スル服モ亦同シ
- 但高足駄ニシテ入苑スルヲ許サス

### 帝國京都博物館

本館の建築は明治新建築中に在りて完全無比と稱し其工費豫算金拾六萬八千餘圓は長くも帝室費中より御支出あらせられ工事は宮内省内匠寮に於て之を監督せり當初の設計は三層の煉瓦造となし純然たる洋風の建築とするの設計なりしが時恰かも尾濃慶英の變ありたるより大に將來に慮かる所あり俄かに變更して之を平屋の建築とすることとなりたり明治二十五年六月より起工し同二十八年二月落成の豫定なりしが其工事に念を入るゝが爲め同年十月に至らずんば竣功せざる可しといふ隨つて來春にあらざれば開館の期を見る可らず今はたゞ構造の概要のみを記せり

豊國神社の南三十三間堂の北に於て巍然として其中間に輪奐の美を發つものは帝國京都博物館なり土地高燥にして西に向ひ風色佳絶の境なり  
 城内方百間其面積一萬坪にして其内本館に屬する建築面積は九百餘坪間口四十一間奥行三十五間餘あり之を彫刻室一繪畫室九古器物室七中庭三及ひ玄関等に區劃せり



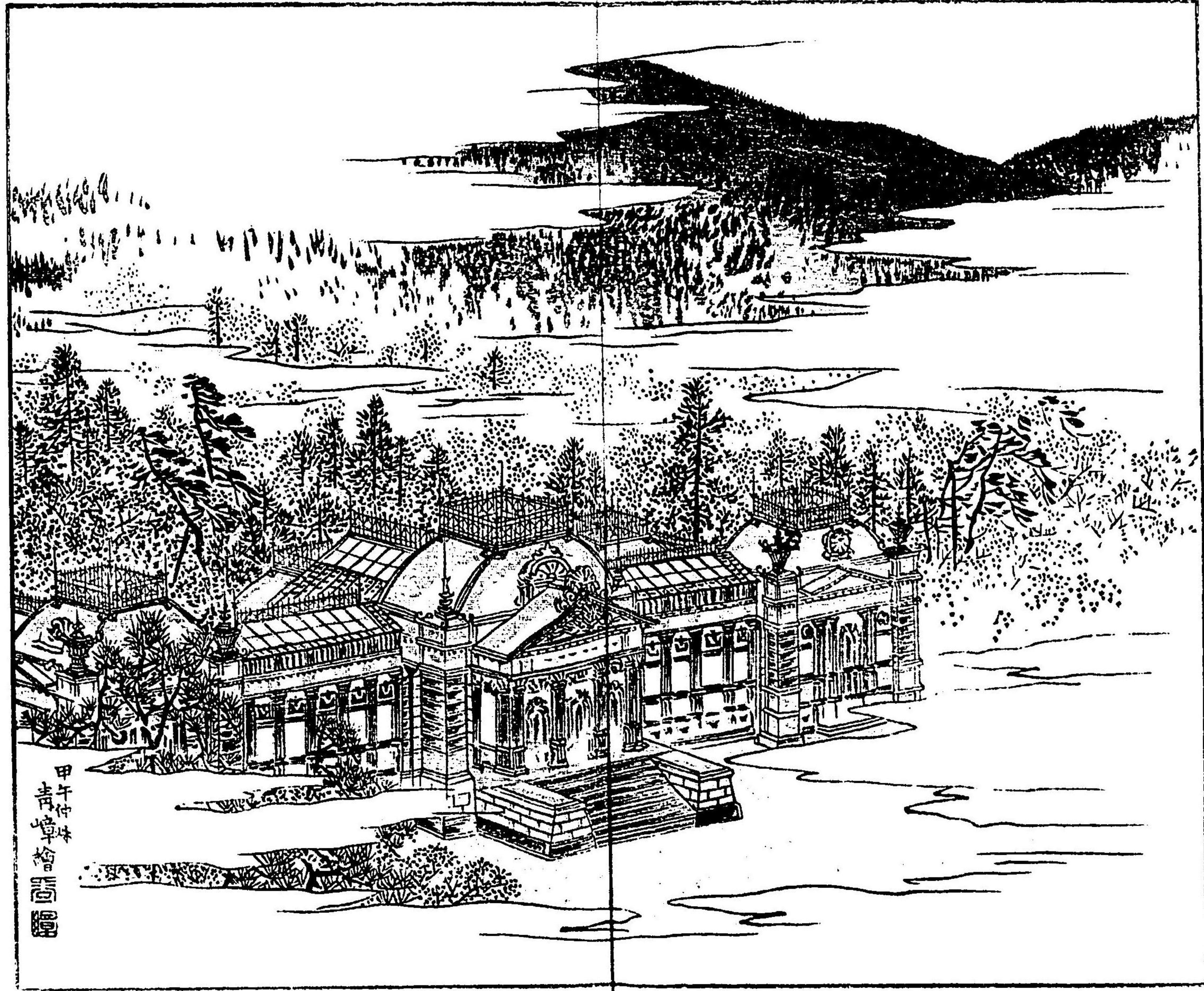


表門は半月形にて柱は大島産の御影石を用ひ門扉は鐵製にして甚だ強硬なり門と玄關との中央に一池あり池邊には花卉高麗芝を植う尙ほ雨水の分流を延き以て噴水を設くる計畫ありといふ

玄關即口七間正面の上には帝國京都博物館の七大文字を刻せり長三洲の揮毫に係る又た其上には意匠の神と稱する技藝天女と彫刻の祖と稱する毘首ひしう羯磨かまの兩像を彫刻せり是れは東京美術學校に於て最も意匠を凝し木像に刻して送りたるを更に石に刻したるなりといふ又玄關の左右に長三間幅一間宛の伊豫大島産御影一枚石を敷詰めたり

本館は特り建築の其精を盡したるのみならず各室の布置亦た其妙を極めたり先づ玄關を入れは方形の一室を古器物室五坪とし又た其東なる長方形の一室を彫刻室五坪とす之を中心として東南北の三方に各中庭あり各陳列室は此中庭を擁して布置せられ三方皆な其構造を同くせり即ち庭の三面に各長方形の室を設け之を繪畫室とし繪畫室の兩隅に古器物室を置き繪畫の九室古器物の六室は最も恰好に配置せられたり其他光線の引方空氣の流通等に至るまで注意實に周到なり

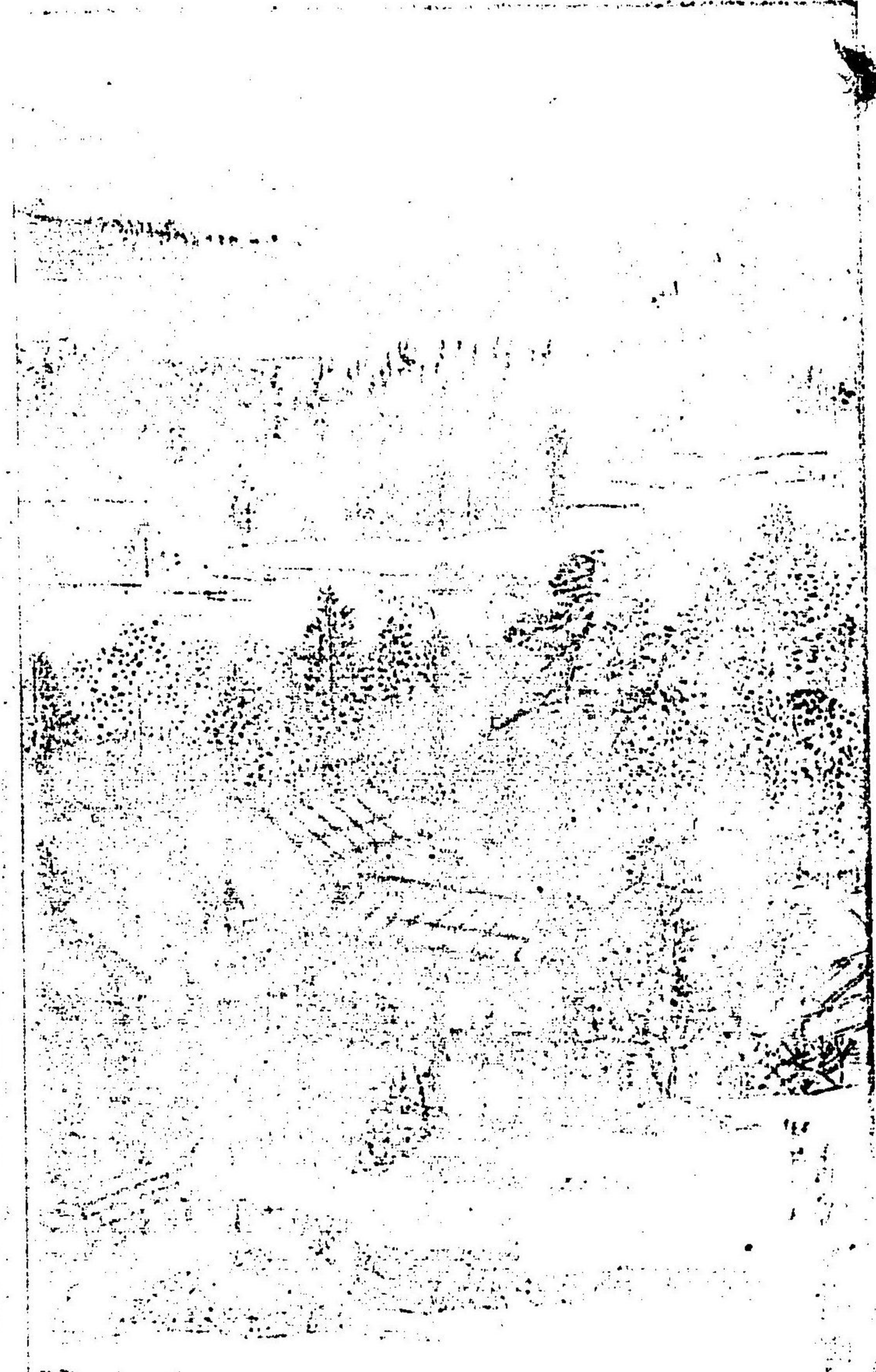




帝國自然博物館圖

甲午仲夏  
青嶽繪





本館工事の精到なるに至りては殆ど間然す可きなし今其二三を擧れば三十一箇所の避雷柱を建設し床下は之を六尺の高さとなし床と柱石との間には石盤を以て濕氣を防ぐの手當あり柱石には細小なる通氣孔を施し石材及び煉瓦の間に鐵棒を貫き之を緊き純セメントを以て接合せり各室の窓は其數を少くして且つ之を細小ならしめ中央の天井は之を硝子屋根となせる等にて之を要するセメント及び硝子は悉く獨逸より直接に買入れたるものなり又關其他に施す唐銅一枚編透しにて其裏面には鏡に用ゐる硝子を嵌め各室は組天井となし柱及び彫刻に用ゐる木材は総て姫小松にして床板其他の材木は一切尾張産の檜を用ゐたりといふ事務所は本館の後に在りて東面せり妙法院前より出入す



官衙

府下の官衙は其数多からず今地方廳裁判所等をはじめ山城國中に在るものゝ位  
置管轄區域の大畧を一覽表として之を示し丹波丹後にあるものを畧すまた管轄  
區域を擧ぐる必要なものは之を省く

諸官衙一覽表

名	稱	位	置	管轄區域
京都府	警察部	上京區下立賣通新町西入	府廳内	丹後全區、丹波五郡
上長者町警察署	署	上京區上長者町通智恵光院東入須賀町	府廳内	三條通以北、堀川通以西、郡界迄
中立賣警察署	署	上京區中立賣通烏丸西入	府廳内	堀川通以北、郡界迄
川端警察署	署	上京區川端通丸太町下ル	府廳内	三條通以北、寺町通(廣小路以北ニテ榮木町通)以東、郡界迄
松原警察署	署	下京區松原通建仁寺町東入可火町	府廳内	三條通(古川町通)以東、三條北邊通(以南)以東、郡界迄
五條警察署	署	下京區五條橋中島	府廳内	三條通以西、郡界迄
堀川警察署	署	下京區堀川通錦小路上ル	府廳内	三條通以南、西洞院通以西、郡界迄

下鴨警察署	署	山城國愛宕郡下鴨村	愛宕郡
山科警察署	署	山城國宇治郡山科村	宇治郡
桂警察署	署	山城國葛野郡桂村	葛野郡
向日町警察署	署	山城國乙訓郡向日町	乙訓郡
伏見警察署	署	山城國紀伊郡伏見町	紀伊郡
大久保警察署	署	山城國久世郡大久保村	久世郡
井手警察署	署	山城國綴喜郡井手村	綴喜郡
木津警察署	署	山城國相樂郡木津村	相樂郡
收税部	部	府廳内	
京都監獄署	署	上京區竹屋町通千木東入町	
愛宕郡役所	所	山城國愛宕郡田中村	愛宕郡
葛野郡役所	所	山城國葛野郡太秦村	葛野郡
乙訓郡役所	所	山城國乙訓郡向日町	乙訓郡
紀伊郡役所	所	山城國紀伊郡伏見町	紀伊郡
宇治郡役所	所	山城國宇治郡龍圖村	宇治郡



久世郡役所	山城國久世郡院町	
綴喜郡役所	山城國綴喜郡田邊村	
相樂郡役所	山城國相樂郡木津村	
京都市參事會	府府内	
上京區役所	入三丁目	京都市、愛宕郡、葛野郡、宇治郡ノ内一部
下京區役所	下京區五條柳馬場盤龍町	
京都地方裁判所	上京區丸太町通富小路西	
京都區裁判所	入ル町	
伏見區裁判所	山城國紀伊郡伏見町	紀伊郡、乙訓郡、久世郡、綴喜郡、宇治郡ノ内一部
木津區裁判所	山城國相樂郡木津町	相樂郡
主殿寮諸陵寮出張所	御苑内西南	
京都郵便電信局	上京區三條通東洞院東入	
今出川郵便電信支局	上京區今出川通大宮東入	
五條郵便電信支局	下京區五條橋中島	
七條電信支局	下京區七條停車場内	

京都 大隊區司令部 上京區出水通油小路西入ル町  
 大阪大林區京都小林區署 下京區智恵院内

### 紀念祭設計及協賛會

千古未嘗有の盛典として内外人民の瞻仰する平安遷都紀念祭は古の京白川即ち上京區岡崎町に於て執行せらるゝなり五畿八道はもとより蝦夷の奥沖繩の島に至るまで士女老若の子來して桓武天皇の尊靈を追賛奉拜し今上天皇陛下の御鴻業を頌し奉るは勿論歐米各國の人々より四夷八荒の者をもに至るまで世界無比なる御國の國光を景慕して來拜するもの踵を接し肩を並へ其盛なる雲霞の如く京洛中の繁昌は今より想ひ遣らるゝなり

抑萬世一系世界無比の尊とさ御國體たることは申すも畏し神武御創業以來凡一千四百五十年列聖相承勵精圖治の皇澤に因り文物制度大に進み此大都を經營せしめらるゝの機運に達し又此御代に當り蝦夷掃蕩其功を奏し御國の版圖全く定まりたるを以て申すも畏きことなれども桓武天皇に臻り王業其成を告げたりと



稱し奉る可し悲く惟に桓武天皇英邁の雄資を懐抱し經畧の大業を恢弘し帝京の  
 屢は遷移す可らず國都の宏壯雄麗ならざる可らざるを察し給ひ地を山城國葛野  
 郡宇太村に相し葛野愛宕の阿郡に踰がり四神擁護の靈地山河襟帶の形勝を擇び  
 帝都を經營せしめらる平安京即ち是れなり王城の規模國都の規畫一に宸裁に出  
 で萬古不易の鴻業を定め給ふ爾來歴世相承敢て渝ることなく今日に及び一千百  
 年の星霜を經過せり明治維新國勢一變して皇居を江戸城に定め給ひたりと雖も  
 稱するに東京を以てし我平安は依然として京都の號を改めず國家の大體なる登  
 極大嘗の典禮は必らず之を此地に行はせらるゝことと定めらる是を以て桓武天  
 皇の遺範に遵はせられ京都を重んぜらるゝの聖旨を見るに足る蓋し萬世一系の  
 帝國にして千載不遷の舊京あるはまた他に比類あることなし實に日本帝國の光  
 輝にして桓武天皇の遺徳と申奉らざる可らず爰に明治廿八年は即ち桓武天皇延  
 曆十五年正月朔始めて大極殿に御して正朔の拜賀を受けさせられ平安城の規模  
 全備せしより一千一百年に相當するを以て京都市民は茲に平安遷都紀念祭執行  
 の事を計畫せり初め明治二十五年五月實業協會に於て會員碓井小三郎より其事  
 と建議し全會一致之を贊成し協會員より其事と市參事會に建議す市參事會に於

ても之を可とし市會を開き四十號議案を以て其事を議決せり依て委員を撰定し  
 内貴甚三郎を委員長とし其設計方案を調査し其十月を以て其旨趣書を内外に廣  
 布せり其大要は來る明治二十八年は平安京造營已に成り桓武天皇始めて大極殿  
 に御し朝賀を受け給ひしより一千百年に相當するを以て茲に平安遷都千百年紀  
 念祭を舉行し桓武天皇の尊靈を奉祭し其聖徳を追贊し其鴻業を瞻仰し此千百年  
 間に於て發達したる事業を表彰し我日本帝國の隆運を賀せんとするは即ち是れ  
 紀念祭の本旨にして斯る大祝祭は日本全國民の相共に企圖計畫す可き所なれと  
 も京都市民は輦下に住し殊に德澤に浴するの厚きを以て熱心奮發して首唱發企  
 の地に立ち廣く尊王愛國の士の贊成をこふといふにあり其十一月には市會に於  
 て紀念祭の日に車駕御臨幸請願の事を議決し宮内省に其請願書を奉呈し二十六  
 年三月にいたり委員組織を改め名譽職委員を十五名とし其分課を定め京都府廳  
 よりも其官吏を委員とし紀念祭事務を取扱はしめ府知事より平安神宮を造營し  
 永く京都に御鎮祭めらせられんことを奏請せり此の擧は京都市の大事業にして上  
 は皇室に關し外は外國に關し内は京都の盛衰利害にも關するを以て委員はしめ  
 市會議員皆其事に熱心し盡力至らざるなし其事務の大なる者は祭典部は祭典一



切の事を掌どり編纂部は平安通志京華要誌の編纂より其他文事を掌どり接待部は來賓旅客に關する接待の事を掌どり會計部は出納を掌どり土木部は造營建築に係る事を掌どり博覽會部は勸業博覽會に關する事務衛生部は衛生に關する事務庶務部は其他庶般の事を掌どり委員長は全部一切の事を整理し其職事を行へり日期の短かき事業の大なるにも拘らず其事を成し得たるは是亦神明の祐助ありしを以てしるへし一たび此の事の發表せらるゝや長くも皇室及び皇族の御庇保あり華族貴紳を始め全國人士の贊成同感を表するもの續々として雲の如く茲に平安遷都紀念祭協贊會の設立を見るに至れり協贊會は明治二十五年十一月東京に於て京都出身の人及び東上委員の協賛に成り協贊會は京都市の執行する平安遷都百年紀念祭に協同し其事業を贊助するを目的として設立せられたるものなり事務所を京都及び東京に置き支部を各地方に設け總裁には有栖川煇仁親王殿下を奉戴し殿下薨去の後更に小松彰仁親王殿下を仰請し會長には公爵近衛篤磨氏副會長には子爵佐野常民氏を推選し幹事十二名を置き本會の事務及び會計を分掌せしむ評議員は貴顯紳士及び各地の名望家を撰舉し支部長は北海道廳長官各府縣知事に囑托して支部に係る事務を管理し又委員を各地方に囑托せり御下賜金

を始めとし朝野の貴紳有志者の寄附金殆んど參拾萬圓に垂とす如何に紀念祭が忠良なる帝國人士に歡迎せられしかを知るに足らん

加之政府は此紀念祭の舉を機として第四回内國勸業博覽會を京都に開かる京都市民は大に力を得て益々此の事業を發揚せんが爲め我日本の中部繁昌の地方を劃し東は名古屋伊勢の山田岐阜滋賀の如き西は廣島岡山又は金刀比羅神戸大阪奈良の如き遠東瀛船海陸旅行の至便なる交通利器の發達したる各地を聯合して各種の趣向を凝し聯帶運動の協力を勸誘し到處に贊成を得たるを以て明治二十六年四月聯合府縣の委員は各地豫期の施設を齎らして京都に會同し聯帶要領十數件を決議したり

又紀念祭協贊會に於ては桓武天皇の平安京造營の時に當り深く宸慮を留め給ひしは大極殿なるを以て此たび此大極殿を模造し以て奉祝の意を表せんとするや畏くも事聖聽に達し内帑金貳萬圓下賜の恩命あり又同會は此千載一遇の好機を以て平安神社を建設し桓武天皇の神靈を鎮祭し奉り追慕尊崇の意を表せんとし清穆の神宮を建設し模擬大極殿を以て拜殿に供し廿八年を期して肅雝の大祭を舉げん爲め神社創立の事を出願せしに明治廿七年二月十日京都府知事より開届



の指令あり尋で平安神社社格及び神號の下賜を出願せしに同年五月三十一日平安神社を平安神宮と稱せられ社格を官幣大社に列せらるゝ旨仰出され又同神社創立の事聖聽に達するや金五千圓を下賜せられたり

附記

紀念祭協賛會は七種の章牌を規定し金員の寄附者又は同會に功勞ある者に贈與することとし第一種金製徑一寸第二種金製徑九分第三種銀製徑一寸第四種銀製徑一寸第五種銀製徑九分第六種白銅製徑九分第七種白銅製徑八分五厘に區別し右は拾圓以上の寄附者に限り謝狀を添て贈與することとし又別に參拜章は白銅製徑八分とし拾圓以下の寄附者には謝狀を添て之に贈與することとし尙は相當代價金壹圓を納付するものにて之を授與することとなせり  
紀念祭協賛會より交付したる紀念章又は參拜章佩用者に限り濠車濠船賃の割引票を交付するの特約成れり其使用日限は明治廿八年三月廿五日より同七月廿五日迄を期間とし京都を中心とし東西兩部に分ち之を發行す即ち東部日本本鐵道(一割)兩毛鐵道(同上)甲武鐵道(同上)炭礦鐵道(五割)総武鐵道(二割)關西鐵道(三割)參宮鐵道(同上)大阪鐵道(二割)阪堺鐵道(同上)山陽鐵道(同上)廣岐鐵道(三割)日本郵

船(五割)關西同盟濠船(一割)天津太湖濠船(三割)奈良鐵道(一割)にて西部は九州鐵道(同上)筑豊鐵道(同上)播但鐵道(同上)淀川濠船(同上)等にして東部區域に屬するものと雖も參拜を終へ聯合區域内(伏見奈良大阪堺神戸岡山廣島琴平)の見物をなすものある時は西部區域に屬する割引票を交付す可く西部區域に屬するものゝ東部區域(天津彦根伊勢岐阜名古屋)に於るも亦同し又官設鐵道は別に乗車票を要せず京都に往復するものに限り二割引の往復切手を賣渡さる

平安神宮 附紀念殿

吉田黒谷聖護院の森は後を掩ふて蒼鬱たり疏水運河は前を擁して流れて鴨川に注けり遠くは比叡受容の高嶺を望み近くは東山の翠光を掬す可し此爽塏清淨の靈場こそ即ち是れ官幣大社平安神宮にして桓武天皇の尊靈を鎮座し奉れるところなれ

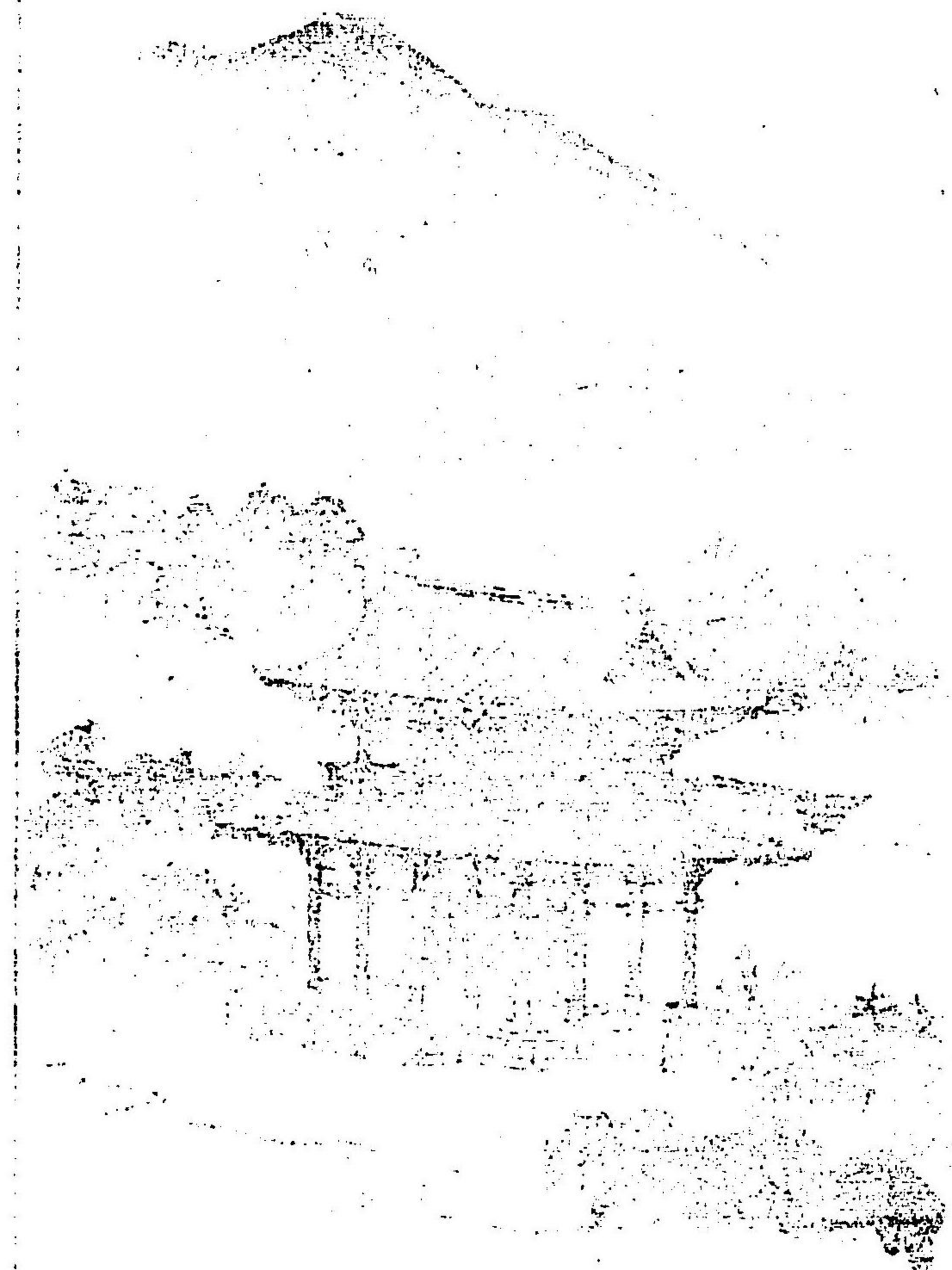
本社は近衛公爵等紀念祭協賛會を代表し明治廿七年一月十三日を以て其創立を出願し同年二月十日を以て開届けらる又同年五月三十一日社格並に神號の下



賜を出願したるに同年七月二日を以て平安神宮と稱せられ社格を官幣大社に列せらるゝ旨仰出され本年三月十五日を以て鎮座式を舉行するととなり域内面積一萬六百四十五坪神殿は南面して記念殿を以て拜殿とす其工事は明治廿七年二月十三日に起工し本年二月二十五日を以て竣功せり其構造は二間社流造檜皮葺にて桁行廿七尺八分梁間廿八尺三寸五分坪敷廿一坪餘あり本殿の前に祝詞屋あり桁行廿尺三寸八分梁間十一尺八寸四分坪敷六坪七合なり又後門あり柱間九尺繞らすに二百八十六尺の透塀を以てせり本殿其他とも一切白木の構造にて社務所神饌所神庫等も悉く具備したり周邊は土壘を以て圍繞し壘内は一面に清浄なる白川砂を敷き神々しきこといふばかりなし

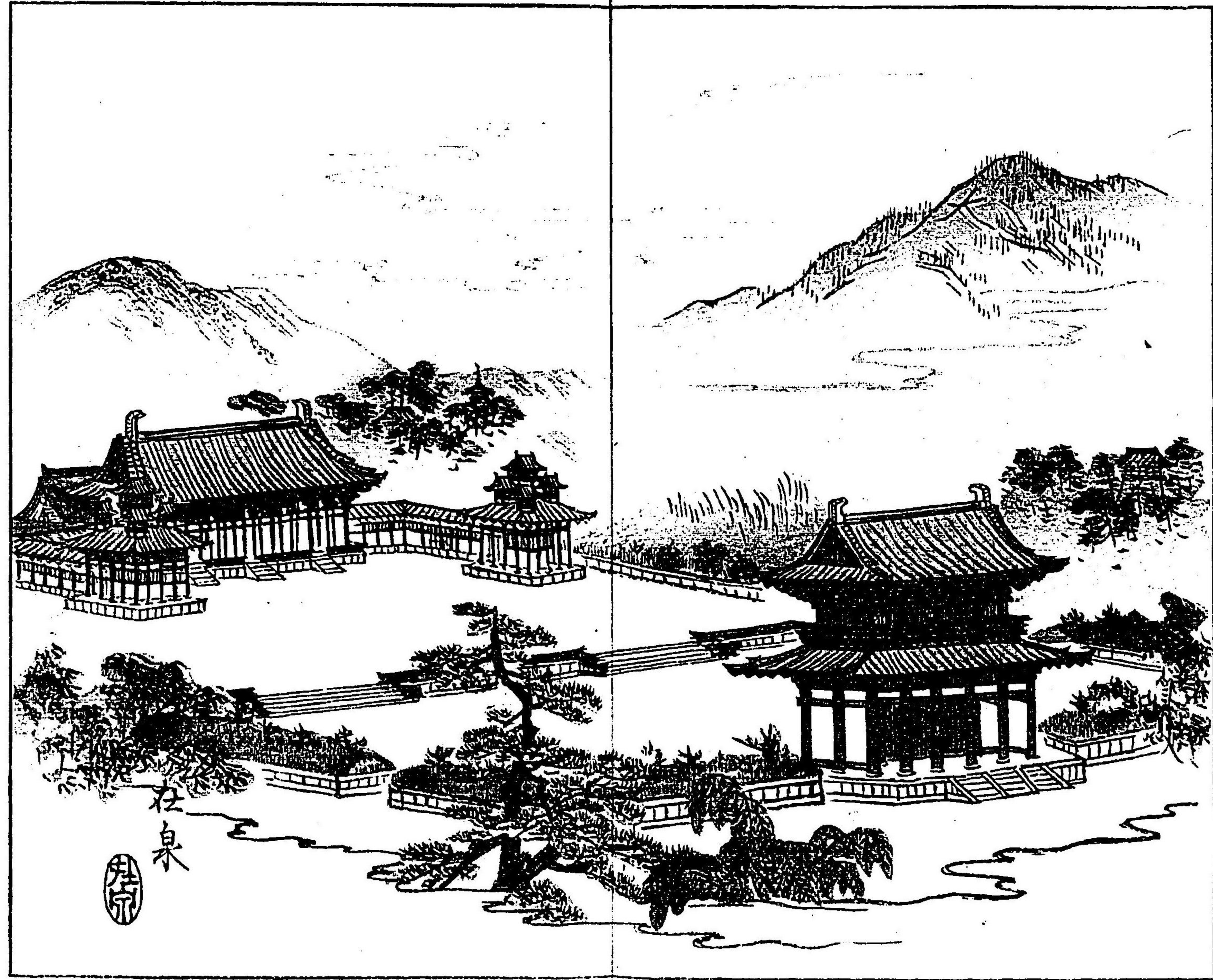
本社の大祭は本年四月三十日を以て舉行せんとす蓋し平安京御造營の御事の決定したるは延暦十二年三月十二日にして之を推歩すれば本年四月三十日に相當するを以て同日大祭を舉行する由縁なり

本殿の左右に苑囿を設く各一大池を穿つ東にゐるを蒼龍池といひ西にゐるを白虎池といひ粗は龍虎の形を爲す懸泉あり樹石清楚にして百卉美を争ひ記念殿の華麗神宮の高潔と相映帯して美觀を極む本社維持金として既に貳萬圓を備ふる

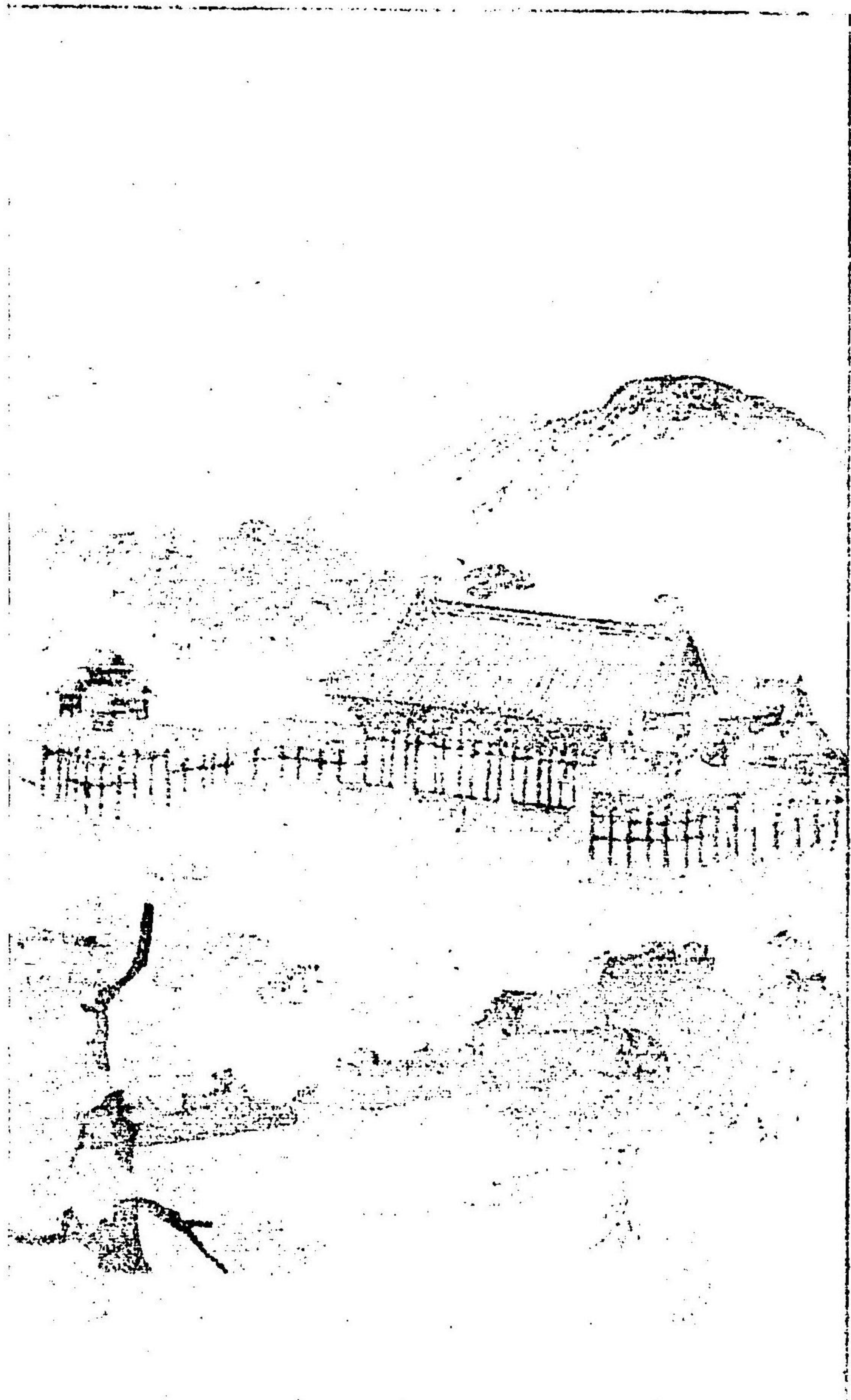




平安神宮圖







に至れり四方子來の民參拜するもの雲の如く永く帝の遺徳を追慕尊崇し奉らんと  
金銅の鴉尾は燦爛として朝暾に耀き碧瓦金瑤は丹朱の楠梁楹柱と夕陽に映じ規  
模宏雄偉森嚴なる大建物あり之を紀念殿と名く即ち桓武天皇の平安京造營の  
時に當り最も叙慮を軫め給ひし大極殿を模造し以て景仰の意を表するものにし  
て恩賜金をはしめ四方有志の協賛金より成る平安神宮を創立せらるゝに及んで  
本殿を以て其拜殿に充つることなれり

粟田口より疏水運河の慶流橋を一直線に第四回内國勸業博覽會場の正門より縦  
貫し又一方は夷川筋より東冷泉橋を渡りて東にすゝみ左の方を神門とす即ち模  
造應天門なり

應天門は本殿の正門なり桁行六十尺梁間廿四尺面積四十坪にして五間三戸高六  
十四尺あり土壇の上に建立する兩層にして階上に椽を廻らし椽に朱欄を設けり  
組物は一種奇抜なる形式にて他に比類なく軒は二ヶ軒ニヶ軒にして垂木は楕圓形を成  
し尾垂木の形は強勁にして千百年前當時の嗜好を表はしたり全部丹を以て塗り  
壁は白土を用ひたり屋は碧瓦を用う應天門より北三十三間にして龍尾壇あり  
龍尾壇は東西に亘りて長二百八十尺あり壇に朱欄を設く左右二ヶ所の登路あり



各三級の石階にして何れも袖勾欄を附したり之れより二十五間を紀念殿となす  
 紀念殿は南面にして桁行百十尺梁間四十尺あり面積は百廿二坪餘にて土壇の上  
 に建つ高五十五尺之を往古の大極殿に比すれば其半に満たずと雖も莊麗なる一  
 大建築なり中央を身舎とし之を周りて入側あり五十二の丹楹整然として之が分  
 界をなせり天井は板を用ゐず凡て楕圓形の化粧垂木を露出せり床は飯糞を四半  
 に割り合せたり土壇は高五尺東西百二十八尺南北五十八尺あり南北両面に各三  
 箇の石階あり階は九級とす土壇の周圍に朱欄を設く全体の形式簡素にして繪棟  
 彫刻等の景容なし組物式は南都唐招提寺の金堂と髣髴たるものあり全部丹を以  
 て塗り裏甲垂木の木口等は黄土を用ひ屋は鮮麗なる碧瓦にして棟の兩端には金  
 銅の鶏尾燦爛として耀き之を望見すれば坐ろに延暦の昔を追想せしむ  
 紀念殿の左右に歩廊あり東西に走ること各七十尺折れて南に下ること又九十九  
 尺廊は連子を以て二つに劃し兩側は歩行するを得可し廊の終端に各高樓あり一  
 を蒼龍といひ一を白虎といふ  
 蒼龍樓は東に在り白虎樓は西に在り構造は同一にして何れも桁行梁間各卅二尺  
 四寸八分面積各廿九坪餘にして中央及び四隅に望樓あり

本殿の工事は明治廿六年十月一日を以て起工し同廿八年二月二十五日を以て竣  
 功せりわゝ此短日子を以て此莊麗なる一大建築を竣功し茲に世界未曾有の一大  
 盛典を舉行するを得るもの蓋し天皇在天の神佑に是れ由らずんばあらざるなり  
 案するに桓武天皇都を平安に奠り大内裏を經營し給ふや其の中央に朝堂院を  
 建設し以て朝廷の正殿國家の外朝となし給へり三代實錄に貞觀八年柏原山陵  
 に告げ給ひし宣命にも此宮は掛卷も畏き天皇桓武天皇の御事なりの云々八省院は殊に御  
 意を留めて國の面と作粧ひ賜ひさどありて天皇の最も叙念を盡して國の面と  
 御造營ありしところなれば其規模の如何に宏大雄麗なりしを知るべし今紀念  
 祭を行ふによりて天皇の御大業を今日に仰き奉るため八省院中主要の兩三宇  
 を撰みて之を模造したるものなり即ち大極殿は固より其主眼とする所なれば  
 官を待たず應天門は其正門なり龍尾壇は全域を上下に區分して大極殿を秀高  
 ならしむるもの又た步廊は之が兩翼をなし蒼龍白虎の兩樓は東西對峙して全  
 体の規模を完全ならしむるによりこれを撰取したる所以なり之を原形と比す  
 れば著るしく縮小せり大極殿は十六尺の楹間を十尺に變せり故に原形より面  
 積に於て二倍半小に容積に於て四倍小となれり步廊及び兩樓は原形楹間十尺